

徽州文書新探

——『新安忠烈廟神紀實』より——

宮 紀 子

はじめに

一. 『新安忠烈廟神紀實』簡介

二. 至元二十五年の道佛闘争

(1) 原文と粗譯

(2) 解説

三. 加封申請への道

(1) 原文と粗譯

(2) 解説

おわりに

はじめに

現在、明清時代の研究者を中心に研究が進められている徽州文書は、なによりも當時そのまの姿をとどめる現物であり、書かれた時點の作爲はともかく、少なくとも後世の事情による改竄は受けていないという強みをもつ。しかしその内容は土地關係の契約文書や帳簿が大部分を占め、地域性、周邊性がきわめて強く、中央から發令されたものは、あまりない。具體的な、詳細な事例、數字を提供してくれはするものの、個々の文書どうしの關係はあいまいである。また致命的な缺點は、宋および大元時期のものが極端にすくなく、通史的な俯瞰が不可能なことである⁽¹⁾。最近では檔案も公開されつつあるが、やはり宋、大元時期のものは、まず残っていない。

いっぽう、書物の中に残された徽州の文書は、テーマ別に、ある意圖をもってまとまって配列されていることが多く、背後にある事情をくみ取りやすい。唐から大元時代の文書

(1) 中國社會科學院歷史研究所收藏整理『徽州千年契約文書 宋・元・明編』第一卷（花山文藝出版社 1991 年），劉和惠「元代徽州地契」（『元史及北方民族史研究集刊』8 1984 年 5 月 28～34 頁），劉和惠「元代文書二種引證」（『徽州學叢刊』1985 年 82～85 頁），劉和惠「元延祐二年契」（『文物』1987-2 90～91 頁），周紹泉「徽州元代前后至元文書年代考析」（『江淮論壇』1994-4 80～84 頁）

もそれなりにある。文書を収録する典籍がいつ、誰によって編纂されたのか、中國史、時代史全體の中で、それがいかほどの意味をもつのか、そこにしるされた事実が特殊なことなのかどうか、同時代資料と比較して見定めることも可能である。徽州には、まず羅願の『新安志』があり、洪焱祖『延祐新安後續志』十卷、朱同『洪武重編新安志』十卷、景泰年間の孫遇、成化年間の周正の増訂本を全て踏まえた、明の地方志としてはきわめて出來の好い『弘治徽州府志』、『嘉靖徽州府志』という地方志が残っている。また宋から明にかけて多くの政治家、文人を輩出したので、かれらの手になる文集、筆記にも恵まれている。徽州のひとびとは、とりわけ書物の編纂、刊行に熱心であった⁽²⁾。

そもそも典籍や碑石に見える文書は、由來がはっきりしているうえ、ある個人、集團にとって特に重要なものを選びすぎり、後世に遺そうという意志のもとに刻されているのだから、偶然に發掘、發見される斷片的な——當地の諸官廳に保管されていた文書群全體からすれば九牛の一毛に過ぎない——後世では文字通り塵紙にしかすぎなくなってしまった文書とは、歴史的な意味合いにおいて最初から比較にならない。ある地方のある文書の斷片から、即、當時の王朝全體の制度や文化を語ることが、ナンセンスなのはいうまでもない。まとまった典籍、碑刻資料があるならば、それをまず主軸に研究し、斷片は斷片としてあくまで参考資料として使用するべきだろう⁽³⁾。たとえ、典籍、碑刻を解析することが編纂者、立石者の敷いたレールの上を走ることにほかならなくとも⁽⁴⁾、いったん、そこを走ってみることは、必要な作業にちがいない。いかなる風景を見せたかったのかを知らなければ、見せたくないものが何だったのかも理解できない。視界を完全に遮ることができずに、餘計なものをうっかり見せたり、いらぬアナウンスなどを流してボロを出してく

(2) 大元ウルス治下の例をあげれば、大徳年間に徽州路の總管兼管内勸農事をつとめた郝思義は、『朱子語類』、『農桑輯要』を刊行して頒布し、至順元年にダルガであったマスワードは鄭鎮孫の『歷代蒙求纂註』を郡學から刊行させた。

(3) 李逸友『黑城出土文書 漢文文書卷』(科學出版社 1991年)や『俄藏黑水城文獻 漢文部分』(上海古籍出版社 1997年)において公開されたエチナ路カラ・ホトの文書群が重要視されるのは、當該地がモンゴル諸王、王子たちが駐屯、通過した東西交通の要のひとつであること、にもかかわらず比較検討に用いるべきまともな地方志、當地の政治にかかわった人々の文集が残っておらず、ふつうの漢語文獻では知りえないデータが多く含まれていること、以上の理由による。カラ・ホト文書群だけでは、とうじのエチナ路の年代史、社會史すら記述できないのが、現實である。なお、大元時代の漢語文書の紹介としては、ほかに杉村勇造「元公續零拾」(『服部先生古稀祝賀記念論文集』1936年4月 571～583頁)、張平「新疆若羌出土兩件元代文書」(『文物』1987-5 91～92頁)、何德修「新疆且末縣出土元代文書初探」(『文物』1994-10 64～86頁)、隆化縣博物館「隆化縣鴿子洞元代窖藏」(『文物』2004-5 4～25頁)などがある。

(4) 拙稿『『龍虎山志』からみたモンゴル命令文の世界——正一教教團研究序説』(『東洋史研究』63-2 2004年9月 94～128頁)參照。

れることもあるのだから。そうして、おぼろげに見えてくるその地域の歴史事情、人間関係の中で、現物の各徽州文書をみなおせば、また違った様相を呈してくることだろう。その試みとして、唐から明初にかけての徽州の歴史、中央政府との関わり、人々の生態をあえて典籍中の文書を中心に概観する作業をこんご数年に亘って行い、資料としての優位性を確認し、もうひとつの徽州文書研究の可能性を提示してみたい⁽⁵⁾。

明朝廷の大物官僚であった程敏政は、『新安文獻志』、『弘治休寧志』、『新安程氏統總世譜』、『程氏貽範集』などを編纂し、自身の故郷である新安を顕彰することにとりわけ熱心だった人物だが、次のようなことばをのこしている。

新安は萬山の中に在り、兵燹少なく、經號多し。舊族は程、汪の兩姓尤も著しきを爲す。程は陳の將軍忠壯公を祖とし、汪は唐の總管越國公を祖とす⁽⁶⁾。

と。また、

〔我が高皇帝の〕即位の初め、大いに祀典を正し、姪昏の祠は、一切報罷す。徽の存する所は、惟だ越公及び吾が遠祖忠壯程公の二廟のみ⁽⁷⁾。

ともいう。歴代の中央政權によって祖廟を保護され、また、官僚、儒者など、それなりの人材を提供しつづけたこのふたつの名族のうち、程氏については、すでに別稿で簡単ながら紹介した⁽⁸⁾。いっぽうの汪氏は“十姓九汪”を號するいきおいであったとい⁽⁹⁾、じじつ、大元ウルス治下において編集された家譜だけでも、汪松壽『汪氏淵源錄』十卷（明正徳十三年重修本）⁽¹⁰⁾をはじめ、汪炤『新安旌城汪氏家錄』七卷（泰定刻本）⁽¹¹⁾、汪

(5) さいきん、趙華富は、明刊本『婺源茶院朱氏家譜』に収録される朱文公廟にかかわる「批田入祠契」と「契尾」を紹介した。かえりみて、施一揆が紹介した大元時代にかかる福建泉州地区の土地文書八件も、陳埭の丁姓を名乗るムスリムの家譜から抄出されたものだった。趙華富「元代契尾翻印件的發現」（『安徽大學學報』哲社版 2003年5月 27～29頁）、施一揆「元代地契」（『歴史研究』1957-9 79～84頁）参照。

(6) 『篁墩程先生文集』（京都大學附屬圖書館藏明正徳二年徽州刊本）卷三八「書堯山汪氏族譜後」

(7) 『篁墩程先生文集』卷十三「休寧烏龍山汪越公廟田記」

(8) 拙稿「程復心『四書章圖』出版始末攷——大元ウルス治下における江南文人の保舉——」（『内陸アジア言語の研究』XVI 2001年9月 71～122頁）

(9) 『師山先生遺文』（靜嘉堂文庫藏明刻本）卷四「外家汪氏遺事」“新安汪氏。自越國公華以六州歸唐。其後始著以大六邑之間。號十姓九汪。衣冠相望。代有顯者”。『芳谷集』卷下「汪縣令臺誌銘」“歛爲大州。汪氏占十九。簪組林立。爲閭家”。『篁墩程先生文集』卷二七「城北汪氏譜序」“徽郡惟汪氏。姓最著。族最多。故昔人有十姓九汪之謬”。

(10) 汪松壽は四川紹慶路儒學教授を務めたことがある。なお、この書に付せられた泰定三年十一月十五日付けの集賢大學士榮祿大夫廉希貢の序文は、『新安汪氏重修八公譜』（東京大學東洋文化研究所藏明刊本）に再録されている。『雲陽李先生文集』（靜嘉堂文庫藏明弘治刊本）卷四「汪氏族譜序」も『汪氏淵源錄』のために書かれた序文であり、卷七「汪氏永思堂記」にいう“汪氏世系譜錄”も『汪氏淵源錄』を指す。

(11) さいきん汪慶元『新安旌城汪氏家錄』初探（『文獻』2003-4 28～35、47頁）が出た。

埜『新安汪氏慶源宗譜』(明増補抄本)¹²⁾、汪雲龍『新安汪氏族譜』(元刻本)¹³⁾等が、こんにちまで残っており、その繁榮ぶりを示している¹⁴⁾。袁桷によれば、汪氏は皆、新安を祖とし、“玉山、番陽、宣城、新安は皆自る所を同じくす”¹⁵⁾るが、“獨り新安の宗のみ其の別、三と爲し、貴賤貧富、角立して相通ぜざる”状態になっていた、という¹⁶⁾。

かれらの祖とされる唐の汪氏越國公については、『新安文獻志』卷六一「行實神蹟」および金德珪『新安文粹』(明天順刊本)卷八に收録される胡伸の「唐越國汪公行狀」に『五代史平話』まがいの發跡變秦の出生傳説が語られるほか¹⁷⁾、『文苑英華』卷八一五、『新安文

12) 『北京圖書館古籍善本書目』は元抄本とするが、書中に“宣德五年七月朔日鄉貢進士歙縣知縣文林郎恬蒼葉思謙書”とあり、それ以降の成立でしかありえない。

13) 姜壽『中國古籍文獻拍賣圖録』四(北京圖書館出版社 2003年 1186頁)には、『汪氏宗譜』不分卷の「新安汪氏族譜序」の書影が載り、後至元三年刊本とされる。

14) 趙華富『宋元時期徽州族譜』(『元史論叢』第七輯 江西教育出版社 1999年4月 79～86頁)参照。

15) 『清容居士集』卷四六「題汪龍溪與從子書後」

16) 王姓汪氏、諱華，新安人。其先汪芒氏之後，或曰魯成公支子，食采於汪，因氏焉。哀公時，童騎其孫也。漢建安中，龍驤將軍文和爲會稽令，避地始家新安。王曾祖，泰祖，勲父僧瑩，皆仕於陳。母歙西鄭氏，夢黃衣年少長丈餘，擁五雲自天而下，因與之遇，覺而有娠。至德四年正月十七日夜半乃生，香霧覆室三日始散。王幼穎慧，所居上常有奇氣，蚤孤家貧，母挈歸外氏。母亦尋卒。九歲爲舅牧牛。每出常踞坐磐石，氣使群兒，如將帥指揮狀。有張士損者，常以失期不至。王擊踏之，群兒各駭散，張氏欲執之。公曰「此易爾。吾能使之死，獨不能使之生乎」。因撫視之，良久復甦。嘗令群兒曰「處山澤間」。卒遇風雨，無所庇蓋，相與刈茅葺屋。既又令曰「室成，吾且椎牛以犒若等」。卒取舅牛分食之，牛尾掃地，既歸。舅問牛所在。對已入地矣。舅視牛尾入地中不可拔，既素異之，不深詰。及長，身長九尺，廣額方頤，龐眉隆準，美髭髯。不事田業，獨喜晝臥。舅母苦之，伺閒抽去其簪，王復寢如初，怪而視之，有青龍蹲負。由是鄉里驚嘆，舅家改容，王因落魄放縱。聞睦州有演公者習武事，往從之游。時年十八矣。還以勇俠聞。屬婺源寇起，州遣押衙董平討之，戰不利，郡將張公募土豪有膽氣者禦之。王走應募，卽日部兵上道，直擣賊營，遠望山林草木，皆爲甲兵。寇驚相謂曰「郡兵盛如此。天亡我也」。稍稍引退。公進擊滅之。張公郊勞，賜補有差。隋大業間，王政不綱，豪傑並起，各建號郡邑。王慨然曰「世變如此。吾死兵革無憾，如百姓何時」。杜伏威起江淮，張公欲與相應，心獨忌王，乃遣如若嶺鑿山開道，欲因事誅之。王與裨將汪天瑤領兵開拓，不日而畢。比還不加禮，更劾以差役不均，稍侵之。王怒，將士突入府闔，欲兵之。張公懼遁去。人人諫請於王曰「張公貪而酷，賞罰不公。方時擾攘。何特一守。今幸已逐，而境內無所統壹。天子南幸江都，盜賊擁隔，詔令不至。欲求攝刺史以鎮一方，非公不可。公宜從衆賊平，請命於朝，未晚也。王不得已從焉。宣州守聞之，將遣兵來問。王分部諸屯，自以精兵八百人，先既稍入宣境，至溪方半渡，馬躍鞭墜，遣卒取之。不時得，王怒，拔劍斬之，尸立水中不仆。土人因異之，目爲東靈神。進至塵嶺，駐軍其上，時大暑，士馬渴甚，王仰天祝曰「事若濟地，當湧水」。乃以戈鑄鐵石得泉脈，因加鑿治，至今行旅便之。未至宣城三十里，城中遣將陳羅明來戰。羅明敗走。王疾擊斬之。宣守面縛請降，王釋不問，因撫定其民，選其精銳以歸。既而杭，睦，婺，饒等四州相繼皆下。王奄有六州，帶甲十萬，威令益隆，諸將謂王曰「今中原分亂，大衆已集，若但以刺史統軍之號臨之，復恐瓦解。天與不取，古人所戒。公宜建王號」。王辭再三，乃齋戒擇日，建吳國，稱王，以天瑤爲右相，鐵佛爲左相，皆王族也。其他鄉佐，並有常員，擇賢且才者處之。然稟隋正朔不廢，爲政嚴肅，賞罰明信，遠近莫不愛慕，雖四方大擾，部內賴以平安者十餘年。唐高祖起太原，已受隋禪，而秦王出師江左。王謂群下曰「日月出矣。鐸火不息。可乎。頃吾夜見天象，熒惑正侵太白，太白西方，於音爲商。吾姓商音也。災異既形，吾計決矣」。武德四年九月甲子，乃籍

粹』卷一の汪臺符「重建越國公廟記」，宋の羅願が編纂した『新安志』卷一「祠廟附汪王廟考實」などに詳しい記事が載る。

汪華（586-649），字は國輔，は，曾祖以來，陳に仕えた家柄の出で，母は歙西の鄭氏。幼くして孤兒となり母の實家に引き取られたが，武藝を磨き，若くしてその土地では名の知れたヤクザになった。まず，婺源の叛亂鎮壓の募集に手勢を率いて應じ，これを殲滅，頭角を現した。さらに隋末の兵亂の機に乗じ，歙のほか宣，杭，睦，婺，饒の五州を瞬く間に抑え，吳國の王と稱し，十餘年間この地を治めた。そのご，唐の高祖が太原より起ち，隋の禪讓を受け，秦王が江左に出軍するという状況の中で，敵わずとみて，武德四年九月，表を奉じて唐に投降した。高祖はこれを嘉して所領を安堵し，使持節總管歙宣杭睦婺饒等六州諸軍事，歙州刺史に任じたほか，越國公に封じ，食邑として三千戸を賜った⁽¹⁷⁾。汪華は，杜伏威，王雄誕，輔公祐等の侵攻を撃退し⁽¹⁸⁾，貞觀二年（628）には左衛白渠府統軍を授けられ，十七年には忠武將軍右衛，積福府折衝都尉に改められた。太宗の遼東征伐のさいには，九成宮留守を任された。二十三年（649）に長安で亡くなったが，永徽四年（653）に故郷の歙縣の北の雲郎山（雲嵐山）に葬られた。正妻は錢九隴の娘⁽¹⁹⁾。息子は八人。績溪縣登源にあるかれの故宅の西に忠烈廟が立てられ，その周邊に子孫が群居し，汪村と呼ば

土地兵民，遣宣城長史鐵佛奉表于唐，高祖嘉之，是月二十二日詔曰「具官某，往因離亂，保據州鄉，鎮靜一隅，以待寧晏，識機慕化，遠送欵誠，宜從褒寵，授以方牧。可使持節總管歙、宣、杭、睦、婺、饒等六州諸軍事，歙州刺史」。封越國公，食邑三千戶。時杜伏威據丹陽，自稱行臺。十一月，命王雄誕以饒洪兵萬餘人來侵。王遣天瑤等擊之。天瑤作鐵盾重百二十斤，左執之以衝敵。伏威大敗，死者過半。天瑤與八十人追之。賊還，軍合戰，天瑤勢蹙，因奮勢越巨石，所踐成跡。賊軍驚異乃退。郡境以寧。及伏威入朝，其長史輔公祐奪王雄誕兵以叛，僞建位號。王引兵討之。旗幟蔽江而下。公祐懼退，保武康、丹陽，遂平。王振旅還，令兵民各復其業。明年，遂朝于京師。貞觀二年，授左衛白渠府統軍。十七年，改忠武將軍右衛，積福府折衝都尉。太宗伐遼東，詔為九成宮留守。王夙夜盡瘁，事無所乏。駕還尤稱其勤。二十三年三月三日薨于長安。享年六十有四。王初疾，上常勞問，賜醫藥，及薨賜雜綵十床，黃金百兩，東園秘器，恩禮如功臣。永徽二年，諸子以王喪還。四年十月二十六日，葬歙縣北七里雲郎山。王娶錢氏右衛大將軍巢國公九隴之女。男八人。建，朗州都督府法曹，娶黃氏。璨，費州涪川令，娶朱氏。達，以征賀魯、龜茲、高昌，功襲上柱國越國公，娶葛氏。廣，娶陸氏。遜，娶金氏。皆左衛府飛騎尉。達，薛王府戶曹，娶王氏。爽，岐王府法曹，娶閔氏。俊，鄭王府參軍，娶羅氏。諸孫皆事朝，率以忠勤，世其家。先是王名世華，後避太宗諱，去上字。王初起兵，未獲立城之所，乃引弓遠射，矢所墜，適當形勝，遂城之。今績溪登源是也。後人因以立廟，溝塹營壘存焉。故宅距廟纔一水，鄉人不忍蕪其處，子孫環居之，因曰汪村。而郡人自王入朝，即生為立祠，沒益嚴奉。水旱必禱。今烏聊山廟是也。自唐刺史薛邕、范傳正、吳圓、陶雅之屬，皆有增葺。及章聖東封，始載國朝紀典。其後褒爵益崇。事具有司，獨取王所起始末，傳後世。婺源胡仲謹狀。

(17) この直後の武德四年十一月十一日，程靈洗の後裔の程富は，歙宣杭睦婺饒等六州總管府行軍司馬，休寧縣開國侯に除せられている。『弘治休寧志』卷三「勞新除六州總管府行軍司馬休寧縣侯程富墓書」

(18) 『新唐書』卷九二「杜伏威傳」，「王雄誕傳」は，かれらがたてた軍功によって，汪華が唐へ歸順することになったといい，ぎゃくに九月甲子以降の汪華との戦闘にまったく觸れない。

(19) 『新唐書』卷八八「錢九隴傳」

れるようになった。大水、日照りに靈驗あらたかな神として、他縣にもあちこち廟、行祠、汪華の息子を祭る忠助八侯廟、忠護侯廟が建てられた²⁰⁾。とくに、大暦年間に登源から遷され、本山ともいふべき存在となった烏聊山（一名を富山という）の忠烈廟は、薛邕、范傳正等の手によって相次いで増葺され、香火も盛んであった。そして毎年、正月十八日より十日間、迎神賽社の行事が行われた²¹⁾。

ちなみに、徽州より遠く離れた貴州省安順市の農村一帯でこんにち演じられている儼戲（假面劇）も、ほかならぬ汪華の神輿を擔ぐ儀式と深いかわりをもち、王華の誕生日とされる正月十七日夜半から十八日の兩日にわたって開催される。洪武十四年九月、征南將軍傅友德、藍玉等の雲南征伐に従軍した徽州の汪軻一族が、普定衛すなわち現在の安順に入屯して傳えたものといわれている。演目のうち、「薛仁貴征東」や「楊家將」、「花關索」等は、おそらく大元時代の説唱詞話をもとにしており²²⁾、本家本元の忠烈廟の信仰、祭祀の有様、それを取り巻く人々の實態が明らかになれば、詞話、儼戲の研究の手がかりとなる可能性もある。王華の末裔、婺源の汪泽民は、國子司業として『宋史』の編纂に携わるいっぽうで、雜劇「糊突包待制」^{ぼんくら}もものしていた。

そもそも、大元ウルス治下の祠廟の研究は、華北、江南を問わず、石刻、典籍資料に見える個別事例の檢證、體系的な整理ともに、これまで全くといっていいほど手つかずの状態であった。天曆二年に李好文が編纂した『大元太常集禮稿』五十一卷は『永樂大典』にわずかながら逸文が見えるが、肝心の「諸神祀」三卷はのこっておらず、脱脱木兒等の『至正續集禮』、任忭『太常沿革』も現存しない。『經世大典』の禮典下編八「諸神祀典」には、『唐會要』、『宋會要』を真似て、大モンゴル勃興から至順二年以前のデータが整理されていた筈だが、こんにち傳わらず²³⁾、『元史』卷七六「祭祀志」は、なにも語っていないに等しい。

本稿では、まず徽州文書研究の手始めとして、この忠烈廟と汪華の後裔をとりあげ、『新

20) たとえば『弘治休寧志』卷四「祠廟」に“忠烈行祠，祀唐越國汪公華，正廟在歙烏聊山。宋賜額忠烈，其後遠者不便香火，各邑俱立行祠。在休寧凡四。一在東山，宋紹興中建，尙書金安節記。一在古城，淳熙中建，縣令鄒補之記。一在汪溪，元至大中建，前進士曹涇記。一在汉口烏龍山”という。

21) 『瀛奎律髓』卷二八汪藻「靈惠公廟」の方回の註には“王姓汪，諱華以六郡歸唐廟。今號忠烈，封八字。王主嶺廟在績溪，而墓在歙縣北七里雲嵐橋，又廟在郡城烏聊山，香火特盛，每以歲正月十八日賽祀贖旬。凡此郡汪姓皆其後”とある。この書は，至元二十年（1283）には成立しており，正月十八日の祭祀がそれ以前から行われていたことを裏付ける。

22) 王秋桂・沈福馨『貴州安順地戲調查報告集』（民俗曲藝叢書 施合鄭民俗文化基金會 1993年），拙稿「花關索と楊文廣」（『汲古』46 2004年12月 36～41頁）参照。

23) 『國朝文類』卷三六李好文「太常集禮藁」，『內閣藏書目錄』卷一「大元太常集禮稿四十卷全」，「大元續集禮」，『四庫全書總目』卷八〇「職官類存目」《太常沿革》，『國朝文類』卷四一「雜著・禮典總序」，『元史』卷七二「祭祀志一」“凡祭祀之事，其書爲太常集禮，而經世大典之禮典篇尤備”。

『安忠烈廟神紀實』なる書物に載る大元時代の文書數通を紹介する。管見の限りでは、この書は、程敏政が故郷の烏聊山忠烈廟を參拜したさいに入手したと述べ²⁴、『晁氏寶文堂書目』下に“忠烈紀實”の書名が記録され、『歙縣金石志』卷九「重修汪王廟碑記」が乾隆三十六年（1771）の段階で“紀實の文は、民間に尙其の書有り”と證言するほかは、明清の書目題跋、清人の手になる數種の『元史藝文志』には見えず、また現在にいたるまで内容紹介もなされていない。

一、『新安忠烈廟神紀實』簡介

『新安忠烈廟神紀實』十五卷（以下、『忠烈紀實』と略す）は、現在、中國國家圖書館に二種のテキストが、浙江圖書館に残本が一種、藏される。本稿では、筆者が1999年6月、および2000年9月の二度にわたって、ちよくせつに閱覽、調査しえた國家圖書館所藏のテキストによって話をすすめる。

二種のテキストのうち、「明天順庚辰（四年／1460）歙西槐塘／汪氏南軒重輯鋳行」の牌記のある刻本一冊は、卷四上の途中からあと全てを缺くが、刷りは非常に鮮明である。ただし、天順七年の方勉²⁵の序、成化元年（1465）の江伯深の序をもおさめることからすると、正確には成化元年の重刊本というべきである（以下成化本と稱す）。いっぽう、表紙の題箋に「埭田汪樹彩堂敬藏」とある明成化元年汪公玉刻正德重修本（以下正徳本と稱す）四冊は、全十五巻そろっているが、印刷は不鮮明な部分が少なからずあり、また箇所によっては版木の破損がひどく判讀できない。卷三上、卷四上の數葉は、別の刊本（ことによると成化本）から抄補している。いずれのテキストも半葉11行×20字、黒口四周雙邊。成化本では明代の序文二通の後に、大元後至元五年（1339）徽州路總管府ダルガ（チ）兼管內勸農事必刺²⁶の序文、同年八月付けの郡人鄭弘祖の序文を配するが²⁶、正徳本では、まず必刺の序、そして明代の二通の序文の順になっている。鄭弘祖の序はない。

見事な筆跡で書かれたビラの序文は、出版のいきさつをおおよそ次のように語る。

わたくしは、數年前大都に居たさいに、新安の忠烈王神が加封の榮譽を受けたことを耳にしていた……後至元三年（1337）に、ちょうどこの地に赴任することになって、

24 『篁墩程先生文集』卷十三「休寧烏龍山汪越公廟田記」“予時方謁告南歸，嘗伏拜烏聊之祠，得忠烈紀實與前代之記讀之，竊病其叙隋唐之際與越公之事，舉有弗當於心者，思有所紀述而未能也”。

25 序文の肩書きには，“賜永樂乙未進士出身，忠憲大夫湖廣等處承宣布政使司右參議，致仕奉詔進階，亞中大夫前翰林庶吉士，授太常博士，改監察御史，出僉湖廣提刑按察司事，歙西方勉”とある。

26 『北京圖書館古籍善本書目』、『中國古籍善本書目』が方勉の序にしたがって本書の編者を鄭弘祖とするのは誤りである。

いの一冊に汪廟にお参りしたものだ。ある日、廟の僧侶慧心がこの『忠烈紀實』を持参してということには、「汪華について、正史の『唐書』では專傳が立てられませんでした、民へほどこされた功德は、どうして記録がなくてすまされましょう。宋の乾道年間に郊升卿²⁷⁾がはじめて汪華の勲功事績をたたえ書をものしました。咸淳七年(1271)には、王應麟が郡の學錄であった胡立忠に命じて増輯、刊行させましたが、元貞元年(1295)に版本が焼失してしまいました。いご陸續として現れた著述はおおむね記載するには及ばぬレベルで、読む者は、すべてを網羅した著述がないことを遺憾としました。そこで遺帙、新たな傳聞を収集、編輯し、族系、出處、源流、封爵、陵廟、本末、碑記、祝文、歌詠および籤籌、靈感、昭著、事蹟を配列し、十五卷といたしました。出版をもちかけましたところ、士庶ともども賛成、協力してくれまして、このたび上梓のはこびとなったので、序文をおねがいのしたいのです」と、云々²⁸⁾。

鄭弘祖の序文もほぼ同じことをのべるが、序文の依頼にきたのは、廟の監院をつとめる僧紹初で、編輯にあたっては、郊升卿の遺編を中心に、郡乘、汪氏の家乘が参照され、名公卿の手になる碑碣、賦詠、長老の口傳の信用できるものは皆掲載したという。また、ピラと同様、この書が官民共同によって出版されたと述べ、ちよくせつ業務にあたった人物として、王元善、沈德壽、余廷鳳、忠烈廟の住持である僧慧心の名をあげる²⁹⁾——かれら

27) 『新安志』卷九「叙牧守」“郊升卿左朝議郎。(乾道)三年十月三十日到任。任内轉左丞議郎。五年十二月九日受代”。ただし、『忠烈紀實』卷三下「本州申轉運司狀」によれば、乾道四年六月の時點の肩書きは“左奉議郎改差權發遣徽州軍州主管學事兼管內勸農營田事”である。そして、かれこそ、羅願に『新安志』を編纂させた人物であり、『四聲韻類』二卷、『聲韻類例』一卷の撰者でもある。『雙溪類稿』卷二五「二堂先生文集序」“近年郊升卿師古爲守、屬羅愿端良修新安志”、『玉海』卷四五「景德新定韻略」参照。

28) “予頃歲居京師、聞新安忠烈王神榮受國恩、加封徽號……歲在丁丑、余適守是邦、耳熟口靈、首告至而奠焉。一日廟僧慧心持是編、來謁謂：王在唐史、雖欽於專傳、而功德在民者、何可無紀、宋乾道間郊侯升卿、始哀王勲蹟、筆之方冊。咸淳辛未、王侯應麟復命郡學錄胡立忠增輯刊定。元貞乙未、板燬不存、而述作之續出者、率未登載。覽者病莫覩其全。茲據遺帙新聞、編次之、凡族系、出處、源流、封爵、陵廟、本末、碑記、祝文、歌詠、及籤籌、靈感、昭著、事蹟、列爲十五卷。議繙諸梓、士庶咸叶而克成。俾序其概于卷端”。『弘治徽州府志』卷四「郡邑官屬」《本路達魯花赤》には“必刺 嘉議大夫。後至元”としか書かれていなかったが、この序文によって後至元三年に着任したことが判明する。なお『忠烈紀實』卷七下によれば、このとき總管をつとめたのは忽先(必刺等は口先だけでなく、後至元四年、五年の重陽の節句、至正元年の改元の正月一日等に祭祀を行っている)。『弘治徽州府志』には記されていないが、遅くとも至正二年にはダルガは必刺から明都古思に代わっている。さらに、『鄭師山先生文集』卷六「徽州路達魯花赤合刺不花公去思碑」によれば、至正四年にはカラ・ブカが新たなダルガとして着任する。

29) 隋之季世、一鼎沸煎。王以英特之姿、保有六郡。大唐受命、奉欽於朝、民賴以安、王之功也。惜乎、唐史不爲專書、而恩德之在民者、可無紀乎。宋乾道間、郡守郊侯刊王事實、版逸于火。爾後屢有作者、紀錄無法、識者病之。一日廟僧紹初携王紀實書示余。因郊侯之遺編、稽之郡乘、參之汪氏家乘、名公卿所爲碑碣、賦詠、與長老口耳相傳之所可信、咸登載之、以見王之族系、封爵、陵廟之源委、及其神異尤昭著、在人耳目者、粲然可觀、不可誣己、固請爲序、辭不獲……官民叶贊、以成是編、誠可稱也。於是乎書宣力董事、則王元善、沈德壽、余廷鳳泊住持僧慧心。

はほぼ同時期、富山忠烈廟の聖妃殿、祈門の忠烈廟の重修事業を、祈門縣の尹であった趙士元、および同縣ダルガの脱因^{トイン}とともに進めてもいる⁸⁰——。後至元二年から四年には、府判の馬楨が雲嵐山（雲郎山）の汪華の墓廟を重修しており⁸¹、この時期、徽州路下では、出版とあわせて、汪華の顯彰事業が盛んに進められていた。

そして、天順七年（1463）に方勉のしるした「重編新安忠烈廟神紀實序」によれば、後至元五年の刊行ののち百二十餘年、版本はまた灰燼に歸してしまう。汪華の末裔、汪儀鳳は、父永茂の遺志を受け継ぎ、家藏の舊本（後至元五年刊本に至正五年以降、數葉増補を加えた元刊本か）に、博搜して得た文墨などを付け加え（増訂、省略した部分についてはその旨、注を施すほか、版本の版心におおむね「補」と刻す）、同地出身の官僚汪回顯、程文實、忠烈廟に住持する僧善定、善惠等の協力を得て刊行する。この汪儀鳳家藏の舊本は、前年、直隸徽州府知府の孫遇⁸²が、富山の忠烈廟に唐、宋、大元の褒封誥敕および明の禁約榜文を碑に刻したさいにも、その闕を補うに役立ったという⁸³。現在、われわれが見ている

- 80 『忠烈紀實』卷四上「重修忠烈聖妃殿記」（饒州路初庵書院山長吳靜觀撰、承事郎池州路總管府經歷吳遠翔書丹、承務郎徽州路祈門縣尹兼勸農事趙士元篆額）“真定趙公士元以至元之後元、宰祈門、洎事未幾、旱魃爲虐、公乃潔精竭誠、致禱于祈山之忠烈行祠、輒應。因出□帑、新廟像、巍然煥然、神說人頌。越五年、因公詣府城、一日登富山廟、謁靈貺、見後殿圯損、惻然起繕葺意。郡人沈德壽、王元善、江漢傑、余廷鳳、汪琛、請之彌篤、緣是捐己俸、募衆緣、以落成之。本縣達魯花赤脫因暨諸僚佐、□力贊襄、克成厥志。住持釋慧心、監院僧紹初、爰董□事。明年畢工、詣書其事于石”，卷四下「祈門縣重建廟記」（儒林郎徽州路總管府經歷張純仁撰、奉直大夫寧國等路榷茶提舉阿思蘭海牙書、奉政大夫徽州路總管府治中李榮祖篆蓋、徽州路祈門縣尹兼勸農事趙士元立石）“初縣之東麓舊有忠烈廟、歲久漸圯。後至元三年真定士元趙君寔來爲邑、厲精于政、甫闢兩考、凡有益於民者、無不盡力……俄而大風、拔廟旁木、覆壓廊屋、□桷盡折。邦人驚告尹……乃與邑之好事者沈德壽、汪景龍占遷基之兆于神、獲殊勝于西山之陽……顧景龍曰吾雖經畫已定、然指付必堪其任、乃克有成。汝其奔走先後、以成吾志”。
- 81 『忠烈紀實』卷四上「重修忠烈陵廟記師山先生文集載」、師山先生文集卷四「重修忠烈陵墓廟記」、弘治徽州府志卷二「丘墓・越國汪公墓」“宋紹定六年、郡守謝采伯修整、端平改元、郡守劉炳重葺之。嘉熙四年、郡守鄭崇率僚屬謁墓、廼植松翼之以亭、又購墓田、命僧守之。葉大有作記。元至元十四年、總管甘德勝新作墓廟。太原王應之記。後至元二年、府判馬楨重修。鄭師山玉記。至正中、裔孫行樞密院判官葵源汪同重建、并置田以其租供祭掃之費”。
- 82 孫遇は、天順四年の『新安文粹』の刊行にも序文をよせ、少しまえの景泰年間には、洪焱祖『延祐新安後續志』十卷、朱同『洪武重編新安志』十卷の續編を編纂刊行している。
- 83 『忠烈紀實』卷三下「立忠烈廟唐宋元諸敕碑跋」“右越國公誥敕、今富山忠烈廟所藏也。按紀實、公新安登源人、英特有武略、當隋季、保障歙宣杭睦婺饒六州、民賴以安。唐興、公知天命、有歸納款歸附。高祖嘉之、武德四年授誥與圭。太宗貞觀二年又授誥與圭。二十三年薨於長安、歸葬歙北雲郎山、邦人追慕功德、立祠祀之。自是護國庇民、威靈烜赫、有司以聞。宋眞宗大中祥符二年、徽宗政和七年、宣和四年、孝宗隆興二年、乾道四年、寧宗嘉定四年、理宗淳祐八年、十二年、寶祐二年、六年、恭帝德祐元年、元順帝至正元年褒封誥敕共一十二通、夫人錢氏、稽氏、龐氏、張氏、上自三代、下及四弟九子并婦長孫十從神共誥敕四十二通、國朝初定、江右神兵助順、蒙頒勝以徽四年封越國汪公之神、命春秋祭祀、其歷代誥敕俱載紀實。獨唐二誥二圭、宋寶祐德祐二誥眞軸尚存、計自武德四年抵今凡八百三十九年、幾經兵燹而不毀者、豈非神靈守護也歟。遇以凡庸叨守斯土、嘗以災旱禱祠下、因覩誥圭眞蹟。遂憶宋范公鍾守徽、曾刻是誥于碑。惜乎、湮沒不存。廼謀諸同寅同知陳斌、通判宋敏、推官蒙正、命儒士鮑寧、張達、鄉

テキストは、後至元五年のそれからさほど隔たりは無いはずである。

現行のテキストは、展巻に、まず序文と天順、成化年間作成の「重編新安忠烈廟神紀實目録」【付1】を置き、つぎに「新安忠烈廟世系略圖」「汪旭上譜表」「新安汪氏族譜序」「新安忠烈廟神武圖」「垂裕錄」「新安忠烈廟神封爵」「富山三廟圖」「富山忠烈廟圖」「雲嵐汪墓圖」「登源墓廟圖」「槐塘赤坎行祠圖」の諸圖説を掲げる。卷一は、胡伸の「行狀」をはじめ、宋松年の「本傳」、汪裏の「家傳」など汪華の詳細な資料、卷二は『新唐書』、『通鑑』、『輿地紀勝』等に見える汪華の関連記事の抜粋と羅願の「汪王廟考實」、卷三は上下に分かれ、唐から明初までの、汪王神およびその一族への褒封を願う申請書、その結果發令された詔敕の類が一括して収録される（上編が汪華、下編が汪華の夫人、四弟九子等に関する文書）。以上が「乾集」に屬し、卷四以降が「坤集」に分けられる。『北京圖書館古籍善本書目』、『中國古籍善本書目』などが“乾集一卷”と記述するのは誤りである。

「新安忠烈廟神武圖」（「王像文武圖贊説」）は、南宋最末期から至元二十年代までに許月卿も實見した貞觀十八年の肖像畫にもとづく³⁴。汪華が息子たちを訓戒した「垂裕錄」の自筆本も、大元末期の兵亂までは傳來していたといい、その全文は、「汪旭上譜表」とともに『新安汪氏重修八公譜』などにも収録されている。

また、卷三上におさめられる武德四年九月二十二日付けの「唐封越國公告」および貞觀二年四月五日付けの「左衛白渠府統軍告」の詔圭は、はやくは北宋大中祥符二年（1009）、最初に汪華への追封を申請した知歙州軍州兼管内勸農事の方演、そして大元時代には徽州路儒學教授の汪夢斗が廟に保管されているのを實見しており³⁵、寶祐六年（1258）正月十一

貢進士帥慶，依四詔二圭形制模寫鐫碑，立于廟左，字有漫滅者以圈代之。其餘十通依紀實鐫寫鐫碑，立于廟右。庶使後之觀者，知神之褒封有自，又有以見唐宋詔敕之體云。時天順三年歲在己卯仲秋月吉日，賜進士第食正三品俸直隸徽州府知府福山孫遇謹跋”。

(34) 『先天集』卷十「唐越國公追封英烈汪王像贊」“天下鼎沸，六州太平，大明既昇，版圖效靈，生爲忠臣，死爲名神。此貞觀十八年之畫，可以見唐衣冠之舊，王容貌之眞”。

(35) 『忠烈紀實』卷三上「郡守方演奏乞追封表」“武德貞觀中告秩二通至今猶存……其官告二通，今錄白，謹具狀繳連奏呈，伏候敕旨”，卷四上「忠烈廟顯靈記」（將仕郎徽州路儒學教授汪夢斗撰，朝列大夫徽州路總管府治中汪元龍書丹，嘉議大夫徽州路總管趙與檣篆額）“名氏見於唐新書與通鑑，掌在太史。官閱見於武德、貞觀所賜贊書，今猶藏於廟。事蹟世系見於州志、家乘，尤備。至於時主之褒表、公卿大夫之記頌，刻在金石”。のちに程敏政もこれらの現物を目睹して詩を詠んでいる。『堂城程先生文集』卷七〇「越國汪公廟觀唐詔」「烏聊山上越公祠，香火分明百世思。留得兩函唐詔在，紀年猶是太宗時」，卷六七「汪王廟」王隱傳，隋末吳越郡宣州刺史兼六州，稱吳王。唐初內附，封越國公。士人推其全部之功，廟食至今子孫最盛。「聞說眞人起晉陽，六州圖籍便歸唐。干戈竟免群生難，簪笏宜傳百世芳。封詔尙存題越國，史書全失紀吳王。叢祠香火年年盛，知是英魂戀故鄉”。ただし、『弘治徽州府志』卷五「祠廟」《積溪縣・忠烈廟》によれば、詔命、玉圭は、烏聊山ではなく、登源の忠烈廟の勸忠樓の石匣に保管されていたが、方臘の亂のとき周という名字の者が汪王神のお告げを夢にみて一時疎開して難を逃れ、勸忠樓が無くなってしまったため、周が私財を投じて小殿をつくり、少なくとも至正十二年まで、そこに保管されていたということになっている。

【付1】「重編新安忠烈廟神紀實目錄」

乾集

譜系略圖說
王像文武圖贊說
世系封爵圖說
王陵圖說
歲請王圖說

第一卷

行狀胡仲司業
家傳汪襄口中大夫
錢氏夫人父九龍傳

第二卷

唐高祖紀歐陽脩
王雄誕傳
輿地紀勝王象之

第三卷上

奉籍歸唐表
唐敕白渠府統軍誥圭
申請狀
宋敕賜忠顯廟
宋敕改忠烈廟
宋降御香省筭
元申請追封表
國朝封越國汪公之神

下卷

宋申請狀
王曾祖考妣告四通
王父母告七通
王子所生母告四通
敕賜王第九個忠護廟
王子婦告二通
從神告敕三通
國朝禁約榜文一道

第四卷上

坤集

重建越國公廟記
忠烈原廟記
重修忠烈妃殿記
王墓記
重修忠烈陵廟記
加封記
忠烈廟顯靈記

下卷

登源越國公廟記
第八侯廟記

附汪旭上譜表已見家語
垂裕錄公自述
富山廟圖說附烏聊山銘
登源墓廟圖說
槐塘行祠圖說

本傳宋承議松年
汪氏譜跋二篇

杜伏威傳宋祈
通鑑紀載司馬光
考實之文十一事羅願 鄂守

唐封越國公誥圭

奏乞追封表六
宋追封靈惠誥一通
宋追封王誥共十通

元追封王誥一通

宋封王妃誥七通
王祖父母告五通
王弟告一通
敕賜王第八子忠助廟
王諸子誥八通
王孫告一通

立唐宋元誥敕碑跋

富山重建廟記
重建寢殿記
重建寢樓記
王墓廟記
封爵制誥記
欽令感神記
靈異記

登源重修廟記二
髦田再造廟記

髦田廟化田記

第五卷

六邑忠烈行祠碑記 并附外郡
休寧忠顯廟記
婺源靈惠廟記
黟縣橫岡廟記

第六卷

靈蹟八事

第七上卷

謁廟文三篇
祈謝晴文十四篇
焚黃祭墓文
謝過自効文
捕獲虎文二篇

下卷

慶誕晨文二篇
立顯靈碑告成文
弭寇祝文
驅蝗祈謝文二篇
焚黃祭墓文

第八卷

樂府紀頌九首

第九卷

建廟上梁文七篇

第十卷

捨田板榜宋
宋敕免徵廟基稅
元各鄉士庶捨田姓名附畝數
元申包納稅糧狀

第十一卷

題詠百四十二首

第十二卷

跋文五篇

第十三卷

舊事實序三篇

第十四卷

跋敕告碑一篇

第十五卷

籤文序二篇

槐塘赤坎廟記

休寧汪溪廟記
祈門西山廟記
蘄州羅田廟記

感應事實三十二事

祈謝雨文二十七篇
禳火文二篇
告祭等文二十四篇
王祖等誥焚黃文

謁謝等文四篇
春秋致祭文十篇
謝平寇文
祈謝雨文十篇
春秋祈報文二篇新增

像贊四篇

靈應誌五篇

日付けの「十封王告」、徳祐元年（1275）四月十五日付けの「十一封王告」についても、天順年間に、先述の汪儀鳳が眞軸を目睹している。かれは、これによって、元刊本の『忠烈紀實』では省略されていた文書末尾の中央官僚の名、令史の名にいたるまで移録しなおし（判讀しがたい字は○の記號を以て代えたという³⁶⁾）、圭の“拓影”も載せたのであった。紹定三年（1230）年に徽州の司法參軍の趙崇徴がこれら歴代の詔敕を碑に刻んだことがある³⁷⁾。また、孫遇も、眞蹟四詔と二圭を實見し、儒者の鮑寧らに模寫させ、南宋末期に徽州を治めた范鍾に倣い、廟の左側に碑として立てた。眞蹟が傳わらず『忠烈紀實』や范鍾の碑の拓本によってのみ知り得るのこりの宋元褒封詔敕十通（宋大中祥符二年、政和七年、宣和四年、隆興二年、乾道四年、嘉定四年、淳祐八年、十二年、寶祐二年、元至正元年）は、廟の右側に立碑した³⁸⁾。

なお、大中祥符二年の一通を除くこれらの詔敕は、『武林石刻記』巻五によれば、のち萬曆年間の進士で婺源出身の汪道亨によって、武徳四年九月「奉籍歸唐表」、洪武四年七月十六日「國朝頒給昭忠廣仁武神英聖王祠榜文」とあわせて、高さ四尺二寸幅二尺四寸の碑石に六載に分けて刻され、「汪王像碑」（宣和二年御贊）とともに杭州の吳山三茅觀汪王廟にも立てられた。ただし汪儀鳳の増補部分は、刻されていない。

したがって、卷三上下は、汪華とほとんど常にセットで加封されてきた程靈洗の詔敕、程敏政が収集した徽州ゆかりの人々の詔敕とともに³⁹⁾、唐から明初における褒封詔敕の申請、發令のシステム、文書體式の變遷等について分析・考察したり、年代別の官職・官僚表を作成して正史の缺を補ったり、石刻資料とともに『宋會要』の不足を補ったりするうえで、唯一無二のきわめて貴重な資料となる（そのうち唐の二詔二圭は、汪華にかかわる最も古い、且つとうじの姿をほぼそのままに伝えるとくに貴重な資料である。武徳四年といえ、四月に秦王李世民が少林寺に宛てた教書が有名だが⁴⁰⁾、その半年後に出された告身ということになる。從來知られていた貞觀十五年（641）、永徽元年（650）の臨川郡公主の告身よりも早い⁴¹⁾。スタッフの中に顔師古や房玄齡が見えているのも注目値する。参

36) こうした録文方法は、たとえば金朝正大四年（1227）に孔元措が編纂・刊行し、のち1242年に増補、重刊された『孔子祖庭廣記』にも認められる。

37) 『忠烈紀實』卷三下趙崇徴誌

38) 孫遇が立てた當該二碑は、『歙縣金石志』卷九「重修汪王廟碑記」によれば、乾隆三十六年の段階ですでに滅び、明太祖洪武四年の榜文碑のみが残っていたという。

39) 『弘治休寧志』卷三一「附文十三 人物・制命」、『程氏貽範集』甲集

40) 礪波護「嵩嶽少林寺碑考」（『中國貴族制社會の研究』京都大學人文科學研究所 717～755頁）

41) 陝西文管會・昭陵文管所「唐臨川公主出土的墓志和詔書」（『文物』1977-10）。宋の張守は、『毘陵集』卷十「跋唐詔」において“唐太宗收右軍蹟至三千六百紙。當時士庶家藏固亦不少。故唐人多能書，雖小夫賤隸，下筆皆有可觀……武徳告身，殆非近世士大夫所能跋”という。また、『漫塘集』卷三〇「李氏墓誌銘」、『西巖集』卷十八「跋金壇李氏唐詔後」、『道園學古錄』ノ

考までに移録しておく【付2】【付3】。詳細は、別稿にて宋代の文書とともに検討する)。

卷四上下および卷五は各代の烏龍山忠烈廟および各地の行祠に建てられた碑文の移録である。これらは、ほとんど現存せず、僅かに數碑が個人の文集に收録されているのみであった⁴²。内容はもとより、そこに付された撰者、書丹、篆額を擔當した官僚たちの肩書きと名、文中の人名は、卷七上下の「祈謝文・祝文」、卷八「樂府紀頌」、卷九「上梁文」、卷十一「題詠」、卷十二「跋文・贊」の撰者、關係官僚の名とともに、『弘治徽州府志』卷四「郡邑官屬」の補正に役立つほか、各時代の新安における官僚、在地の文人たちの交流、各地の名だたる文人と新安のえにしを確認するまたとない具體的な資料である。卷六の「靈蹟・感應事實」、卷七上下の「祈謝文・祝文」は、汪王神に何が期待されていたのか、信仰、祭祀の實態を知る手がかりとなる。廟内のさまざまな建築物の着工、完成の式典はもとより、平寇や雨乞い、蝗や疫病の消滅等を祈禱し、また正月、重陽の節句等、定期的に賑々しい大掛かりな祭祀を主催するのは、徽州路總管府のダルガ以下の官僚たちであり、山西や河北の祠廟に今も残る大元時代の舞臺や石刻の記述から類推すれば、迎神、送神等の際に奏でる音楽から汪王神を娱ませるための百戲の手配までをも行っていたと考えられる。卷十は忠烈廟の捨田、税糧に関する榜文、文書で、卷三と同様、もとの文書の體式をできるだけ忠實に移録しようとしていることが見てとれる。のこる卷十三は鄭弘祖以前に編纂された舊版の『忠烈紀實』の序文三篇、卷十四は敕告碑の跋文一篇と靈感誌、卷十五は籤文序二篇を収める。

卷十一「金壇李氏唐誥跋」等に見える“唐の大鄭王の後裔、金壇の李氏にも、武徳以來十八世の誥勅百餘卷があったという。

(42) 當地にのこる汪華関連の石刻は、『金石彙目分編』、『安徽金石略』、『歙縣金石志』によると、宋の鄒補之の撰に係る「廣惠王廟記」を除けば、嘉靖二一年「忠烈王墓廟記」、嘉靖三八年「唐越國汪公宗祠碑銘」、萬曆十九年「雲嵐山重新越國汪公墓道碑記」、康熙四年「重修烏聊山汪王廟路亭碑記」、康熙三四年「重修汪墓祖廟碑記」、乾隆三六年「重修汪王廟碑記」、同治二年「重建汪王廟記」、光緒二三年「重修雲嵐山王祖祠墓碑銘」と、明清以降のものばかりである。

【付2】

唐封越國公告

門下：汪華，往因離亂，保據州鄉，鎮靜一隅，以待寧晏，識機慕化，遠送欵誠，宜從褒寵，授以方牧，可使持節總管歙宣杭睦婺饒等六州諸軍事，歙州刺史，上柱國，封越國公，食邑三千戶。主者施行。

武德四年九月二十二日

中書令上柱國宋國公臣瑀宣

中書侍郎上柱國清源縣開國公

中書舍人開府臣顏師古奉行

尚中上大將軍僕東郡開國公臣

黃門侍郎事上儀臣君肅

尚書中臣萊等

制書如右。請奉

制付外施行。謹言。

武德四年九月二十二日

制可。

九月二十四日未時，都事田毗受。

右承善爲付選部。

尚書左僕射公

尚書右僕射上柱國魏國公寂

○部尚書上柱國陳郡開國公開山

○部郎中判吏部事上柱國 銳

○書左承 直散騎常侍上柱國公善

告使持節總管歙宣杭睦婺饒等六州諸軍事，

歙州刺史汪華

奉被

制書如右。符到奉行。

主事 唐世宗

宣部郎中上議同孝孫

令史 孫祖稱

書令史劉顥達

武德四年九月二十二日下

勘同凡



【付3】

左衛白渠府統軍告

前歙州掾管汪華

右可左衛白渠府統軍

門下：前歙州都督汪華等，或久經任使，或夙著欵誠，竝宜參掌禁兵，委之戎旅。可依前授。

主者施行。

貞觀二年四月五日

中書令郎○國公臣房玄齡宣

中書侍郎西河郡男臣葉

中書舍人安平男臣李百藥奉行

尚書檢校○○蔡國公善和

黃門侍郎永寧○臣 奉 給事中臣等言

制書如右。請奉

制付外施行。謹言。

貞觀二年四月五日

制可。

四月 日都事受。

中司郎中懷道付。

尚 書 令

尚書左僕射

尚書右僕射

御史大夫權檢校吏部尚書安吉郡公

尚書左丞武昌男

吏部侍郎樂中昌林甫

告左衛白渠府統軍汪華

奉被

制書如右。符到奉行。

主事 文善

令史陳士松

書令史孫廓

貞觀二年四月七日下午

勘同凡



二. 至元二十五年の道佛鬭爭

(1) 原文と粗譯

まず、卷十に收録される至元二十五年に江淮諸路釋教都總統所が發給した二通の文書を紹介する。全文を、改行、抬頭に注意しながらできるだけ忠實に移録し、翻譯を試みる(原文の版式は、半葉11行×20字)。天順、成化年間に作成された『忠烈紀實』卷頭の「目錄」からすれば、「元筭付稅糧事」がこの文書二通の標題ということになるが、じっさいの内容は、忠烈廟の住持を新たに任命する筭付である。そのつぎの延祐二年の文書も、「目錄」では「宋敕免徵廟基稅」に誤る。卷十のほかの文書がすべて稅糧に關するものであったために、内容をろくに讀まずに機械的に誤った標題をつけたと見られ、元刊本の文書二通が重刊のさいに差し替えられた可能性は少ないだろう。

【原文】

(A)

皇帝聖旨裏：江淮諸路釋教都總統所，據徽州路僧錄司申該：【據道士張逢魁狀告：「住持神應觀忠烈廟，昨於至元十七年十月內，有本縣道士儲日隆，吳逢聖商議，身為道士，恐住持廟宇不久，此上虛指神應二字改作觀名。所有廟內石碑上有主奉僧人祖困等名字分曉，續後置立法器、屋宇，即係佛智大師法忠起立根脚，有殿上鐵鍾名字可考。近於至元二十五年六月承奉使所發下榜文抄連

聖旨節該：「蠻子田地裏和尚每有的田土亡宋根脚，富戶、秀才、先生每，不揀是誰，占着的有呵，回與者。不回與的人每，斷按答奚罪過者」。又欽奉

聖旨節該：「先生每有心做和尚的做和尚着。沒心做和尚的娶妻為民者」。欽此。逢魁曾對衆說願行披剃為僧出首，本廟元係僧人根脚，改名為寺，乞差僧人住持。當有道士儲日隆理會的前項語句，又有道士汪逢午與儲日隆，吳逢聖說道「官交我來，與你說廟內應元有僧人名字去處都打毀了，莫留蹤踪」。是儲日隆，吳逢聖依應，於至元二十五年六月十四日夜，令伊兄儲千一男二人，用土築實鐵鍾，鑿去鍾上佛智大師法忠名字。至十五日，有儲日隆，吳逢聖將石碑上僧祖困等名字打鑿去，用黃蠟并墨填補无缺，尚有痕跡可證。逢魁與言：「你每不合鑿去」。儲日隆，吳逢聖不應，却於至元二十五年六月二十二日，嗔恨前因，慮恐忠烈廟已後事發，與道錄司官典通，同捏合虛詞，將逢魁陷害。今來逢魁照得；本廟的係僧人祖困住持根脚。但逢魁自願披剃為僧。就將元披載為道士度牒、公據三道，告乞備申使所，倒換文憑，改名披剃為僧，給榜改寺，崇奉香火。得此」。卑司申乞照詳事。使所得此。除已令永皈住持本寺外，合行出給文榜省諭。諸色人等毋得搔擾本寺不安。如有違反之人，捉拏赴官，欽依

聖旨事意施行。所有□[文] 榜，須議出給者。

右 榜 付 萬 壽 寺。□[張]

掛 省 諭，各 人 通 知。

蒙古字譯

榜

印 印 印 印

至元二十五年八月 日 押

(B)

「蒙古字箭付」

皇帝聖旨裏：江淮諸路釋教都總統所，今擬僧張永皈[充] 徽州路萬壽寺甲乙住持勾當。

凡事奉公，毋得慢易。所有箭付，須議出給者。

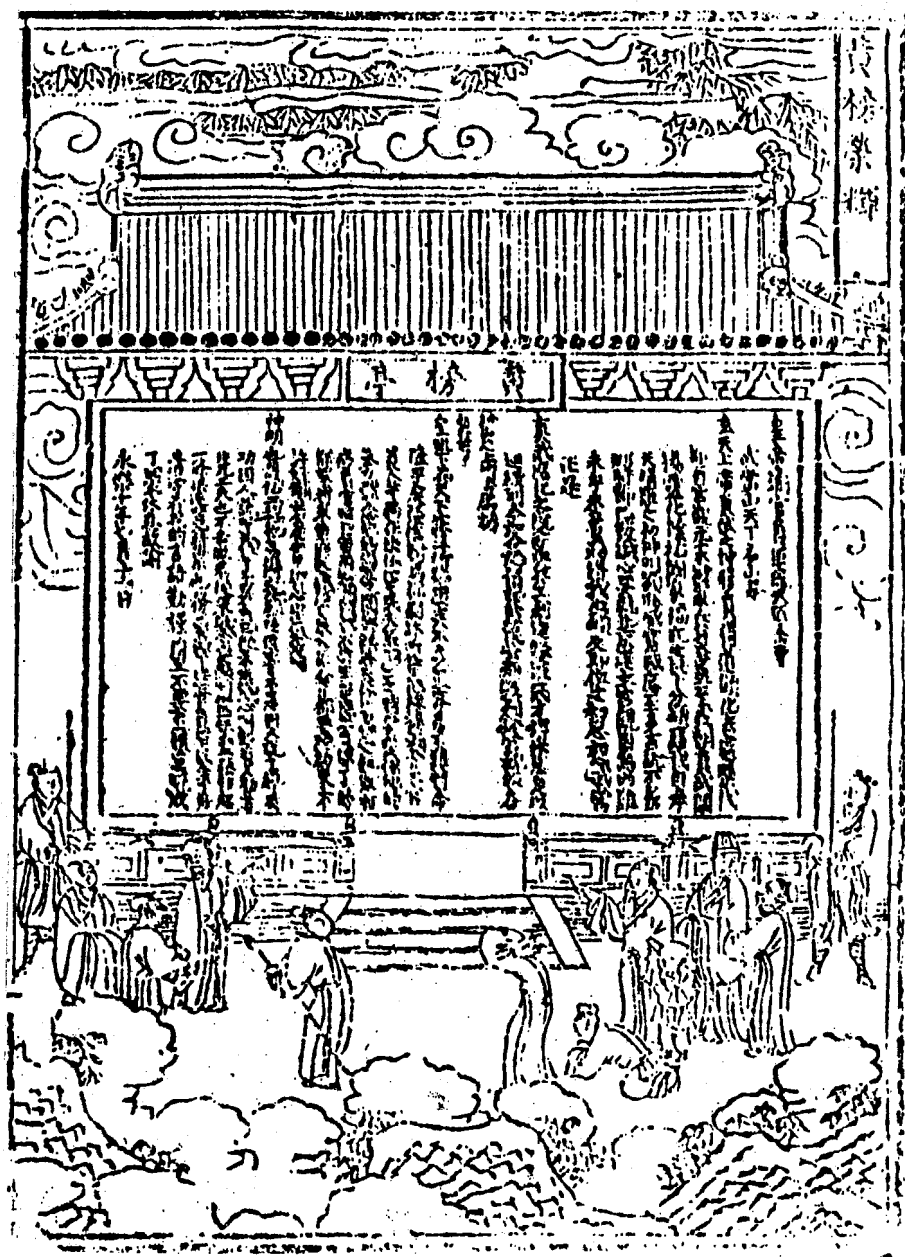
右 箭 付 僧 張 永 皈。准 此。

張永皈住持

至元二十五年八月 印 日 押

【語註】

佛智大師法忠：『桐江續集』卷一「寄題佛智忠禪師實庵併序」“佛智大師法忠，俗姓徐。江西隆興人。本號收庵，端平間，習庵陳埴和仲爲改曰實庵，自吳抵歙，說法四十餘年，至元癸未年七十二矣”。**根脚**：根源。原籍。モンゴル語の huja'ur にあたる譯語。**榜文**：『吏學指南』卷二「榜據」“鏤榜，謂刻文遍示也。板榜，謂昭示於木也。手榜，謂片著示人也”。榜，榜がじっさいにどのように掲示されたのか意外に知られていない。参考までに，時代はくだるが，永樂十年に武當山の玄天玉虛宮の門前に立てられた屋根つきの黄榜揭示板の挿繪を掲げる。宮觀の人はもとより，大通りを通過していく官員，軍民たちもみな敕諭を伏し拜まざるを得ないようになっていた【圖1】。なかでもとくに重要な榜は忠實に模して碑に刻まれ，後世に遺される。また，訴訟，申請等で參考資料として過去に發令された文書を提出，列擧するさいに，しばしば“榜文壹道縫印全”ということばが見られるが，長文の榜文の場合，紙を何枚も張り合わせてあるので，のちに自分たちに都合のよいように一部分差し替えた偽の文書が作成されないよう，綴じ目と重要な數字等改竄されてはならない部分に官印を押すのが通例である。文書Aにおいても，江淮諸路釋教都總統所の官印は，年月日の上の四箇所にとどまらなかったはずである。至元二十五年六月承奉使所發下榜文抄連聖旨節該：『元典章』卷二九「禮部二」《服色》【僧人服色】の例からすれば，江淮釋教總攝所宛ての聖旨は，江淮等處行尙書省にて朝廷が遣わした使者によって開讀された。



【圖1】 榜文を伏し拜む人々——『武當嘉慶圖』（『藏外道書』所收 宣德七年重刊）より——

按答奚：『黑韃事略』“有過則殺之，謂之按打奚。不殺則充八都魯軍。或三次，然後免。其罪之至輕者沒其貲之半”，『吏學指南』卷四「雜刑」“斷按打奚罪過，謂斷沒罪過也”。パクバ字モンゴル語の金のパイザには“aldaqu ük'ugu”とある。さいきん，松川節が17世紀のモンゴル語法律文書『白樺法典』に見える單語 aldanggi (=家畜を主とする財産刑罰)

を根據に提示した説によれば、モンゴル語 *aldangqi* の音寫である⁴³。依應：『史學指南』(中國國家圖書館藏元刊本)卷二「狀詞」に「謂諾所業也」とある。捏合：『史學指南』卷七「詐妄」に「謂撰造異端，頗同眞似者」。照得：『史學指南』卷二「發端」に「謂明述元因者」。照詳：『史學指南』卷二「結句」に「謂義明於前，乞加裁決也」，『吏文輯覽』卷二「謂照察而詳審也。凡文移結語，例稱乞照詳云云」。□掛：『濟美錄』卷二「建立鄭令君廟榜」に「張掛出榜，依上施行」、「新疆且末縣出土元代文書初探」圖12に「右榜在城，張掛省諭」とあることから「張」の字を補うべきことは明らかな。省諭：『吏文輯覽』卷三「以言教戒也」。蒙古字譯：至元三十一年十月に宣政院から栢林寺に出された榜文，大德十一年十月に中書省から曲阜の顔子廟に頒降された榜文⁴⁴からすれば，パクパ字モンゴル語で“*deleme haran~bang bičig*”と書かれていた。『廬山復教集』卷上の至大四年「宣政院榜」では“蒙古字一行”とある。蒙古字箭付：パクパ字で漢字を音寫したものであろう。行中書省が至元十三年八月に，徽州の縣尉(從九品)，知縣(正八品)に發給した箭付とはほぼ同じ體式をもつ⁴⁵。甲乙住持：「十方住持」と對照的に，ある寺院の住持が空席になったとき，師弟關係にもとづいて，所司の介入なく同じ門派の中から順次後繼を選んでいく制度⁴⁶。

【現代日本語譯】

(A)

皇帝ノ聖旨ノ裏ニ：江淮諸路釋教都總統所が據けた徽州路僧錄司の申の節略に：【據けた道士張逢魁の狀告に「神應觀忠烈廟の住持につきましては，以前，至元十七年十月に，本縣の道士の儲日隆，吳逢聖なる者が商議し，道士の身であって，廟宇に長く住

(43) 松川節「近十年來モンゴル關係碑文・遺蹟調査の成果と展望」(2004年11月13日内陸アジア史學會大會 配布レジュメ 2頁)。氏の諒承のもとに引用させていただいた。

(44) 『趙州石刻全錄』「元聖旨碑陰」，照那斯圖・哈斯額爾敦「元朝宣政院栢林寺的八思巴字禁約榜」(『內蒙古社會科學 漢文版』1999-6 44～45頁)，照那斯圖『八思巴字和蒙古語文獻Ⅱ文獻匯集』(東京外國語大學アジア・アフリカ言語研究所 1991年 147～150頁)

(45) 『程氏胎範集』甲集卷五，『弘治休寧志』卷三「承制授程隆休寧縣尉箭付」，『篁墩程先生文集』卷三七「書先縣尉公所受至元勅牒後」

皇帝聖旨裏：行中書省，今擬隆充徽州休寧縣西尉勾當。所有箭付，須議出給者。

右箭付程隆。准此。

至元十三年八月 日

『濟美錄』卷一「授鄭安尹歙縣(牒) [箭付]」

皇帝聖旨裏：行中書省，今擬鄭安充徽州路歙縣知縣勾當。所有箭付，須議出給者。

右箭付鄭安。准此。

至元十三年八月 日 押 押

(46) 高橋文治「張留孫の登場前後——發給文書から見たモンゴル時代の道教——」(『東洋史研究』56-1 1997年 67～70頁)

持できなくなるのを恐れ、このため、神應の二字をでたらめに選んで、改めて觀の名にいたしましたものです。(しかしながら) あらゆる廟内の石碑の上には、主奉の僧人祖因等の名がはっきり示されており、そのごすぐ設置されました法器、屋宇は、すなわち佛智大師法忠建立の根^{フジャウル}脚に係り、殿上の鐵鍾に刻まれた名があつて考證することができます。先頃、至元二十五年六月に承奉した使所(江淮諸路釋教都總統所)發給の榜文に添付された

聖^{ジャリク}旨^{マンジ}の節該には『蟹^{うち}子の田地^{たち}の裏^{いるところの}、和尚^{フジャウル}毎^{フジャウル}が有^{フジャウル}的^{フジャウル}田土^{フジャウル}の亡^{フジャウル}宋^{フジャウル}の根^{フジャウル}脚^{フジャウル}は、富^{フジャウル}戸^{フジャウル}、秀^{フジャウル}才^{フジャウル}、先生^{フジャウル}毎^{フジャウル}は、不^{フジャウル}揀^{フジャウル}是^{フジャウル}誰^{フジャウル}、占^{フジャウル}めて着^{フジャウル}的^{フジャウル}が有^{フジャウル}呵^{フジャウル}、回^{フジャウル}し與^{フジャウル}え者^{フジャウル}。不^{フジャウル}回^{フジャウル}與^{フジャウル}的^{フジャウル}人^{フジャウル}毎^{フジャウル}は、按^{フジャウル}答^{フジャウル}奚^{フジャウル}の罪^{フジャウル}過^{フジャウル}に斷^{フジャウル}ぜ者^{フジャウル}』とございました。また欽^{フジャウル}しんで奉^{フジャウル}じた

聖^{ジャリク}旨^{マンジ}の節該に：『先生^{フジャウル}毎^{フジャウル}の和尚^{フジャウル}と做^{フジャウル}る心^{フジャウル}有^{フジャウル}的^{フジャウル}は和尚^{フジャウル}と做^{フジャウル}着^{フジャウル}、和尚^{フジャウル}と做^{フジャウル}る心^{フジャウル}沒^{フジャウル}きの是^{フジャウル}は妻^{フジャウル}を娶^{フジャウル}りて民^{フジャウル}と爲^{フジャウル}者^{フジャウル}』此^{フジャウル}ヲ欽^{フジャウル}シメ、とございました。逢^{フジャウル}魁^{フジャウル}は、みな^{フジャウル}の衆^{フジャウル}に、剃^{フジャウル}髮^{フジャウル}して僧^{フジャウル}侶^{フジャウル}となり訴^{フジャウル}え出^{フジャウル}て、本^{フジャウル}廟^{フジャウル}は、元^{フジャウル}來^{フジャウル}は僧^{フジャウル}人^{フジャウル}の根^{フジャウル}脚^{フジャウル}に係^{フジャウル}るのだから、名^{フジャウル}を改^{フジャウル}めて寺^{フジャウル}となし、僧^{フジャウル}侶^{フジャウル}を差^{フジャウル}し向^{フジャウル}け住^{フジャウル}持^{フジャウル}させられるようお願^{フジャウル}い申^{フジャウル}し上げるつもりだと申^{フジャウル}しました。そのときは、道^{フジャウル}士^{フジャウル}の儲^{フジャウル}日^{フジャウル}隆^{フジャウル}は以上のことばをわかつてくれたのですが、そこへまた道^{フジャウル}士^{フジャウル}の汪^{フジャウル}逢^{フジャウル}午^{フジャウル}が儲^{フジャウル}日^{フジャウル}隆^{フジャウル}、吳^{フジャウル}逢^{フジャウル}聖^{フジャウル}に『官^{フジャウル}が私^{フジャウル}を遣^{フジャウル}わし^{フジャウル}你^{フジャウル}に廟^{フジャウル}内^{フジャウル}のあ^{フジャウル}ら^{フジャウル}ゆ^{フジャウル}るも^{フジャウル}と^{フジャウル}も^{フジャウル}僧^{フジャウル}人^{フジャウル}の名^{フジャウル}がある箇^{フジャウル}所^{フジャウル}はみな毀^{フジャウル}つて、あ^{フジャウル}と^{フジャウル}か^{フジャウル}た^{フジャウル}を^{フジャウル}と^{フジャウル}ど^{フジャウル}め^{フジャウル}る^{フジャウル}な、と^{フジャウル}言^{フジャウル}い^{フジャウル}に^{フジャウル}こ^{フジャウル}さ^{フジャウル}せ^{フジャウル}た』と申^{フジャウル}しまして、ここに儲^{フジャウル}日^{フジャウル}隆^{フジャウル}、吳^{フジャウル}逢^{フジャウル}聖^{フジャウル}は實^{フジャウル}行^{フジャウル}を承^{フジャウル}諾^{フジャウル}いたし、至^{フジャウル}元^{フジャウル}二^{フジャウル}十^{フジャウル}五^{フジャウル}年^{フジャウル}六^{フジャウル}月^{フジャウル}十^{フジャウル}四^{フジャウル}日^{フジャウル}の夜^{フジャウル}、伊^{フジャウル}の兄^{フジャウル}の儲^{フジャウル}千^{フジャウル}一^{フジャウル}の息^{フジャウル}子^{フジャウル}二^{フジャウル}人^{フジャウル}に、土^{フジャウル}を^{フジャウル}用^{フジャウル}いて鐵^{フジャウル}鍾^{フジャウル}を搗^{フジャウル}き固^{フジャウル}めて平^{フジャウル}らに^{フジャウル}し、鍾^{フジャウル}の上^{フジャウル}に鑄^{フジャウル}られた僧^{フジャウル}人^{フジャウル}佛^{フジャウル}智^{フジャウル}大^{フジャウル}師^{フジャウル}法^{フジャウル}忠^{フジャウル}の字^{フジャウル}を鑿^{フジャウル}ち、十^{フジャウル}五^{フジャウル}日^{フジャウル}にな^{フジャウル}ると、儲^{フジャウル}日^{フジャウル}隆^{フジャウル}、吳^{フジャウル}逢^{フジャウル}聖^{フジャウル}は、石^{フジャウル}碑^{フジャウル}の上^{フジャウル}の僧^{フジャウル}祖^{フジャウル}因^{フジャウル}ら^{フジャウル}の名^{フジャウル}を鑿^{フジャウル}ち、黃^{フジャウル}蠟^{フジャウル}と墨^{フジャウル}でも^{フジャウル}つて充^{フジャウル}填^{フジャウル}補^{フジャウル}修^{フジャウル}して缺^{フジャウル}けたと^{フジャウル}こ^{フジャウル}ろ^{フジャウル}が^{フジャウル}な^{フジャウル}い^{フジャウル}よう^{フジャウル}に^{フジャウル}いた^{フジャウル}しま^{フジャウル}した^{フジャウル}が、^{フジャウル}そ^{フジャウル}れ^{フジャウル}で^{フジャウル}も^{フジャウル}や^{フジャウル}はり^{フジャウル}痕^{フジャウル}跡^{フジャウル}が^{フジャウル}の^{フジャウル}こ^{フジャウル}つ^{フジャウル}て^{フジャウル}お^{フジャウル}り^{フジャウル}證^{フジャウル}明^{フジャウル}す^{フジャウル}こ^{フジャウル}と^{フジャウル}が^{フジャウル}で^{フジャウル}き^{フジャウル}ま^{フジャウル}す。逢^{フジャウル}魁^{フジャウル}は『你^{フジャウル}毎^{フジャウル}、^{フジャウル}鑿^{フジャウル}つ^{フジャウル}て^{フジャウル}は^{フジャウル}い^{フジャウル}か^{フジャウル}ん』と^{フジャウル}申^{フジャウル}し^{フジャウル}聞^{フジャウル}か^{フジャウル}せ^{フジャウル}た^{フジャウル}ので^{フジャウル}ご^{フジャウル}ざ^{フジャウル}い^{フジャウル}ま^{フジャウル}す^{フジャウル}が、^{フジャウル}儲^{フジャウル}日^{フジャウル}隆^{フジャウル}、^{フジャウル}吳^{フジャウル}逢^{フジャウル}聖^{フジャウル}は^{フジャウル}應^{フジャウル}じ^{フジャウル}な^{フジャウル}い^{フジャウル}で、^{フジャウル}却^{フジャウル}つ^{フジャウル}て^{フジャウル}至^{フジャウル}元^{フジャウル}二^{フジャウル}十^{フジャウル}五^{フジャウル}年^{フジャウル}六^{フジャウル}月^{フジャウル}二^{フジャウル}十^{フジャウル}二^{フジャウル}日^{フジャウル}に、^{フジャウル}先^{フジャウル}の^{フジャウル}い^{フジャウル}き^{フジャウル}さ^{フジャウル}つ^{フジャウル}を^{フジャウル}い^{フジャウル}か^{フジャウル}り^{フジャウル}恨^{フジャウル}み、^{フジャウル}忠^{フジャウル}烈^{フジャウル}廟^{フジャウル}の^{フジャウル}事^{フジャウル}の^{フジャウル}始^{フジャウル}末^{フジャウル}が^{フジャウル}の^{フジャウル}ち^{フジャウル}に^{フジャウル}發^{フジャウル}覺^{フジャウル}す^{フジャウル}こ^{フジャウル}と^{フジャウル}を^{フジャウル}恐^{フジャウル}れ^{フジャウル}心^{フジャウル}配^{フジャウル}し、^{フジャウル}道^{フジャウル}錄^{フジャウル}司^{フジャウル}の^{フジャウル}下^{フジャウル}級^{フジャウル}官^{フジャウル}吏^{フジャウル}と^{フジャウル}つ^{フジャウル}る^{フジャウル}ん^{フジャウル}で、^{フジャウル}い^{フジャウル}っ^{フジャウル}し^{フジャウル}ょ^{フジャウル}に^{フジャウル}で^{フジャウル}た^{フジャウル}ら^{フジャウル}め^{フジャウル}の^{フジャウル}告^{フジャウル}訴^{フジャウル}狀^{フジャウル}を^{フジャウル}捏^{フジャウル}造^{フジャウル}し、^{フジャウル}逢^{フジャウル}魁^{フジャウル}を^{フジャウル}陥^{フジャウル}れ^{フジャウル}よ^{フジャウル}う^{フジャウル}と^{フジャウル}し^{フジャウル}た^{フジャウル}の^{フジャウル}で^{フジャウル}す。い^{フジャウル}ま、^{フジャウル}逢^{フジャウル}魁^{フジャウル}が^{フジャウル}照^{フジャウル}會^{フジャウル}いた^{フジャウル}しま^{フジャウル}した^{フジャウル}と^{フジャウル}こ^{フジャウル}ろ、^{フジャウル}本^{フジャウル}廟^{フジャウル}は、^{フジャウル}ま^{フジャウル}こ^{フジャウル}と^{フジャウル}は^{フジャウル}僧^{フジャウル}人^{フジャウル}の^{フジャウル}祖^{フジャウル}因^{フジャウル}住^{フジャウル}持^{フジャウル}の^{フジャウル}根^{フジャウル}脚^{フジャウル}に^{フジャウル}係^{フジャウル}り、^{フジャウル}ひ^{フジャウル}と^{フジャウル}り^{フジャウル}逢^{フジャウル}魁^{フジャウル}の^{フジャウル}み^{フジャウル}自^{フジャウル}發^{フジャウル}的^{フジャウル}に^{フジャウル}剃^{フジャウル}髮^{フジャウル}して^{フジャウル}僧^{フジャウル}侶^{フジャウル}と^{フジャウル}なり^{フジャウル}た^{フジャウル}く^{フジャウル}思^{フジャウル}ひ^{フジャウル}ま^{フジャウル}した。つ^{フジャウル}き^{フジャウル}ま^{フジャウル}し^{フジャウル}て^{フジャウル}は、^{フジャウル}も^{フジャウル}と^{フジャウル}の、^{フジャウル}は^{フジャウル}じ^{フジャウル}め^{フジャウル}て^{フジャウル}羽^{フジャウル}衣^{フジャウル}を^{フジャウル}纏^{フジャウル}い、^{フジャウル}星^{フジャウル}冠^{フジャウル}を^{フジャウル}か^{フジャウル}ぶ^{フジャウル}り^{フジャウル}道^{フジャウル}士^{フジャウル}と^{フジャウル}なり^{フジャウル}ま^{フジャウル}した^{フジャウル}際^{フジャウル}の^{フジャウル}度^{フジャウル}牒^{フジャウル}、^{フジャウル}公^{フジャウル}據^{フジャウル}三^{フジャウル}通^{フジャウル}を^{フジャウル}添^{フジャウル}え^{フジャウル}て^{フジャウル}申^{フジャウル}告^{フジャウル}しま^{フジャウル}す^{フジャウル}ので、^{フジャウル}使^{フジャウル}所^{フジャウル}に^{フジャウル}あ^{フジャウル}ら^{フジャウル}せ^{フジャウル}ら^{フジャウル}れて^{フジャウル}は^{フジャウル}證^{フジャウル}明^{フジャウル}書^{フジャウル}を^{フジャウル}お^{フジャウル}取^{フジャウル}り^{フジャウル}換^{フジャウル}え^{フジャウル}に^{フジャウル}な^{フジャウル}つ^{フジャウル}て、^{フジャウル}法^{フジャウル}名^{フジャウル}を^{フジャウル}あ^{フジャウル}ら^{フジャウル}た^{フジャウル}め、^{フジャウル}剃^{フジャウル}髮^{フジャウル}して^{フジャウル}僧^{フジャウル}侶^{フジャウル}と^{フジャウル}な^{フジャウル}さ^{フジャウル}れ^{フジャウル}ま^{フジャウル}す^{フジャウル}よ^{フジャウル}う、^{フジャウル}榜^{フジャウル}文^{フジャウル}を^{フジャウル}發^{フジャウル}給^{フジャウル}して^{フジャウル}寺^{フジャウル}に^{フジャウル}改^{フジャウル}め、^{フジャウル}香^{フジャウル}火^{フジャウル}を^{フジャウル}崇^{フジャウル}奉^{フジャウル}さ^{フジャウル}せ^{フジャウル}ら^{フジャウル}れ^{フジャウル}ま^{フジャウル}す^{フジャウル}よ^{フジャウル}う、^{フジャウル}お^{フジャウル}願^{フジャウル}い^{フジャウル}も^{フジャウル}う^{フジャウル}し^{フジャウル}あ^{フジャウル}げ^{フジャウル}る^{フジャウル}次^{フジャウル}第^{フジャウル}で^{フジャウル}す。此^{フジャウル}ヲ^{フジャウル}得^{フジャウル}ラ^{フジャウル}レ^{フジャウル}ヨ』(と^{フジャウル}あ^{フジャウル}つ^{フジャウル}た)。卑^{フジャウル}司^{フジャウル}(僧^{フジャウル}錄^{フジャウル}司^{フジャウル})は^{フジャウル}上^{フジャウル}記^{フジャウル}、^{フジャウル}申^{フジャウル}告^{フジャウル}いた^{フジャウル}しま^{フジャウル}す^{フジャウル}ので、^{フジャウル}詳^{フジャウル}しく^{フジャウル}お^{フジャウル}調^{フジャウル}べ^{フジャウル}の^{フジャウル}こ^{フジャウル}と^{フジャウル}お^{フジャウル}願^{フジャウル}い^{フジャウル}も^{フジャウル}う^{フジャウル}し^{フジャウル}あ^{フジャウル}げ^{フジャウル}ま^{フジャウル}す。使^{フジャウル}所^{フジャウル}に^{フジャウル}あ^{フジャウル}ら^{フジャウル}せ^{フジャウル}ら^{フジャウル}れて^{フジャウル}は、^{フジャウル}此^{フジャウル}ヲ^{フジャウル}得^{フジャウル}ラ^{フジャウル}レ^{フジャウル}ヨ』(と^{フジャウル}あ^{フジャウル}つ^{フジャウル}た)。す^{フジャウル}で^{フジャウル}に^{フジャウル}永^{フジャウル}販^{フジャウル}を^{フジャウル}し^{フジャウル}て^{フジャウル}本^{フジャウル}寺^{フジャウル}に^{フジャウル}住^{フジャウル}持^{フジャウル}さ^{フジャウル}せ^{フジャウル}た^{フジャウル}外、^{フジャウル}下^{フジャウル}さ^{フジャウル}ね^{フジャウル}ば^{フジャウル}な^{フジャウル}ら^{フジャウル}ない^{フジャウル}掲^{フジャウル}示^{フジャウル}

用の文書を發給し教戒するものである。いかなる人々も本寺を搔擾し、落ち着いた状態にさせてはならない。もし違反する者が有れば、ひととらえて役所につれていき、つつしんでジャルリクの御心に依據して施行するように。あらゆる揭示用の文書は、必要なればこそ議し出給するものである。

右、萬壽寺に榜文を笥付する。揭示板
に貼り出して教戒し、各人に通知せよ。

バクパ字モンゴル語譯

榜

印 印 印 印

至元二十五年八月 日 押

(B)

「バクパ字の笥付」

皇帝ノ聖旨ノ裏ニ：江淮諸路釋教都總統所は、今、擬して僧張永販を徽州路萬壽寺の甲乙住持の勾當に充てる。すべての事において私心なく公事をおこない、怠慢粗忽のないように。あらゆる笥付は、必要なればこそ議し出給するものである。

右、僧張永販に笥付す。此ヲ准ケヨ。

張永販住持

至元二十五年八月 印 日 押

(2) 解説

まず、事件のあらましを簡単に整理しておこう。

至元二十五年夏、忠烈廟の道士のひとり張逢魁なる人物が、徽州路僧録司を通じて江淮諸路釋教都總統所に、自身を僧侶として認定し、道觀である忠烈廟も寺にあらため僧侶に住持させるべきだと願い出た。かれの主張はこうである。

① 本來忠烈廟は、佛智大師法忠が建立したにもかかわらず、同僚の儲日隆、吳逢聖等が至元十七年十月にもとから道教の宮觀であったように見せかけるために「神應觀」の名をでっちあげたものである。② 自分は、クビライの仰せにしたがって、僧侶となることを願うのであり、忠烈廟も道士に乗っ取られていたのだから、やはりクビライの仰せどおり本來の寺院に戻すべきである。③ ところが、儲日隆、吳逢聖、汪逢午等は自分の意見を聞かずに、至元二十五年六月十四、十五日に忠烈廟がもともと寺院であった證據を隠滅しようとしたうえ、同月二十二日には道録司に自分を告訴したので、對抗措置をとらざるを得ず僧録司に訴えた。

それに對して、江淮諸路釋教都總統所は、八月、すぐさま張逢魁の上申を聞き届け、神應

觀から萬壽寺に改め（文書 A）、僧張永畝を住持とする證明書を出し、以後この寺院をかれの弟子が受け継いでいくことを承認した（文書 B）。六月二十二日の道録司における訴訟から数えても、僅か二ヶ月足らずのスピード判決である。

じつは、この事件の鍵のひとつは、至元十七年（1280）四月、燕京大長春宮で起きた全眞教の放火事件にあった⁴⁷⁾。

モンケ・カアン時代の有名な「道佛論争」の結果、全眞教が華北において占據していた二百三十七箇所の寺院の返還命令が、モンケの八年（1258）、クビライの中統二年（1261）に續けて出されていた。ところが、全眞教が一向に返還に應じなかったため、クビライは、南宋接收後の處理が一段落した至元十七年の二月二十五日、あらためて以前の裁定に従わず寺院を返還しない道士を處罰すると言明し、同時に以前僞經と認定された道教の經典を焼くように命ずる聖旨を發令した。二百三十七の寺院のひとつ吉祥院を占據していた全眞教の提點甘志泉は、佛教を貶めてその決定を覆すべく、馬戒顯なる人物に大都の全眞教の據點である長春宮にわざと放火させ、逮捕後は「僧録司の長で、奉福寺の住持をつとめる廣淵の差し金で放火した」と僞證するよう命じていた。さらに全眞教教徒五百餘名は報復と稱して棍棒片手に僧侶たちを襲撃、長春宮の知宮であった王志眞は、事件が狂言と知りながら中書省に廣淵を告發し、放火によって三千九百餘石の米糧、油麵、鹽粉が被害に遭ったと申請した。だが、中書省が取り調べた結果、すぐにその告訴狀がまったくの虚偽であり、しかも被害を口實にあちこちから見舞いの金品を受け取っていたことが判明したのである。報告を受けたクビライは、激怒を通り越して呆れかえり、六月二十二日、王志眞以下關係者を死罪、耳そぎ鼻そぎ、流罪等の嚴罰に處した。さらに、各道教の代表者を招聘し、中書省、翰林院、佛教の代表者たちと今後について協議させ、モンケ時代の「道佛闘争」の主要な原因のひとつであった『八十一化圖』をはじめ道藏中の僞經の再検討を行わせた。そして、翌至元十八年十月二十日には、聖旨を發令し、百官を大都憫忠寺に集め、大々的に道藏の僞經を焼却せしめた（聖旨には、僞經の焼却を道士、信者たちに納得させるため、クビライの思いつきで、各道教教團が火に入っても火傷せず、水に入っても溺れないと謳うお札を實際に全眞教、正一教、大道教等のトップに試させたところ、全員、出鱈目だと命乞いをする醜態をさらした話も漏らさず述べられていた）。かくして上都路宣德府蔚州の玉泉寺、大都路薊州遵化縣般若院⁴⁸⁾、山東泰安の冥

47) この事件の詳細については、高橋文治「至元十七年の放火事件」（『東洋文化學科年報』第12號 1997年11月 62～76頁）、劉建華「河北蔚縣玉泉寺至元十七年聖旨碑考略」（『考古』1988-4）参照。

48) 『北京圖書館藏歷代石刻拓本匯編 48 元一』「崇國寺札子」（中州古籍出版社 1990年 88～89頁）

福寺⁴⁹などが返還されはじめた。クビライは、おそらく總制院使兼領都功德使司事であったサンガの要請を受けてのことと思われるが、至元二十一年三月、この一連の騒動を未來永劫に伝えるべく、翰林院の主要なメンバーに「聖旨焚燬諸路偽道藏經之碑」の撰文を命じた（釋教總統のキタイサリの筆録がもとになっているという）。この放火事件の打撃は、全眞教にとどまらず、正一教、大道教などほかの道教教團にも波及した。

張伯淳は、成宗テムル時代の初期に刊行された『大元至元辨偽錄』（『影印宋磧砂藏經』所收）の序文においてつぎのようにいう。

是に由り至元十八年冬、欽しんで玉音を奉じ天下に頒降するに、道德經は除するの外、其餘の誑を説く經文は、盡く燒毀を行う。道士の佛經を愛する者は僧と爲し、僧道に爲らざる者は妻を娶って民と爲すは、當に是の時也。江南釋教都總統永福楊大師璉眞佳は、聖化を大いに弘め、至元二十二春^{より}二十四春に至ること凡そ三載、佛寺三十餘所を恢復す。四聖觀の如き者は、昔者孤山寺也。道士の胡提點等、邪を（舍）[捨]て正に歸し、道を罷めて僧と爲る者、奚ぞ^{なん}畜^{ただ}七八百人のみならんや。

『大元至元辨偽錄』卷二には、至元十八年十月二十日付けの聖旨の全文が抄録されているが、その一節に“今後先生^{たち}毎は老子の『道德經』裏依^に著^{ておこなえ}行者。如し佛經を愛する^{もの}底有らば、和尚と做って去者。若し僧道を爲さざれば妻を娶って民と爲^{なれ}者。”とあった。張逢魁が、道士をやめて和尚となる理由として引用した聖旨のひとつも、まさにこれであり、原文と比較してみると、自分に都合のよい部分のみに編集していることがよくわかる。

南宋接收よりはるか前に起こった「道佛闘争」とはまったく無縁のはずの江南の道觀が、本來は寺院だったとして、次々と佛教側に奪還され、道士から佛僧に宗旨替える者は八百人を超えた。勢力擴大の手立てとして至元十八年の聖旨を利用したのが、江淮諸路釋教都總統所の總攝であったタングト族の楊璉眞珈。張伯淳は、この事態を佛教側に立って「邪を捨て正に歸す」と評し、例として四聖觀を挙げた。しかし、至元二十八年四月に江淮等處行尙書省が出給した榜文に、まったく正反對のことが書かれているのは、よく知られたところである。

楊總攝等は權勢に倚恃し、肆行豪橫、各處の宮觀、廟宇、學舍、書院、民戶の房屋、田土、山林、池蕩及び係官の業産を將って、十餘年の間に盡く僧人等の爭奪占據に爲す。略舉すれば、杭州は太一宮、四聖觀、林處士の祠堂、龍翔宮、伍子胥廟、紹興の鴻禧觀、及び湖州的安定書堂、鎮江の淮海書院等の處、皆亡宋以前の先賢名迹、江山

(49) 『潛研堂金石文跋尾』卷十八「焚燬諸路偽道藏經碑」、嘉慶十五年『泰山志』卷十八「金石」《聖旨焚偽道藏碑》、『攬古錄』卷十七「冥福寺聖旨焚燬諸路偽道藏經碑」、宣統二年『山東省保存古蹟事項統計表』十五「泰安縣三」「元焚燬諸路偽道藏經碑、至元二十二年、冥福寺」等。

形勝の地にして、遠き者は百有餘年なるも、一旦にして皆、僧人の強行抵賴を被り、或いは先は寺基に係ると稱し、或いは僧人の置到せると云い、官府の陳理を経ず、一旦、力を使い業主を逐出すれば、應有財賦、錢糧等を將つて據り已有と爲す。既に之を得る後は、修理愛護を爲さず、聖像を拆毀し、頭疋を喂養し、猪羊を宰殺し、恣行蹂踐、これに加えて男女嘈雜し、縋索を分かつたず、行省、行臺を蔑視し、官民の良善たるを欺虐し、致すに業主を使て告訴する所無からしむ……⁽⁵⁰⁾

榜文の“十餘年の間”ということばを信じるならば、至元二十二年どころか、放火事件の直後から楊璉眞伽一黨の「奪還」は始まっていたことになる。

『元史』の「本紀」によれば楊璉眞伽は、南宋接收までもない至元十四年二月にクビライの命によって亢吉祥、加瓦八とともに江南諸路釋教所（＝江淮諸路釋教所）の總攝に任じられた⁽⁵¹⁾。そして、かれが再び「本紀」にその名を見せるのは、至元二十一年九月丙申。

江南總攝楊璉眞伽が宋の陵冢を發して收むる所の金銀寶器を以て天衣寺を修す。

という。翌至元二十二年の春正月庚辰には、

宋の郊天臺を毀つ。桑哥の言に：「楊璉眞伽云えらく；會稽に泰寧寺有り。宋は之を毀ち以て寧宗等の攢宮を建つ。錢唐に龍華寺有り。宋は之を毀ち以て南郊と爲す。皆、勝地也。宜しく復して寺と爲し、以て皇上、東宮の爲に祈壽せしむべし」。

時に寧宗等の攢宮は已に毀ち寺を建つ。敕して郊天臺を毀ち、亦、寺を建つ焉。

と見える。『癸辛雜識』續集上「楊髡發陵」、『癸辛雜識』別集上「楊髡發陵」は、泰寧寺の僧と楊璉眞伽等による宋の陵墓の發掘を、至元二十二年八月から十一月のこととするが、ことは、やはり至元二十一年以前からはじまっていたのである（ちなみに『南村輟耕錄』卷四「發宋陵寢」は、皇慶二年五月の題のある羅有開『唐義士傳』なる書を紹介し、至元十五年の出來事とする）。楊璉眞伽は、クビライの許可のもとに、掘り出した南宋皇帝の遺骨を杭州の故宮跡に埋め、その上にチベット佛教の白塔と五つの佛寺を建て、南宋の亡靈を調伏しようとした⁽⁵²⁾。この五つの寺には、極彩色のチベットの佛像が祭られ、石材に

(50) 『廟學典禮』卷三「郭簽省咨復楊總攝元占學院產業」

(51) 『元史』卷九「世祖本紀六」“[至元十四年二月丁亥] 詔以僧亢吉祥、伶眞伽、加瓦[八] 竝爲江南總攝、掌釋教、除僧租稅、禁擾寺宇者”。なお、江南の道教が至元二十五年以降、張天師の管領江南諸路道教所と、張留孫、吳全節等の總攝江淮荆襄等路道教所のふたつによって管轄されていたように、釋教も管領江南諸路、總攝江淮諸路を使い分けている可能性がある。『至正金陵新志』卷六「大元統屬官制」には“行宣政院、從一品衙門。管領江南諸省地面僧寺功德詞訟等事……至元二十八年於建康水西門賞心亭上開設衙門。係脫脫大卿爲頭院使。三十年遷院杭州”とある。1940年に泉州通淮城門から出土した皇慶二年の碑文に“管領江南諸路明教、秦教等也里可溫、馬里失里門、阿必思古八、馬里哈赤牙”とあるのも注目される。

(52) 陳高華「略論楊璉眞伽和楊暗普父子」（『西北民族研究』1986-1 のち『元史研究論稿』收録中華書局 1991年12月 385～400頁）参照。

は南宋時代の科擧合格者の名を記した碑や宮殿に用いられていたさまざまな彫刻の石が転用された⁵³。この事業は至元二十五年までかかった⁵⁴。故宮跡を見下ろす飛來峰靈隱禪寺周辺の岩肌のあちこちに、クビライ、ココジン・カトン、皇太孫のカマラ、テムルのために祝壽するチベットの佛像が刻まれた⁵⁵。

以上は、クビライからすれば、あくまでチベット佛教による大元ウルスの護國事業にはかならなかった（西太乙宮、理宗の潛邸であった龍翔宮などの佛寺への改宗も、あるいは宋の陵墓と同じ論理ですすめられたのだろう⁵⁶）。しかし、不肖の輩からすれば、これは領

53 『郭天錫手書日記』（上海圖書館藏稿本）「至大元年九月二十七日」“晚晴。登吳山下視杭城煙，瓦鱗鱗無辨處，左顧西湖，右俯浙江，望故宮蒼莽，獨見白塔屹立耳”，「至大元年十月十八日」“是日遊大般若寺。寺在鳳凰山之左，即舊宮地也。地勢高下，不可辨其處所。次觀楊總統所建西番佛塔，突兀二十丈餘，下以碑石鑿之，有先朝進士題各并故宮諸樣花石，亦有鐫刻龍鳳者，皆亂砌在地，山峻風寒，不欲細看，而次遊萬壽尊勝塔寺，亦楊其姪者所建，殿佛皆西番形像，赤體侍立，雖用金裝，無自然意……次遊新建報國寺，行至殿後有塊石，僅留二十餘字。僧爲別立一木牌云：「五十年前，理宗夢二老僧曰『後二十年乞一住足地』。恍然夢覺。今築地得此石，却無年代可攷。昔梵刹爲王宮。今茲復爲梵刹，如波入海」。以余觀之，亦好事者爲之也。且朝代之廢興皆天也。二僧入君王夢中，孰記而傳之耶。浮屠之說妄矣。傍有二客，相與一笑而回”。なお、郭天錫がみた報國寺の木牌の傳承は、『湖海新聞夷堅續志』（中國國家圖書館藏元刊本）前集卷一「符讖門」《胡僧取殿》にも取り上げられており，“宋理宗一夜夢二胡僧曰「二十年後當以此殿還小僧」夢覺，宜問馬廷鸞，馬回奏云「胡僧乃夷狄之類，二十年後必主夷狄於殿下稱藩」。上云「卿誌之」。馬遂立碑，以紀其事。至元年間歸附大元，有僧官楊總攝以宋殿基元係佛寺，因高宗南渡都杭，遂以爲殿，至是復以殿爲寺，屈指理皇之夢恰二十年，異哉」という。この書の作者は知られていないが，卷一「人倫門」《大元昌運》が，釋熙仲の『歷代釋氏資鑑』（東洋文庫藏元刊本）卷十二「大元昌運」と酷似していることからみても，大元時代の僧侶の手になると考えられる。

54 『元史』卷十五「世祖本紀十二」“[至元二年二月丙寅]江淮總攝楊璉真加言以宋宮室爲塔一，爲寺五，已成，詔以水陸地百五十頃養之”。

55 高念華主編《飛來峰造像》（文物出版社 2002 年 9 月 116～220 頁）。とくに，「第 89 龕《大元國杭州佛國山石像贊》」121 頁，「第 99 龕造像題記」125 頁，「第 98 龕造像題記」140 頁，「第 75 龕題記」213 頁。『武林石刻記』卷四「大元國杭州佛國山佛像贊」，「飛來峰鑿佛題名六通」

56 『遂昌山人雜錄』“錢塘湖上舊多行樂處，西太乙宮，四聖觀，皆在孤山。宋雖僣僧寺建宮觀於其上，而六一泉寺，喜鵲寺皆遷北山，亦各擅山水之勝……楊璉真珈奪爲僧窟。今皆無一存，荒榛滿目，可勝嘆哉”，“和靖先生豈有含珠者，楊璉真珈亦發其墓焉。聞棺中一無所有，獨有端硯一枚”，『東維子集』卷二三「杭州龍翔宮重建碑」“我朝崇重玄教，璽書護持。今公執以奉修祀典。不幸胡僧璉陵轢教門改宮爲寺，公力於匡復，有詞于上，獲歸土田者半。殿宇不可復，則有私貲置宋楊和王府基，在今城西北隅”，『始豐稿』卷十一「重修龍翔宮碑有序」“杭之龍翔宮，初建於後市街西，蓋宋理宗潛邸也。理宗既斥其地爲宮，以奉感生帝，而命左右街都道錄胡瑩微爲開山住持，以重其地。元至元中，西僧楊鞏真珈總統江淮釋教事，崇釋而抑老，以龍翔宮爲壽寧佛寺。住持胡原洪購地於城西北隅，改建之。其地與宋和義郡王楊氏第密邇，而今宮基則楊氏所奉神祠處也。延祐中，朝廷降印書，命天師張留公主領宮事，且世襲之，而住持則黃石翁也”，『松鄉先生文集』卷二「四聖延祥觀碑銘」“至元十三年，玄教大宗師真人張君留孫，出際風雲，入觀道行春隆，築崇真萬壽宮於京師，留侍闈庭。十八年，有旨命主延祥。凡觀之役一以舊福祇事。二十有二年，有以慧力掩真人者主之，觀之徒雲萃東西，無所於寄事，聞於朝，大德元年，有旨，江浙行省撥杭天宗河之北官地若干，俾興四聖延祥觀。凡田地山蕩舊隸觀者，復籍入”。

地、勢力を擴大するに格好の前例、絶好の機會となった。

たとえば、既述の江淮等處行尙書省の榜文にも挙げられる湖州路の安定書院は、至元十三年の歸附直後に丞相バヤンの鈞旨を得ていたが、張伯淳が述べるまさに至元二十二年、隣接する何山寺の僧によって、強奪された。楊璉真珈の威光を笠に着て、儒者の懦弱なのをよいことに、徒黨を組んで、胡瑗の墳墓の垣根を取り壊し、内側の樹木を切り倒し、墳墓を盜掘、碑文を粉碎し、孔子像を取り拂うなど、狼藉の限りを盡くした⁵⁷⁾。

そこへさらに、至元二十三年の正月七日、クビライは“江南の廢寺土田の人の占據するところと爲る者を以て、悉く總統楊璉真珈に付し寺を修せしめ”たのである。『元典章』卷三三「禮部六・釋教」《寺院裏休安下》には、二月三日に江淮釋教總統所に届いた聖旨の節該として、“這的每^{このものたち}の寺院^{うち}の裏に、他每底^{かれらの}房舍^{うち}の裏に、使臣は休安下者。鋪馬・祇應は休拿者^{しよくはくするな}。稅糧^とは休與者^{るな}。不揀^{あたえるな}是誰^{だれであつても}、體例^なに沒いことは、休倚氣力者^{ちからにたよるな}。不揀^{なんであつても}甚麼^{かれらの}←他每底^{ひき} 休斷^{ちぎつてもとめるな}拽奪^{うち}要者^{ひとをさばくな}。寺院の裏にて休斷人者^{おきはなつな}。官糧^おは休頓放者^{きはなつな}”とあるが、これは本來、亡宋の根脚をもつ寺をことごとく楊璉真珈に返還させるという一文のあとにつづいていたものだろう⁵⁸⁾。張逢魁が引用する、至元二十五年六月の江淮諸路釋教都總統所の榜文に添付されていたという聖旨も、至元二十三年發令のそれを再度引用したものではないか。語註にあげた『元典章』卷二九「禮部二」《服色》【僧人服色】の聖旨も至元二十三年の發令で、楊璉真珈の奏上にしたがって、江南の僧侶に戒を授けるため賞茸^{チャンギバクシ}八哈赤を筆頭とする僧が派遣され、講主に紅の袈裟、衣服が、長老に黄色の袈裟、衣服が、僧人に茶褐色の袈裟、衣服が與えられた。華北と同様のチベット佛教による江南の寺院の統括、整理が急ピッチで進められていた。同時期には、第二のアフマドともいうべきサンガ、マングタイを中心に江南の官田、投下領のみなおしもはじまり、營田總管府も設立された。息子チンキム^{チンキム}の死の直後でもあり、また至元二十四年のナヤンの叛亂の動きに氣をとられていたクビライが、楊璉真珈の計畫をすべて見通せていたかどうかは知る由もないが、この至元二十三年の聖旨

57) 『吳興金石記』卷十四「湖州路安定書院田土錢糧碑記」は、至元二十二年から泰定四年までの長期に亘る安定書院と何山寺の訴訟の一部始終を記録する湖州路ダルガチ總管府發給の文書、および將來同様の訴訟が繰り返されないように證據として宋代以來の數通の文書を合刻したもので、ひじょうにおもしろい資料である。詳細は、別の機會に紹介したい。

58) 『廟學典禮』卷四「廟學田地錢糧分付與秀才每爲主」“議得；至元二十三年，中書省奏奉聖旨，與了秀才了當。江南僧、道、秀才，自來各有置到養贍田畝產業，其僧道產業，依舊隸屬寺觀，秀才田土已有，欽奉聖旨，與了秀才，即合與僧道一般，聽從秀才脩葺文廟，養贍生徒，官司不必理問，是爲相應”もあるいは關係する可能性がある。『元史』卷十四「世祖本紀」にも、至元二十三年二月“江南諸路の學田の昔，官に隸くは，詔して復た本學に給し，以て教養に便ず”という。至元二十五年十月の儒戶の雜徭の免除の詔，江南の學田の收入の一部を集賢院の財源とする政策はこれを踏まえたものである。

は、既に始まっていた無法行爲に文字通りお墨付きを與えてしまったのであった⁵⁹⁾。

至元二十八年の江淮等處行尚書省の榜文にやはり挙げられていた宮觀のひとつ、千秋鴻禧觀は、唐の賀知章が郷里に歸って道士となり自宅を道觀にしたことから始まり、のち、史越王が南宋の乾道四年に奏上して移築、「天長觀」の額を拜領、鑑湖亭、一曲亭等を増設した歴史をもつ⁶⁰⁾。ところが、

近者、鑑湖の天長觀に道士の僧と爲る有りて、楊の總攝所に獻じて云えらく：「照らし得たるに；賀知章なる者は、本は是れ小人にして、史越王の聲勢に倚托し、寺を將って改めて道觀と爲す。今欲するに、乞うらくは元の寺に復して施行せられんことを」。楊尅の遂に其の請に従えば、眞に笑を發す可き也⁶¹⁾。

と、記録した周密も呆れ返るとおり、むちゃくちゃな話を捏造した。おそらく、この天長觀の道士は、住持ではなく、次の住持の座も狙える位置にはいなかったか、あるいは順番

59) 『元史』の本紀によれば、至元十六年十月以降、皇太子のチンキムが國政を預かり、中書省、樞密院、御史臺ほか百司の案件については、まずチンキムに啓上したあとでクビライに上奏することになった。至元十八年正月からは「授時曆」も頒行、開始されており、この時點で政權移譲がいったん公にされたと見てよいのだろう。ただしアフマド率いる尚書省については、クビライが掌握しつづけた。至元十九年のアフマド暗殺事件の背景にはチンキムとクビライの確執があり、至元十八年から二十二年にかけての『元史』の本紀をはじめとする漢文資料のクビライ親子の關係についての記述は極めて曖昧である。ノムガンとアントンのカラコルム方面からの歸還時期についての齟齬、チンキムを皇太子とした二年後の至元十二年に百官がクビライに奉って拒絶された尊號が、至元二十一年にはそのまま受け入れられ、天下に大赦の詔が発令されること、『聖元名賢播芳續集』卷六「諭中書省以下大小官吏諸色人等詔赦至元二十一年」の異様な内容等、不審點を数え上げればきりが無い。『世祖實錄』、『宗室傳』、『功臣傳』等の編纂段階で相當書き直され、関連の碑石なども打ち壊された可能性が高い。杉山正明の教示によれば、ラシードウッディーンの『集史』「クビライ・カアン紀」をはじめとするペルシア語資料の記述では、クビライ、ノムガンとチンキムの間に繼承争いがあり、チンキムが死ぬ前の三年間、なんと実際に皇帝位についていたという。クビライが、至元二十三年以後も、財務とチベット佛教管轄下の江南寺院の田地の収益を掌握するサンガ等の要求に唯々諾々と従い、なかば足元を見透かされている感があるのも、アフマドの死後におけるかれらの功績が極めて大きなものであったと認めていたからだろう。W. M. Thackston, Rashiduddin Fazlullah, *JAM'U'T-TAWARIKH, Compendium of Chronicles, Part Two, Chapter Two, Section Ten: QUBILAI QA'AN, PART TWO*, Harvard University, 1999, p. 454. 『史集』第二卷（余大鈞周建奇譯 商務印書館 1985年 352～353頁）

60) 『嘉泰會稽志』卷十三「賀季眞宅」唐賀秘監宅。在會稽縣東北三里八十步。知章晚自號四明狂客。天寶初，請爲道士，還鄉里。詔許之。以宅爲千秋觀。又求周宮湖剡川一曲宅，今天長觀，是也。『會稽續志』卷三「千秋鴻禧觀，初賀知章入道以其所居宅爲觀，始曰千秋，尋改天長。乾道四年，郡守丞相史忠定公奏移天長觀額，建于縣東南五里。嘉定十三年，賜名千秋鴻禧，仍爲祠官典領之地。前有亭曰鑑湖、一曲。又一亭曰懷賀。皆史丞相建。新額頒降，汪汭以觀褊小無以揭虔，卽更新之，爲屋六十餘間。又增建眞武殿，先賢列仙祠并賀秘監祠，爽氣堂」。

61) 『癸辛雜識』別集上「賀知章倚史勢」

が待ちきれなかったのだろう。道觀を乗っ取るためには、楊璉真珈に道觀を献上し、ひきかえに佛僧となる度牒をもらい、その新しい寺院の住持に任命してもらえばよい。そのさい再び別の宗派の僧侶に乗っ取られないように、自分に後繼者を選べる権限のある甲乙住持の寺院に指定しておいてもらうことも肝要である。住持になれるならば、道士だろうが、佛僧だろうが、どちらでもかまわないのである（かれらにとって、宗教とは、しょせんはその程度のものにすぎなかった。道佛間で繰り広げられた闘争の多くは極めて低レベルの、物欲にまみれた争いであった。純粹で高尚な學問上の争いなどと、こんにちのものの見方で大眞面目に捉えようとすると、虚構の世界に飛翔してしまうことになる）。たとえば、四明は昌國州の道隆觀でも、至元二十六年、住持争いの中で、陳可與がこの手段をとった⁶²⁾。

「下克上」の可能性に気づいた各地の道士たちは、次々に僧録司に出頭し、江淮諸路釋教都總統所へ自身のいた道觀をもとは寺院であったとして、差し出した。名だたる道觀が何の苦勞もなく、「合法的に」チベット佛教の管轄に吸収されていった。わずか二年の間に八百餘りの道觀を「奪還」できた所以であった。楊璉真珈は、あきらかにこうなることを見越していた。あるいは、最初に目をつけたいくつかの道觀の道士に、こっそり囁いたのかもしれない。さきのチャンギ・バクシ等の江南への派遣要請は、そのためでもあった。

張逢魁も實は、こうした裏切り者の道士のひとりであったのである。江淮諸路釋教都總統所が萬壽寺の住持として任命した張永販とは、ようするに張逢魁の新たな法名にほかならなかった。張逢魁、汪逢午、吳逢聖は兄弟弟子に違いなく、告訴狀では必ず儲日隆を吳逢聖の前に挙げるので、あるいは、かれがほんらいの神應觀の住持で、後繼者には吳逢聖が擬せられていたのかもしれない。

そして、ふたたび張逢魁の主張を読み直すならば、『忠烈紀實』には、至元十七年以前から「神應觀」の名稱をもっていたという證據もないかわりに、本書に收録される宋代の碑記に、“主奉の僧人”であったという祖因の名も、佛智大師法忠の名も見えないことにきづく。儲日隆等が毀ったという缺字も見られない。そもそも、汪華の行狀の末尾に語られる廟の起源には、僧侶はひとりもみえないのである。元貞元年までは確實に廟内に版木が保管されていたはずの胡立忠『忠烈紀實』を證據物件として言及、提出していないのもきわめて怪しい。のちの泰定三年の時點での記録ではあるが、廟に田地を寄進した名簿の中に程道録、張道録なる人物がみえ、本廟が道教とのかかわりを深くもっていたことがうかが

62) 『延祐四明志』卷十八「釋道攷下」《昌國州道觀》「貫雲石作道隆觀記」

える【付4・(H)】。いっぽう僧録の名はない。至元十七年十月という日時をもちだすのは、あきらかに全眞教の放火事件を連想させ、十八年のクビライの聖旨を引用するための話しのマクラである。真相は、張逢魁が、各地の乗っ取り事件を真似して、廟内の少しでも僧に關係する遺物を探し回ったものだろう。その結果、石碑のひとつの碑陰になんらかの理由で祖因（おそらくは汪氏一族）の名が掲載されていたのを發見した。いっぽう、佛智大師は端平年間（1234～1236）に徽州に來て庵を結び、一帯で說法をして四十年餘、至元二十年（1283）に七十二歳であったという、まさに同時代のひとであった。よしんば鐘に彼の名が刻まれていたにしても、かれが廟の住持であったわけではなく、また創建者でもなかった。單に忠烈廟に寄進をしたか、讚をもとめられたかに過ぎなかった。うがって考えれば、至元二十五年六月十四、十五日の事件自體、張逢魁の陰謀で、張逢魁が全部の碑に、さも祖因の名があったかのようにところどころ碑文中の人名の部分を削り、鐘の佛智大師の字を完全には消さないように氣をつけて、蠟を充填したのではないか。ともかく、儲日隆、吳逢聖等は、張逢魁の意圖を察知し早急に手をうつべく、道錄司に訴え出た。このとき江南の道教のトップは、第三十六代天師で管領江南諸路道教の張宗演と商議集賢院道教事、總攝江淮荆襄等路道教都提點の張留孫。しかし、その二人でさえ、江淮諸路釋教都總統の楊璉真珈の前には爲す術もなかったのである。

楊璉真珈は、寺院の田地を耕作する佃戸についても自分たちで管理する權利を獲得し、管民官の立ち入りを許さぬ聖旨も得ていた⁶³。くわえて、至元二十六年二月一日に出された江南の戸口調査開始の詔（いわゆる至元二十七年の戸計）⁶⁴は、僧侶に驅け込み申請をねらわせ、強奪をより一層エスカレートさせることとなった⁶⁵。例の至元二十八年の江淮等處行尚書省の榜文中に見える鎮江の淮海書院も明らかにその被害者であった⁶⁶。

ところで、『忠烈紀實』卷十の黃宣子「富山廟捨田記」（泰定三年五月二十一日）は、この至元二十五年の事件を振り返って次のようにいう。

至元二十五年の秋、江淮諸路釋教都總統楊□〔公？〕俺普の陞して萬壽寺と爲す。而

63 『通制條格』卷三「戸令」《寺院佃戸》

64 『元典章』卷十七「戸部三」《戸計》【抄數戸計事產】

65 『至順鎮江志』卷九「僧寺」《庵》[丹徒縣]【報親庵】“皇元崇尚釋氏教，至元庚寅〔二十七年〕，令民占籍，凡土田之隸於僧者，咸蠲其租入，是庵之業亦與焉”，『成化處州府誌』卷二柳貫「處州路儒學歸田記」“至元二十七年僧官楊總統，倚法始橫。延慶寺僧師晟，因構誣詞，陳之統所……”，『成化處州府誌』卷四劉基「麗水縣儒學歸田記」“入國朝至元二十七年鈔數之籍，有婺州僧顯忠者，妄以田爲已廢聖壽寺故物，訴于僧司，僧司左僧，弗顧官籍，有司莫較，而因遂入于僧牒。……”など枚舉に暇がない。

66 『至順鎮江志』卷十一「學校・金壇縣」《淮海書院》“宋淳祐中，太常少卿高郵龔基先首議創立。歸附後，至元二十七年，爲甘露寺僧所奪，山長郭景星力訴於有司，不勝，僦民居以肄諸生”。

れども忠烈の名は自若なり。

漢文資料において、俺普（＝暗普，安普）について現時点で確認できるもっとも早い記事は、陳高華が既に指摘したように⁶⁷⁾、『永樂大典』卷一九四一八に収録される『經世大典』「站赤」の至元二十五年十一月十九日になされたサンガの上奏である。この「捨田記」の記事の秋とは八月を指すが、このとき俺普はすでにカラコルムの宣慰副使に任じられていた。江南においてかれの名を最初に確認できるのは、既述の飛來峰の題記によってであり、至元二十九年七月の段階で資政大夫行宣政院使であった。そして、父の楊璉眞珈は、この時点でもまだ宣授江淮諸路釋教都總統永福大師の肩書きを名乗っていた。

至元二十九年の内、欽奉せる聖旨の節該に：【（宣政院の奏に：）「行宣政院の官の奏に：『蠻子^{マンジ}の田地^{うち}の裏^{うら}に有^{ある}但^{おの}そ寺院^{うち}の裏^{うら}に屬^{する}す田地^{うち}，水土^{すいど}，□□の，亡宋^{フシヤウ}の根脚^{こんかく}で，先生^{せんせい}，秀才^{しゅうさい}，富戸^{ふと}毎^{まい}が隱^{ひそ}し□□[着^て]いた^{もの}的^{もの}が□□[有^{ある}？]。官人^{イヤン}毎^{まい}が分^{ぶん}□□[付^つ]して回^{まわ}し付^く與^よ了^{した}的^{もの}田地^{うち}，水土^{すいど}を如^い今^{いま}再^{また}び争^{まが}っている^{もの}ので有^{ある}』這般^{このよう}に奏^{そう}し將^もて來^{きた}たので有^{ある}。那般^{そのよう}に奏^{そう}して來^{きた}た。『在先^{おの}□□[但^{おの}]そ寺院^{うち}の裏^{うら}に屬^{する}す田地^{うち}，水土^{すいど}は，回^{まわ}し付^く與^よし□□□。如^い今^{いま}那般^{そのよう}な^{こと}的^{もの}である^{こと}な呵^ら，不^だ揀^だ是^だ誰^{だれ}，休^{あら}争^{そう}者^な』道^{とい}來^て，這般^{このよう}に宣諭^{せん}了^{した}の^{もの}だか呵^ら，争^{まが}的^{もの}人^{ひと}は不^こ怕^お那^う】此^こヲ欽^{しん}シメ^め。

俺普は、かつて父が奏上して得た至元二十三年の聖旨——すなわち張逢魁が惡用した——がいまもなお有効であると保證する聖旨を、クビライから再び手にいれた。そのご道觀、書院の返還訴訟が難航する理由のひとつは、ここにある。至元二十八年正月、楊璉眞珈の後盾であった尙書省のサンガ等一黨を罷免、そのごの調査によってそれぞれに嚴正な處分がくだされてからも、クビライは、楊璉眞珈に對しては終始寛大であり⁶⁸⁾、開府儀同三司太師寧國公慧辯永福の稱號まで贈った⁶⁹⁾。

67) 前掲陳高華「略論楊璉眞珈和楊暗普父子」395頁。

68) 『越中金石記』卷七「開元寺首楞嚴神呪」。なお『續修玉泉寺志』卷一「公據」《田土公據》に引用されるクビライの聖旨「至元二十九年欽奉世祖皇帝聖旨節該：「江北道沿江一帶有的荒閑地土，有氣力富戸毎餘剩占著的田地要了呵，無田毎，百姓每根底與者」欽此。又欽奉聖旨：「如今那去來的人毎，與將文書來有。『和尚，先生，多占了的田地，合怎生？』說將來有。奏呵，『有甚疑惑，根脚裏是寺院家的呵，屬他毎，後頭占了的呵，依那體例，寫將來者』麼道。」欽此」においても、やはり佛教側の強奪に強い姿勢で臨む姿勢はみられない。

69) 『元史』卷十六「世祖本紀十三」[至元二十八年五月]「[戊戌]，遣脫脫、塔刺海、忽辛三人追究僧官江淮總攝楊璉眞珈等盜用官物」，「[辛亥]罷脫脫、塔刺海、忽辛等理算僧官錢穀」，『元史』卷十七「世祖本紀」[至元二十九年三月]「壬戌，給還楊璉眞珈土田、人口之隸僧坊者。初，楊璉眞珈重賂桑哥，擅發宋諸陵，取寶玉，凡發冢一百有一所，戕人命四，攘盜詐掠諸賊爲鈔十一萬六千二百錠，田二萬三千畝，金銀珠玉寶器稱是。省臺諸臣乞正典刑以示天下，帝猶貸之死，而給還其人口、土田」。

70) 『析津志輯佚』「寺觀・普安寺」

しかしながら、悪名高い楊璉真珈によって萬壽寺としての歴史がはじまったと記すことは、のちの碑記の依頼者からすれば、はなはだ都合のわるいことであつた。それにひきかえ俺普のほうは、至元三〇年、江南の人々の父への怨恨のふかさのあまり、江浙行省左丞の職務をわずか三カ月で解かれるという一件はあったものの⁽⁷¹⁾、そのごは、平章政事、宣政院使、會福院使を兼任し、延祐初年には、バクバを孔子廟と同様に祀ることについて會議を主宰するなど、チベット佛教の中心人物として活躍を続ける⁽⁷²⁾。あきらかに黄宣子の「配慮」であつた。

同様に、『忠烈紀實』巻四上に収録される天曆元年(1328)十二月の「重建寢殿神光樓記」では、撰者の松江府判劉秉懿は

宋季の乙亥(至元十二年)兵革の後、衆の有司に請いて、之を總攝所に上り、廟を以て寺に附くを得さ俾む。楊總攝は其の徒僧永皈に命じて之を主らしめ、其の傳を甲乙にして以て永久に相く^{たす}。

と述べる。張逢魁の獨斷ではなく、あたかも民意、汪氏一族の意思によって萬壽寺に改められたかのようなのである。いつ、總攝所に申請したのかも、ことさらに曖昧にしている。永皈が忠烈廟をのっとったことなどおくびにも出さない。

しかし、そうした配慮にもかかわらず、最終的には、すなわち『忠烈紀實』の編纂の段階では、この、ふつうならば隠して出さない江淮諸路釋教都總統所が發給した世にも珍しい至元二十五年の二通の文書をぜったいに収録せねばならなかった。というよりも、この二十五年の事件こそがそもそも『忠烈紀實』の編纂の直接的な動機であつた。張永皈が住持となって三十年、甲乙住持制度によってあとを繼いだのは、ほかでもない著者の僧慧心であつたからである⁽⁷³⁾。しかも慧心の徒弟で、當時廟の監院であつた紹初は次の住持の座を約束されていた⁽⁷⁴⁾。祈門縣では、『忠烈紀實』の出版にも一役買った沈德壽らの運動で忠烈廟を重建したさい、富山の祖廟の故事にもとづいて、崇法院の僧溥に住持させ、民田を

(71) 『元史』巻十七「世祖本紀」[「至元三十年」二月己丑、從阿老瓦丁、燕公楠之請、以楊璉真珈子宣政院使暗普爲江浙行省左丞]、[「五月丙寅」以江南民怨楊璉真珈、罷其子江浙行省左丞暗普]。

(72) 『定襄金石攷』巻三「宣授五臺等處釋教都總攝妙嚴大師善行之碑」、『關王事蹟』巻三(中國國家圖書館藏成化七年張寧刻本)「亭侯印圖」、程鉅夫『程雪樓集』巻九「大護國仁王寺恒産之碑」、『益齋亂藁』巻一「楊安普國公宴大尉潘王子王淵堂」、『益齋亂藁』巻九上「忠憲王世家」。

(73) 『忠烈紀實』巻四上劉秉懿「重建寢殿神光樓記」“又三十年、僧慧心嗣席、辛勤克紹、益加莊嚴、泰定三年丙寅夏六月……”、巻六「種樹安靈」“復至元丁丑、同知路事要兒只不花中憲、捐己帑、命住持僧慧心、雜樹木竹、護以藩籬、禁其樵採”。

(74) 『忠烈紀實』巻十黃宣子「富山廟捨田記」(泰定三年五月)【付4・(H)】“住持僧(惠)[慧]心、嗣僧紹初”、“皈院主”、巻四上劉秉懿「重建寢殿神光樓記」“明年(天曆元年)七月、獨神光樓、福惠殿未備。慧心同徒弟紹初竭私口創福惠殿、成神光樓、工夫費重、衆翕然樂助有差”、吳靜觀「重修忠烈聖妃殿記」(至正元年立石)“住持釋慧心、監院僧紹初”。

購入して廟の収入源となしたのであった⁽⁷⁵⁾。手段はどうであれ、僧侶による住持を評價していた。のち明天順三年の時点でも、烏聊山忠烈廟の住持はいかわらず善定、善恵といった僧侶であった。かれらにも、とくにこの書をえらんで重刊してほしい理由があったのである。その執念は、展卷に「新安忠烈廟世系略圖」を掲げ、汪華の系譜に祖因にはじまる系譜をつなげ、みずからの正統性をうたうところに、強烈にあらわれている。じつは、慧心の『忠烈紀實』の編集よりほんの少し前、やはり郡人の張仲文が以前の著作に飽き足らず、「紀績」「紀封」「紀世」「紀靈」「紀刻」「紀禱」「紀頌」「紀文」「紀史」「紀卜」の十紀よりなる『忠烈類紀』を著したという。序文を書いたのは、徽州の朱子學者たちと交流のあった前翰林待制の楊剛中、泰定年間には江浙儒學提舉をつとめ、さまざまな出版事業や江南文人の保舉にたずさわった人物であった⁽⁷⁶⁾。にもかかわらず、あらたな『忠烈紀實』が出版されなければならなかった。徽州の最高の権力者であるダルガのピラをまきこんで。ちなみに、至正八年十月一日付けの、忠烈王神の末裔汪澤民の序を冠した『汪氏家乘』や、あるいはのちの明の汪永安『汪氏家乘』十卷も、越國公の制誥、像贊、碑誌等を編集した書物であったというが、汪公の世孫の立場から書かれたそれは、『忠烈紀實』とはまた違った趣を呈していたことだろう⁽⁷⁷⁾。

楊璉真珈の失脚後、各地で道教、儒教側によって、長期にわたる返還訴訟が開始される⁽⁷⁸⁾。いちどは勝ち取った萬壽寺甲乙住持の地位も、いつ時流に乗って放逐された儲日隆、吳逢

(75) 『忠烈紀實』卷四下「祈門縣重建廟記」（儒林郎徽州路總管府經歷張純仁撰、奉直大夫寧國等路權茶提舉阿思蘭海牙書、奉政大夫徽州路總管府治中李榮祖因蓋、至正二年五月十五日承德郎徽州路祈門縣尹兼觀農事張士元立石）

(76) 『忠烈紀實』卷十三「舊事實序」“然流傳於閭巷者，每譌竄之相承，紀載於榮書者，又序次之無法。故雖有離群紀類之遺思，迹掩後而超前者亦未見。其可傳信於遐久，此忠烈顯紀之所由作也。忠烈之績偉矣。其見於紀載者，有傳，有行狀，有事實，有紀實，有拾遺。然皆著□□倫，條貫靡攝，或此得而彼遺，或細存而鉅佚，又或□之以煩浮，鼓之以誣誕，使人撫卷欲然，恒有所不慊。郡人張仲文，乃集諸編，而駁是非，而著之事，芟其輟錯，而類從之。且復精加銓叙，而訂爲一書，而分爲十紀，一曰紀績，載其奪初而顯終也。二曰紀封，載其疊褒而繫謚也。三曰紀世，載其譜前而系後也。四曰紀靈，載其功神而烈盛也。五曰紀刻，載其碑豐而誌廣也。六曰紀禱，載其祝嚴而請懇也。七曰紀頌，載其聲功而詠德也。八曰紀文，載其咨題而泛述也。九曰紀史，載其明書而信著也。十曰紀卜，載其昭從而驗違也。合而名之，曰忠烈類紀。然後可以追原其既往，然後可以重耀於將來。然後記著秩而疏，神之實始倫，去存審然後□，神之意始恭。仲文之於此書，可謂無遺恨矣。山川不朽，固忠烈與之不朽，廟食長存，卽此書與之俱存。豈不亦輝乎。其相輝也哉。前翰林待制楊剛中序”。

(77) 『休寧西門汪氏族譜』（國會圖書館藏嘉靖刻本），『新安文粹』卷二汪永安「重修家乘序」。なお、汪永安は、『新安文粹』の助刊者のリストにも名をつらねている。

(78) 『廟學典禮』卷三「郭簽省咨復楊總攝元占學院產業」“江淮等處行尙書省，至元二十八年四月榜文該：准本省簽省嘉議大夫簽江淮等處行尙書省事咨該：欽觀詔書開列條例，務在更張舊弊，惠濟生民，除已欽依奉行外……擬合將在前僧人強行佔據諸人房屋、田土、山林、池蕩、并宮觀、廟宇、學舍、書院，照依歸附時爲主，盡行給還元主，實副江淮民望。據此除外，合行出榜曉諭者”。

聖等、道教側に訴訟を起こされるかわかったものではない（おそらく最初の危機は胡立忠の『忠烈紀實』の版木が燃えたという元貞元年⁷⁹⁾。そしてじじつ、最大の危機は、延祐元年十一月、仁宗アユルバルワダが江南に發令した經理田糧の聖旨によって訪れる⁸⁰⁾。かくて、張逢魁こと張永販の次なる目標は、地元の官民を抱き込んで、汪廟神への加封申請運動にむけられることになる。

三. 加封申請への道

(1) 原文と粗譯

『忠烈紀實』卷三上には、至大二年(1309)から至正元年(1341)まで、じつに三十年間の長きにわたって繰り広げられた汪華への加封申請運動に関する文書が計四通(目録の「元申請追封表」「元追封王誥一通」にあたる)収録されている。いずれも徽州路總管府に保管されていた文書と考えられ、『忠烈紀實』が忠烈廟の住持と總管府の協力によって成立していることをうかがわせる。大元ウルス治下における地方神の加封の手続きは、じゅうらいまったく研究されておらず、また、有益な個別の事例を提供する石刻にも、関係する文書をそのまま一括して載せるものはないので、この四通は非常に貴重な資料となり得る。

【原文】

(C)

至大二年申請改封

徽州路總管府、至大二年二月准池州路總管府判官汪承直牒呈：「竊見；徽州路土神昭忠廣仁武神英聖王汪氏諱華，生有神靈，長而驍勇，屬季隋之世，群雄並興，撫六州之民，安堵如故。在唐納上，而職遷留守。入宋封王，而血食新安。雨暘饗應於須臾，痕癘潛消於萌蘖。廟名忠烈，人仰英風，前朝之誥命猶存，

(79) この年、休寧縣では、縣尹の張發が千六百餘頃の田の灌漑事業を行い、その頌德碑が、臨溪の汪王祠に碑として立石されたという。『弘治徽州府志』卷三「水利」《休寧》，卷四「名宦」《陳發》

(80) じゅうらい指摘されていないが、延祐元年十一月に發令された江南の檢地は、アユルバルワダの本来の意圖であったかどうかは別として、歴代の地契、公文書、四至の彩色繪圖などの提出を必要としたため、道觀、儒學が、寺院に強奪されていた田地の返還を申請、裁判に持ち込む絶好の機會となった。既述の湖州路安定書院や四明の道隆觀も、これをきっかけにもとの敷地を取り戻すことができた。『程氏貽範集』乙集卷二に収録される泰定四年六月に徽州路總管府が發給した「世忠廟禁約榜」も、延祐二年の計理がポイントであったことを伝える。詳細は、別稿にて扱う。『忠烈紀實』もこの至元二十五年の二通の文書のあとに、延祐二年正月に傳達された經理田糧の聖旨とその調査報告書を掲載する【付4・(G)】。張永販は、この危機をなんとかやり過ごしたようである。

聖代之褒崇尙缺。願追舊典，嘉錫新封，神心庶益於洪庥，吏治咸躋於善俗。牒請考錄事蹟，備申上司照詳」。并據歙縣耆老王應和等告：「徽州忠烈廟神，姓汪氏，諱華，古歙郡人。生有靈異，倜儻不群。隋大業末，率義衆，保衛鄉井民，賴以安業十餘年。唐高祖興，王知天命，有屬盡籍土地兵民，奉表于朝。高祖嘉其忠，武德四年九月，詔持節總管宣杭睦婺饒等六州諸軍事，歙州刺史，上柱國，封越國公，食邑三千戶。又授左衛白渠府統軍忠武將軍，行右衛積福府折衝都尉。太宗征遼東，詔王爲九宮留守，尤稱其勤。薨于長安，朝廷傷之，恩禮殊等。郡人懷其功德，立祠于烏聊山，歿而祈禱感應。本州備父老之請，申朝積封，至昭忠廣仁武神英聖王，廟號忠烈，自王曾祖至子孫，王弟，從神，累朝皆有追封。唐封告命猶存，公卿大夫之紀頌，刻在金石，可考。比年旱暘，路官祈禱，尅期響應。蒙申改封美號，必能福民」。又儒學申：「竊聞；山川出雲，皆曰有神，忠烈之靈，以人而顯。昔在嶽瀆，例應褒表之恩。今此富山，未拜追崇之典。如蒙申上，褒德旌忠，特加封諡，不惟一時山川之榮，實爲千載忠臣之勸。乞照詳行」。據歙縣照勘：「據本廟主奉香火僧張永販賣出汪王神見存生前受到唐告及歿後追封名號并印本紀實，廟存碑記，逐一參對，歷歷可考。得此」。參詳；忠烈廟汪王神，忠義顯著，累代褒崇，血食新安，七百餘年。雨暘時若，災患潛消，允爲正神，福茲一郡，委實靈顯，府司官，首領官吏保結是實。將事蹟、各各告命、文憑，抄連申覆。

【語註】

比年旱暘，路官祈禱，尅期響應：『忠烈紀實』卷七「祈謝雨文」からすると，路のダルガが拜降，總管が郝思義であった大徳年間のことか。大徳十一年には，蝗が大發生し，積溪縣縣尹の張毅が忠烈廟で齋戒・祈禱を行ったところ，風雨が起こり，蝗が全滅した，という記事も『弘治徽州府志』卷四にあり，このときたしかに徽州路のダルガの萬奴，總管の李賢翼も驅除を祈禱しており「驅蝗祈謝文」がのこっている。印本紀實：乾道年間の郊升卿本，咸淳七年の胡立忠の増輯本を指す。ただし後者は元貞元年に版木が焼失したことになる。都合の悪い頁は“落丁”していたかもしれない。參詳：『史學指南』卷二「發端」“謂子細尋究也”。保結：『吏文輯覽』卷二“上司有公事，其承行者，日不敢符同，以虛爲實，如涉虛甘受重罪云云。結成文狀回報，使上司保其不虛，日保結。申覆：『吏文輯覽』卷二“申，即申文也。覆，詳審之意”。

【現代日本語譯】

(C)

（徽州路總管府が江浙行省に宛てた）至大二年の改封の申請

徽州路の總管府が至大二年二月に准けた池州路總管府判官（正六品）の汪承直郎の牒

呈に「ひそかに思いますには；徽州路の地方神、昭忠廣仁武神英聖王すなわち汪氏、諱は華、は、誕生のさいには凡人とはことなる不思議な現象があり、成長しては傑出した勇猛ぶりを示し、隋末の世に、群雄が一齊に立ち上がると、六州の人民をいつくしみしずめ、以前と同様に落ち着いた暮らしを送らせました。唐代になると朝廷に（土地、人民を）奉還し、官職は九宮留守にまでなりました。宋朝になって王に封じられ、新安に子孫の祭りを受けてまいりました。長雨、日照りの時には寸刻の間にお供えを享けたしるしをいただき、疫病の流行は兆しが見えた段階で跡かたなく消えます。廟名を忠烈ともうし、人々はすぐれた徳風を仰ぎ慕っております。前朝の詔命は今もなお傳わりますが、

聖なる大元ウルスの御世の褒揚崇敬の證はまだ缺けております。願わくば、いにしへの典禮制度を踏襲され、新たな封號を愛で賜りましたならば、神の御心は數多にわたって甚大な庇護を加えられ、役人の治績は、みな風俗の改良において鰻登りになるでしょう。牒シテ請ウ、事蹟を調べて書き寫しましたので、上司に申を備して、照詳アレ」とあった。併せて據けとった歙縣の耆老王應和等の上告にも「徽州の忠烈廟神は、姓は汪氏、諱は華、古の歙郡の人です。誕生のおりには神秘的な不思議な現象が見られ、その才氣は衆人とかけ離れ群を抜いてすぐれておりました。隋の大業年間の末に、地元の志願兵を率いて、郷里の土地とひとびとを安んじ守り、おかげでほんらの生業のうちに十餘年を過ごすことができました。唐の高祖が頭角を現すと、王は天命を知り、所屬の土地、兵民をすべて帳簿に記し、朝廷に表を奉ったのでした。高祖は其の忠誠を愛でられ、武德四年九月に、詔によって持節總管宣杭睦婺饒等六州諸軍事、歙州刺史、上柱國とし、越國公に封じ、三千戸の所領地を與えました。さらに左衛白渠府統軍、忠武將軍、行右衛積福府折衝都尉を授けられました。太宗が遼東征伐に赴いたさいには、詔をくだして王を九宮留守に任じられ、その勤めぶりをとりわけほめたたえました。長安にて身罷りますと、朝廷は哀悼し、臣下への禮遇のなかでは格別なものでした。郡の人々は、かれの功德を懷い、烏聊山に祠を建て、御隠れになられてのちも祈禱をいたしますと靈驗をお示しくくださいます。本州は父老の請願を備して朝廷に申請し封號を積み重ね、昭忠廣仁武神英聖王、廟號は忠烈ともうすまでに至りました。王の曾祖から子孫、王弟、從神にいたるまで、歴代、みな追封がなされております。唐朝が封じた告命は今もなお傳わり、公卿、大夫が著わした紀頌は、鐘や祭器、石碑に刻されており考證することができます。先年の旱魃の折には、路の官が祈禱しますと、期日内にお供えを享けたしるしをお示しく下さいました。上申していただき美號に改封されましたならば、きっと民に福を齎してくれるにちがいありません」とありました。さらに儒學が「竊かにうかがっておりますのに；山川に雲がた

なびいていると、皆、神様がいらっしゃるというけれども、忠烈の靈は、人によってはじめて顯彰される、とかもうします。昔、五嶽四瀆にあっては、たいがい表彰の恩恵に應えてきましたが、今、この富山は、死後に封號を追加するしきたりをまだ拜領しておりません。もし上申していただき、徳を褒めたたえ忠を表彰し、特別に諡を加封いただきましたならば、單にいつきの山川の榮譽となるのみならず、まこと千載にわたって忠臣の勸奨となりましょう。裁決して施行されますよう、お願いもうしあげます」と上申してきました。歙縣の詳細な調査報告書を據けとったところ「本廟の香火を主奉する僧張永販が提出した現存の汪王神が生前に受け取った唐代の告身及び歿後に追封された名號、並びに刊本の『忠烈紀實』、廟にある碑記の拓本につきましては、逐一、並びつぎあわせて調べましたところ、歴然たる考證が可能です。此ヲ得ラレヨ」とありました。參詳しましたところ；忠烈廟の汪王神は忠義が顯著であり、歴代、褒揚崇敬を受け、新安に子孫の祭祀を享けて七百餘年になります。雨季乾季は時期どおりに、災患は跡かたなく消えて、まことに正神として、この一郡に幸いを授けていただき、正眞正銘靈驗あらたかであります。府司の官、首領の官吏が眞實であることを保證、署名いたします。事蹟、それぞれの告命、證明書をまとめ附して申文をお送りしますので、仔細に審査のほどお願いもうしあげます。

【原文】

(D)

江浙等處行中書省照詳泰定三年八月回奉筭付全文

皇帝聖旨裏：江浙等處行中書省准

中書省咨：泰定二年四月二十三日撒兒蠻怯薛第三日

慈仁殿後鹿頂殿裏有時分、火兒赤答失蠻、速古兒赤阿兒思蘭出、寶兒赤阿撒、禿忽魯、殿中桑哥失里、給事中八里歹等有來。倒刺沙左丞相、潑皮右丞、楊參政、搭刺海參議、岳實朮郎中、脫脫員外郎、忙兀歹都事、直省舍人捏迭干等奏過下項事理、和旭邁傑右丞相等衆人商量了奏上有。一件：湖廣、江西、江浙、陝西等處行省官人每、山東宣慰司、河東・陝西等轉運使司官人每、各備着他每所轄路府州縣文書、俺根底與將文書來。「他每所轄的地面裏、洞庭廟、蒙山神、鹽池土神、彭蠡龍王、汪王神、廣惠廟神、鳳州土神名字的神祇、於官民勾當裏、有濟限護佑靈驗有。他每根底封名號」麼道、與將文書來的上頭、教禮部、太常禮儀院官人每定擬呵、他每依着典故、合加封的加封、合改封的改封、合剌封的剌封、各另明白定擬了有。俺商量來：『世祖皇帝以來、封名號的不曾題。如今說濟民有靈驗有。依着他每定擬來、交封呵、怎生？』奏呵、奉

聖旨：『那般者』。欽此。送據禮部呈：『議得；洞庭神，加封既已奏准。除幸龍王加封再行太常禮儀院定擬外，據蒙山神祠等，合准本院定擬褒封，宜從都省，移咨本省，賜以廟額相應。具呈照詳。得此』。准擬都省，咨請依上施行。准此。省府除外，今開前去，合下仰照驗，依上施行。須議筭付者。

徽州路申汪王神加封：「本姓王氏，名華。於隋開皇年間，習武事，以勇俠聞。後爲唐臣，授左衛白渠府統軍，薨于長安。郡人懷其功德，立廟以時享祭。凡有水旱疾疫，隨禱輒應。宋封昭忠廣仁武神英聖王」。太常禮儀院議得：「涉宋以來，屢加封號，八字王爵，已極尊崇。今江浙行省請改錫嘉名。若准所請，改封昭忠廣仁武烈靈顯王」。

右筭付徽州路總管府。准此。

回回字譯書

蒙古字譯書

諸神加封 印

泰定三年七月二十一日 押

段天祐

背批 回回字譯

蒙古字譯

聖旨：改封昭忠廣仁武烈靈顯王

【語註】

火兒赤答失蠻～直省舍人捏迭干等、旭邁傑右丞相等：『水利集』（『浙西水利議答錄』）卷一「泰定元年十月中書省筭付」，「泰定元年十一月江浙行省筭付開挑吳松江」により，泰定元年十月十九日，二十五日のケシク，中書省のメンバーを復元するならば，火兒赤：答失蠻，速古兒赤：阿散火者，哈只火者，阿兒思蘭出，月魯帖木兒，伯要兀歹，怯烈該，鎖秃，寶兒赤：兀奴忽，阿散，秃忽魯／旭邁傑右丞相，倒刺沙左丞相，秃滿迭兒平章，兀伯都刺平章，張[珪]平章，乃馬歹平章，善僧右丞，潑皮左丞，朶朶參政，楊[庭玉]參政，章吉帖木兒尙書，脫亦納參議，塔刺海參議，馬驢郎中，李家奴郎中，脫脫員外郎，忙兀歹都事，客省使欽察歹，直省舍人捏迭干，蒙古必闌赤脫脫木兒となる。ケシクの殿中桑哥失里，給事中八里歹，中書省の岳實朮郎中が新たに見えるメンバーである。洞庭廟：『宋會要輯稿』第二十冊「禮二〇」《洞庭湖神祠》“在岳州巴陵縣唐天祐二年，封利涉侯。晉天福二年，封靈顯公。宋眞宗大中祥符八年三月，詔入高班王承信重修廟宇。承信言合用土已移文本州掘取。帝慮其擾人，詔竝以係省錢充用。哲宗元祐二年，賜廟額安濟，『弘治岳州府志』「祠廟志」《湖山神祠》“洞庭湖君山神之祠也。在府治南白鶴寺前山舊過松亭址下。二神原各有廟，在君山暨金沙堆

之上。歷代褒封洞庭曰利涉侯，曰靈濟公，曰忠惠龍王，賜廟額曰安濟。君山曰淵德侯，賜廟額曰順濟。我國朝洪武初節奉詔革去前代封號……”。なお，卷二「紀述志」《知府唐庸請復湖山神祭狀》にも歴代の加封について詳細な記事が載る。『嘉靖常德府志』卷十「祠祀志・廟宇」《洪沾水神廟》に“縣東一百八十里，洞庭湖西洪沾州上。里人相傳云祀漢柳毅。廟側亦有柳毅井。凡舟楫往來過湖者，輒乞靈焉”というように、「柳毅傳書」の傳承ともむすびつけられている。蒙山神：『齊乘』卷一「山川・益都山」《龜蒙二山》“龜山下有古顓臾城，山前玉虛宮，唐仙人賈神翁所建，有英烈昭濟惠民王祠，即顓臾也”，卷四「古跡・亭館上」《昭濟王廟》“費縣蒙山。神宗熙寧八年，賜額靈顯廟，封潛應侯。元祐七年，進封公。大觀二年，封昭濟王。政和五年，封昭濟惠民王”。『光緒費縣志』卷五下「祀典神祇廟宇」《古蒙神祠》，《顓臾王廟》，同卷十四下「金石下」《熙寧殘牒石刻》参照。鹽池土神：『宋會要輯稿』第二十冊「禮二〇」《山川祠》“眞宗景德二年九月，解州上言：兩地左右祠廟請易題榜，詔取圖經所載者賜額。遂改解縣池龍廟額曰豐寶，安邑曰資寶……”，《鹽池神祠》“在解縣。舊縣廢徽宗崇寧四年閏二月，賜額顯慶。大觀元年正月，封博利侯。閏十月，加封廣惠公。二年，封寶源王。一，河東解州安吉縣定戌塞鹽池神祠。徽宗崇寧四年十二月賜額寶貺”。『成化山西通志』卷五「祠廟」“鹽池神廟在安邑縣西南二十里路村鹽池北岸。唐大曆創建，元至元、皇慶、延祐間彙脩，敕學士王緯撰記。歷代彙賜封號。大德三年加封池神，東爲永澤資寶王，西爲廣濟惠康王”。彭蠡龍王：『事林廣記』前集卷六「仙境類」《五湖大神》“彭蠡湖水神廟在南康軍湖周回四百五十里”，『事實類苑』卷四九「彭蠡湖神」“張洎嘗涉彭蠡湖，一夕夢古衣冠侯之禮甚恭，且言居止在側，他日願爲整葺。洎既寤訪於舟人云，湖畔有左蠡里祠，至則神像如夢中所見。洎歸中朝參大政，至道中里民將葺廟。廟側有人，夢神云：自有人治之，汝不當。因遣人崇飾，吳俶爲記”。廣惠廟神：祠山廣惠廟，すなわち正祐聖烈昭德昌福崇仁輔順眞君の祠を指す。『新編連相搜神廣記』（元刊本）後集「祠山張大帝」“祠山聖烈眞君，姓張，諱渤。字伯奇。武陵龍陽人也……”。周秉秀纂・梅應發續輯『祠山事要指掌集』（中國國家圖書館藏宣德八年閩藩胡廣重刊本），『祠山志』（京都大學人文科學研究所藏光緒十二年刊本）の專志がある⁸¹⁾。鳳州土神：『隴右金石錄』「宣靈王廟碑在徽縣鳳山。今存。」“徽州古河池也。舊爲鳳州屬邑。大元混一區宇，更置郡縣，陞爲徽州，距州之西，層巒之上，有古神廟，鳥革翬飛，規模壯觀，前郡守陳侯之所重建也。郡人以爲州主，歲時祭祀盡禮，水旱疾厲，必於是禱焉。廟有古碑，記神威靈…神之事跡見於圖經。黃巢之亂，僖宗西幸，至白石鎮。有叟進醪醴。上問其來。曰父子谷。因賜金帛，送至其谷。父子谷，今在鳳州梁泉，東北有廟在焉。蓋彼乃本廟，此則行祠也。宋宣和中，初賜侯爵，曰中

81) この二書の詳細は、別稿にて紹介する。

護侯，曰中嗣侯。自時厥後，凡有禱祈，應如影響。敕賜靈威廟額，屢荐加封，至於王爵，曰昭顯孚佑忠應宣靈王，曰顯惠協濟衍慶嗣利王。父子並列祀典”。幸龍王：『寰宇通志』卷三六「瑞州府」“幸龍王潭，在府治西五里。世傳唐幸南容爲祭酒，托跡汴都，嘗致書於鄉人曰「城北門數里有潭，傍有古木，即吾家也。叩之必應」。持書者如所戒，果有二童子出，俄一丈夫繼之，宛如汴都所見。邑人異之，後爲立廟，歲旱禱雨輒應”。『正德瑞州府志』卷一「山川」《幸龍王潭》“在龍王祠下。深不可測。謁者每以詩及楮幣投之。遇旱禱雨，其應如響”，卷四「祠廟」《龍王廟》“在縣西北五里。祀龍王幸潭也。廟曰顯濟。潭本州人。按唐允功記，載幸潭事。極靈異。歲旱禱輒應。後加封爲福應公”。照驗：『吏學指南』卷二「結句」“謂證明其事也”。回回字譯書・蒙古字譯書：「范文正公義莊義學蠲免科役省據」碑，「兗國公廟中書省禁約」碑すなわち至元二十七年度の江淮等處行尙書省の出給文，大德十一年十月中書省の榜文⁸²⁾，カラ・ホト出土のF 116：W 566（甘肅等處行中書省のエチナ路總管府への筭付）⁸³⁾等からすると，アラビア文字ペルシア語とパクパ字モンゴル語の添え書きで「諸神加封」と書かれていたのだろう。ただし，中書省，甘肅等處行中書省のエチナ路總管府への筭付の中には，F 116：W 544，F 116：W 556，F 116：W 565のように，ペルシア語，ウイグル文字モンゴル語による添え書きの場合もある⁸⁴⁾。もとより中書省，行省等の官僚，路のダルガがムスリムである場合を考慮した書式だが，とうじペルシア語は，モンゴル語と同様國際的な公用語であった。段天祐：字は吉甫。汴梁蘭陵の人。泰定元年の進士。宋褻の『燕石集』卷九「江浙省照磨段吉甫，於予爲同年友。至順癸酉會于吳門。今春書來寄近詩十餘首……」とあるまさにその人。のち至正年間江浙儒學提舉となる。背批：『永樂大典』卷一九四二五に引く『大元通制』には，“皇慶二年十二月嶺北省咨：「往來使臣官員，通政院、兵部凡給別里哥文字，俱於沿路脫脫禾孫處納訖。致使往來和寧，本省無憑可照正從鋪馬分例。今後通政院、兵部應給別里哥明白標寫，直至和寧繳納，庶革情弊」。兵部議得：宜准行省所擬。今後通政院、兵部，應給別〔里〕哥，□和寧路繳納，沿路經過脫脫禾孫辨驗無偽，背批相同，庶革詐冒”とある。文書を内側に折りたたんだ状態で（つまり文書の背面に），その文書の内容がわかるように，標題を，ここでは「聖旨：改封昭忠廣仁武烈靈顯王」と，ペルシア語，パクパ字モンゴル語，漢文の三通りに書きつけ，官印を押したものと考えられる。『元典章』卷十四「吏部八・公規」《案牘》【用蒙古字標寫事目】参照。背批の實例は，管見の限り報告されていない。

82) 『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編 元一 48』（北京圖書館金石組編 中州古籍出版社 1990年 133, 193頁）

83) 『黑城出土文書 漢文文書卷』138頁

84) 『黑城出土文書 漢文文書卷』176, 119, 139頁

【現代日本語譯】

(D)

江浙行省が中書省に裁決を仰ぎ、泰定三年八月に回答を奉り（徽州路總管府に）發令した筈付の全文

皇帝の聖旨の裏に：江浙等處行中書省が准けた

中書省の咨文に：「泰定二年四月二十三日，撒兒蠻怯薛の第三日，
慈仁殿の後ろの鹿頂殿の裏に有る時分に，火兒赤の答失蠻，速古兒赤の阿兒思蘭出，
寶兒赤の阿撒，禿忽魯，殿中の桑哥失里，給事中のバアリダイ等が有つた。倒刺沙左丞相，
潑皮右丞，楊參政，搭刺海參議，岳實朮郎中，脫脫員外郎，忙兀牙都事，直省
舍人捏迭干等が奏過せる下項の事理は，旭邁傑右丞相等衆人と商量して奏上したので
有る。一件に：湖廣，江西，江浙，陝西等處行省の官人毎，山東宣慰司，河東，
陝西等轉運使司の官人毎は，各他毎の所轄の路・府・州・縣の文書を備し着，俺
根底文書を與え將って來た。『他毎の所轄的地面の裏の洞庭廟〔神〕，蒙山神，鹽
池の土神，彭蠡〔湖〕の龍王，汪王神，廣惠廟の神，鳳州の土神の名字的神祇は官
民の勾當の裏に於いて，濟限に護佑靈驗が有るので有る。他毎根底名號を封ぜられ
よ』麼道，文書を與え將って來の上頭，禮部，太常禮儀院の官人毎を教て定擬させ
た呵，他毎は典故に依つ着，合に加封すべきものは加封し，合に改封すべきものは改封
し，合に勅封すべきものは勅封し，各另に明白に定擬したるので有る。俺は商量し來。
『世祖皇帝以來，名號を封ずることは曾て題せず。如今民を濟うのに靈驗が有ると説うので
有る。他毎が定擬して來たのに依つ着，封じさ交た呵，怎生か？』と奏した呵，奉
じたる

聖旨に『那般者』。此ヲ欽シメ，（とあった）。送つて據けた禮部の呈に『討議しました
ところ，洞庭神は，加封をすでに上奏して許されております。幸龍王の加封を再度
太常禮儀院に文書を下して定擬させるのはもとより，蒙山神祠等につきましては，
本院が案を擬しました褒封をご承認いただき，都省のほうから本省に咨文を移し，
廟額を賜るのが適當かと存じます。具呈ス照詳アレ。此ヲ得ラレヨ』（とあった）。
擬を准けて都省は咨文を送つて請う。上記のとおり施行されるように。此ヲ准ケラ
レヨ』（とあった）。省府はもとよりながら，今，（中書省の咨文を）開讀しに行かせ
るので，ただちに仰ぎ確認し，上記のとおり施行するように。以上の文書は必要な
ればこそ筈付するものである。

徽州路が汪王神の加封を上申してということには，「本姓は汪氏，名は華，は，隋の
開皇年間に武藝を習い，勇俠をもって名をとどろかせました。後に唐王朝の臣下と
なつて，左衛白渠府統軍を授けられ，長安にて逝去いたしました。郡の人々がかれ

の功德を懷って、廟を建てて定期的にお祭りを奉じて参りました。およそ水害、日照り、流行やまいのときには、祭祀祈禱を行えばただちに靈驗をもって應えられました。宋朝は、昭忠廣仁武神英聖王に封じました」と。太常禮儀院が討議して、「宋代以降、しばしば加封しており、八字の王爵は、すでに尊崇の限りを極めております。今、江浙行省が嘉名を改めて賜わりますようにと、申請してきています。若し請願をお認めになられるならば、昭忠廣仁武烈靈顯王に改封されるがよろしいかと存じます」（とやってきた）

右、徽州路總管府に筭付する。此ヲ准ケヨ。

ペルシア語の添え書き

モンゴル語の添え書き

諸神の加封 印

泰定三年七月二十一日 押

假天祐

背批 ペルシア語による標題

モンゴル語による標題

聖旨：「昭忠廣仁武烈靈顯王に改封す」

【原文】

(E)

申請○

徽州路元統二年據耆老汪宗寶等狀告：「竊照；本路土神，亡宋錫封忠烈廟昭忠廣仁武英聖王汪氏諱華，歙州人，生有神靈，長而驍勇，因隋末所在人不聊生，王護境內以安。武德四年，盡籍土地兵民納款于唐。高祖嘉之，詔授持節總管宣杭睦婺饒六州諸軍事，歙州刺史，上柱國，封越國公，食邑三千戶。次年朝于京，授左衛白渠府統軍忠武將軍、行右衛、積福府折衝都尉。太宗征遼東，詔爲九宮留守。比還稱其忠勤。王娶錢氏，唐功臣之女。諸子皆仕於朝，名載史冊，告命俱存。薨于長安，唐朝優禮，迎葬歙北七里雲郎山。按祀法；『法施於民則祀之，以勞定國則祀之，能禦大菑則祀之，能捍大患則祀之』。郡人懷其功德，立祀於烏聊山，歲時祭祀，隨禱輒應。歸附

聖朝，陰相官軍，削平寇盜，靈異昭著，血食此邦七百餘載。凡有水旱、疾疫、蟲蝻，禳除消弭，官民得安，委實有功於民，有益於國。節次以事實申聞，乞賜敷奏特賜褒封。

泰定三年八月二十日申奉到

江浙等處行中書省筭付該：「准中書省咨：【奏奉

聖旨：『改封昭忠廣仁武烈靈顯王』】。切照；江東道信州路自鳴山神、廣德路張眞君俱奉

聖朝嘉封，賜以

聖旨。今本路昭忠廣仁武烈靈顯王，如蒙一體頒降

宣命，庶彰神靈下慰民望」。申奉

省府劄付：「移准

中書省咨該：「古昔聖帝明王、忠臣烈士，果有功德於民，載在祀典，若應致祭加封者，從文資官覈實功烈，廉訪自體察無異，就連的本、牒文，方許申請」。仰依上施行。奉此」。移准本路達魯花赤鄧釋鑑亞中關：「竊謂：敬神以安民，乃古今通典，詢於士庶，考之典籍，咸以土神汪王，姓汪氏，名華，篤生於隋，顯跡於唐，生有異功，歿有盛德，慕化款忠，佑民錫福。武德四年九月二十二日封越國公。貞觀二年四月初五日授左衛白渠府統軍，宋追封靈惠公，廟號忠顯，後累封至八字王。寶祐六年正月十一日更封昭忠廣仁顯聖英烈王。德祐元年四月二十三日特封昭忠廣仁武神英聖王，改賜忠烈廟額。見有歷代誥命可考。泰定三年八月二十日欽奉

聖旨：「改封昭忠廣仁武烈靈顯王」。旌賞褒封，歷代有之。況今歲時有禱必應，郡庶賴以康寧，斯神之靈，益民之務，當職忝居牧守，奚惜於言。所覈是實保結。關請照驗。准此」。當年十月蒙

江東建康道肅政廉訪司徽、廣等處分司僉事朶兒只班中議，書吏伯也（忽）[忽]臺，巡按到路府司，備坐牒呈廉訪分司照詳。元統三年三月十一日回承牒文該：「照得；本路土神汪華，既已備申上司，於泰定三年八月奏奉

聖旨：「改封昭忠廣仁武烈顯王」。爵體實相同，牒可照驗。所據頒降

宣命一節，就申合干上司，依例施行。承此」。將廉訪分司體覆的本、牒文，繳連備申

江浙等處行中書省照詳。至正二年三月二十五日回奉省府劄付：「准

中書省咨該：「送禮部呈：『議得；江浙省咨：《徽州路汪王神，載在祀典》，太常禮儀院改封昭忠廣仁武烈靈顯王，已蒙都省奏准，移咨本省，欽依去訖。今次比例所索詞頭、宣命，翰林院選到草稿，粘連在前，擬合

頒降相應。如蒙准呈，宜從都省，移咨本省，照會本部，依上施行。具呈照詳。得此』。

除已

頒降

宣命外，都省合行回咨請照驗，依上施行。准此」。省府

合下仰照驗，依上施行」。

【語註】

祀法：『禮記註疏』卷四六「祭法」“夫聖王之制祭祀也，法施於民則祀之，以死勤事則祀之，以勞定國則祀之，能禦大菑則祀之，能捍大患則祀之”。歸附聖朝：『新安文獻志』卷八五方

回「饒州路治中汪公元圭墓誌銘」“至元十三年丙子正月十九日杭舊大臣納國土于大元，二十五日徽州歸附”。『濟美錄』卷一「建立鄭令君廟榜」“鄉先生故歙縣尹鄭公諱安，方國家平定江南之初，至元十三年宋亡。當年二月，寧國萬戶張公〔杲〕帥師入徽。都統李銓以城降，盡易置吏守之。五月，行中書省遣忽都魯總管，調李銓副將李世達，往戍瓜洲，道經績溪，殺死忽都魯總管，還據城守，盡殺所置吏王同知等。六月，唐鄧招討使李朮魯公〔敬〕帥衆來攻李世達，以千戶潘興兵，拒戰境上，世達敗而走。招討駐兵昱嶺關，以觀逆順，且將屠城。令以城民危急，纓冠杖策，伏謁軍門力言；爲亂者李世達，既敗走，民爭具金帛牛酒以迎。將軍殺之不祥。招討許之，按兵而入，民由是得免於死。遂署令知歙縣事。招諭百姓復業，歙邑又承喪亂之後，一以靜理之居，三年邑大治。民爭詣府，請留府上，其事祇受敕牒從仕郎歙縣尹，以老不復仕”（ちなみに李銓とともに，大元ウルスに投降した節制徽州軍馬の王積翁こそ，のち至元二十一年，クビライの命によって慶元から日本へ向う途中殺された使者である）。『山西碑碣』（山西省考古研究所 山西人民出版社 1997年294～303頁）「姚天福碑」“十六年，除淮西按察使。江南方內附，民未安，蘄、黃、宣、饒、徽、婺等路，或相埶爲盜，輒起兵誅之，而大掠其傍郡。淮西之地，故宋宿將家多在焉。而守將每造事稱警，輒屠略之，或使人奪良家子女，託爲俘獲……”。江東道信州路自鳴山神：『弘治徽州府志』卷五「祠廟」《孚惠廟》“在城東門外，本出信州，相傳謂神爲石敬純，乃東晉時，前趙之從子，爲父報仇，山爲鳴震，故信人祠之。宋時封至八字王。元至大三年改封明仁廣孝翊化眞君”。詳細は『清容居士集』卷二〇「信州自鳴山加封記」参照。巡按到路府司：江南各道の肅政廉訪司では，大德三年以降，農繁期を避けた九月初頭から四月初頭までの八か月間⁸⁵⁾（往復の旅程にそれぞれ一ヶ月を見込む），肅政廉訪司の上路の官廳に正使二員が常駐，のこりの副使以下のメンバーは所轄の中路，下路の分司に出向し管轄區域を巡回視察，さまざまな陳情を受け付ける。官廳に歸還後，四ヶ月のうちに上奏すべき案件をまとめ，正官一員が江南行臺に赴く。『元典章』卷六「臺綱二」《按治》【察司巡按事理】，【廉訪司巡安月日】。江東建康道肅政廉訪司の官廳は寧國路にあり，江南行臺は建康路（のちの集慶路）にある。徽州路の分司の建物は，のち明の徽州府經歷司が使用した。徽州路汪王神，載在祀典：『宋會要輯稿』第十九冊「禮二〇」《汪越國公祠》“在寧國府徽州歙縣烏聊山。唐宣歙等州總管越國公汪華。眞宗大中祥符（二）〔三〕年三月，本州以唐越國公汪華誥二通來上，詔加公封靈惠公廟額。卽華神。郡人立祠烏聊山上。徽宗政和四年二月賜額忠顯”。

85) 『救荒活民類要』（中國國家圖書館藏明刊本）「檢旱」“大德元年五月，中書省，江浙行省咨：江南天氣風土與腹裏俱不同。稻田三月布種，四，五月間插秧，九月十月才方收成”。

【現代日本語譯】

(E)

申請○

徽州路が元統二年に據けた耆老の汪宗寶等の狀告に「竊かに照らしあわせてみましたところ；本路の土着の神様で、さきに亡んだ宋朝が忠烈廟、昭忠廣仁武英聖王の封號を賜いました汪氏、諱は華、は、歙州の人で、誕生のさいには凡人とはことなる不思議な現象があり、成長しては傑出した勇猛ぶりを示しました。隋末の世にここかこの人々が生活のすべをなくしたので、王は境域内を護り鎮めました。武德四年に、土地、兵民をすべて帳簿に記し、唐朝に服屬を申し入れると、高祖はこれを嘉して、詔によって持節總管宣杭睦婺六州諸軍事、歙州刺史、上柱國を授け、越國公に封じ、三千戸の所領地を與えたのでした。翌年、みやこに參内し、左衛白渠府統軍忠武將軍、行右衛、積福府折衝都尉を授けられました。太宗が遼東を征伐したさいには、詔によって九宮留守となし、歸還されると、その忠勤をお稱えになりました。王は錢氏——唐の功臣のむすめを娶り、諸子はみな朝廷に仕えました。王の名は史書に記載があり、告命はいずれも現存しております。長安にて身罷ると、唐朝は特に手厚く禮を施され、歙縣の北七里の雲郎山に靈柩を迎え埋葬いたしました。『禮記』の「祭法」には、『法ヲ民ニ於テ施セバ則チ之ヲ祀リ、勞ヲ以テ國ヲ定メレバ則チ之ヲ祀リ、能ク大畜ヲ禦ゲバ則チ之ヲ祀リ、能ク大患ヲ捍ゲバ則チ之ヲ祀ル』とあります。郡の人々は王の功德を懷い、烏聊山に祠を建て、四季折々に祭祀を行い、祈禱いたしますたびに直ぐに靈驗をお示しいただきました。

聖なるモンゴル朝に歸附すると、官軍を陰から支え、外敵、盜賊の勢いをそぎ平らげ、靈異は明らかに照り輝き、この邦に子孫の祭祀を享けること七百餘年になります。およそ水害、旱魃、えやみ、蝗の幼虫は、驅除の御祓いをするとうきよめ、官民ともに安穩としていられます。まことにひとびとのために功績があり、國のために益をもたらしております。逐次、事實を申し上げ、お取次ぎ上奏あそばさしまして、褒封を特賜いただけますよう、お願いもうしあげました。泰定三年八月二十日に、上申の結果、奉った江浙等處行中書省の符付の節略には〔ジャルリク准けた中書省の咨に：【奏上して奉じた聖 旨に『昭忠廣仁武烈靈顯王に改封す』】〕とありました。切かに照らしあわせてみたところ；江東道信州路の自鳴山の神、廣德路の張眞君はともに

聖なるモンゴル朝の嘉封を奉り、

ジャルリク聖 旨を賜っております。今、本路の昭忠廣仁武烈靈顯王が、もし、同様に

宣命を頒降していただくことができましたならば、神の御靈を顯彰し、人々の願いをいたわり安心させることになりましょう」(とあった)。上申して奉じた

省府の筈付には、「移して^う准けた

中書省の咨の節略に『古代、いにしえの聖帝、明王、忠臣、烈士のうち、たしかに人々に功德があり、祀典に載っているもので、もし、祭祀を行い加封したほうがよいものについては、資品をもつ正式な文官が、てがらが本當かどうか調べ、廉訪司が自ら相違ないかを検証し、原本、牒文一式を添えてはじめて申請を許す』とあった。拜領して上記のとおり施行するように。此ヲ奉ぜヨ』とあった。移して准けた本路のダルガ鄧釋鑑亞中大夫の關には「竊かにおもうに；神を敬いひとびとに安らかな生活をおくらせるのは、古今を通じてのならわしなので、士や庶人に意見を聞き、典籍を調べてみると、いずれも地方神汪王について『姓は汪氏、名は華、は、隋の世に生まれて天の手厚き恵みを一身に受け、唐の世に輝かしい足跡をのこした。生前は際立った功績があり、没後はりっぱな徳をたたえられた。唐の徳を慕って歸化し心から忠臣となり、人々を助けて幸いを齎した。武徳四年九月二十二日に越國公に封じられ、貞觀二年四月初五日に左衛白渠府統軍を授かった。宋朝は靈惠公を追封し、廟號を忠顯とし、のち封號を重ねて八字の王號にいたった。寶祐六年正月十一日には昭忠廣仁顯聖英烈王に更封となり、徳祐元年四月二十三日には、昭忠廣仁武神英聖王を特封され、忠烈廟の額を改めて賜わった』とのこと。歴代の誥命が現存しており考證することができる。泰定三年八月二十日に欽しんで奉った

聖旨に『昭忠廣仁武烈靈顯王に改封す』とあった。旌賞、褒封が歴代なされてきたし、ましてや今、四季折々に祈禱をいたすと必ず靈驗をお示しになり、郡のひとびとはお陰で安寧な暮らしを送っている。この神の御靈の、人々のために果たされる働きは、當職（鄧釋鑑）は忝じけなくもこの地の長官を務めさせていただいているが、どうして言葉を惜しもうか。調べた内容が眞實であることを保證、署する。關シテ請ウ照驗アレ。此ヲ准ケラレヨ』とあった。當年十月、

江東建康道肅政廉訪司の徽・廣等處分司の僉事である^{ドルジバブル}朶兒只班中議、書吏の^{バヤウダイ}伯也忽臺が巡回按察して徽州路の總管府の官廳に來出したので、牒呈を悉く並べ附して廉訪司の分司に審査を依頼した。元統三年三月十一日に返答として承けた牒文の節略に「照らしあわせて調べたところ；本路の土着の神様汪華は、すでに上司に備申し、泰定三年八月に、上奏して『改封昭忠廣仁武烈顯王』との

^{ジャルリク}聖旨を奉っております。爵位と實體は正眞正銘合致しており、牒は事實であると證明することができます。

宣命を頒降されたい、という一節については、ただちに關係の上司に申請し、きまりどおりに施行されますよう。此ヲ承ケラレヨ』とあった。この廉訪司の分司が再検証した調書の原本、牒文一切を附して江浙等處行中書省に裁決を備申した。至正二年三月

二十五日に返答として奉った省府の笥付に：「准けた

中書省の咨の節略に：「送って（據けた）禮部の呈に『討議しましたところ；江浙行省の咨に《徽州路の汪王神は，祀典に載っております》といい，太常禮儀院が昭忠廣仁武烈靈顯王に改封する案を出し，すでに都省が奏上して許可をいただき，本省に咨文を移し，欽しんで依據して通知し終わっております。このたびならわしどおり求められました詔敕の撰文用の摘要，

宣命は，翰林院が選ぶにいたりました草稿を前に貼り付けて提出いたしますので，この案どおり頒降されるのが適當かと存じます。もし呈文をお認めいただけますならば，都省のほうから本省に咨文をお移しになって，本部に照會し，上述のとおり施行せられるがよろしいかと存じます。具呈ス照詳アレ。此ヲ得ラレヨ』（といてきた）。すでに

宣命を頒降したのはもちろんのことながら，都省は必要な手続きとして返答の咨文を送るので，確認したうえで，上記のとおり施行するように。此ヲ准ケヨ』と。省府はただちに拜領して確認した。上記のとおり施行するように」（とあった）。

【原文】

(F)

欽錄全文

上天眷命

皇帝聖旨。禮不忘其初，祀典蓋明於報施，爵以馭其貴，國恩何閒於顯幽。況神於六州之民，其功宜百世之祀。徽州路忠烈廟昭忠廣仁武神英聖王，生而先幾之知，沒而及物之仁，有感遂通，無遠弗屆，箕風畢雨，陰陽聽其翕張，黟水歛山，春秋安其耕鑿，蓋聰明正直而一者，故水旱疾疫必禱焉。爰易顯稱，庸光休烈，尙其體茲敬共明神之意，庶無忘夫陰隲下民之功。式克顧歆，以承茂渥，可改封昭忠廣仁武烈靈顯王。主者施行。

至正元年閏五月 日

寶

【語註】

欽錄全文：五嶽や孔子，孟子の加封の詔の碑刻をみればあきらかなように，正本はパクバ字で漢語を音寫したものだから，副本からの移録である⁸⁰。禮不忘其初：『禮記註疏』卷七

80) 羅常培・蔡美彪『八思巴字與元代漢語 增訂本』（中國社會科學出版社 2004年5月），胡海帆「北京大學圖書館藏八思巴字碑拓目錄并序」（『國學研究』第九卷 2002年6月 373～412頁）

「檀弓上」“大公封於營丘，比及五世，皆反葬於周。君子曰「樂樂其所自生。禮不忘其本」。古之人有言曰「狐死正丘首，仁也」”。**報施**：『禮記註疏』卷三八「樂記」“樂也者，施也。禮也者，報也。樂樂其所自生，而禮反其所自始。樂章德，禮報情，反始也”。**爵以馭其貴**：『周禮注疏』卷二「大宰」“以八柄詔王馭群臣。一曰爵以馭其貴。二曰祿以馭其富。三曰予以馭其幸。四曰置以馭其行。五曰生以馭其福。六曰奪以馭其貧。七曰廢以馭其罪。八曰誅以馭其過”。**先幾之知**：『周易註疏』卷一二「繫辭下」“子曰「知幾其神乎，君子上交不諂，下交不瀆，其知幾乎」”。孔穎達疏：“知幾之人，既知其始，又知其末，是合於神道。故爲萬夫所瞻望也。萬夫舉大略而言。若知幾合神，則爲天下之主，何直只云萬夫而已。此「知幾其神乎」者也”。**箕風畢雨**：『尚書注疏』卷十一「洪範」“庶民惟星，星有好風，星有好雨”孔傳：“箕星好風，畢星好雨，亦民所好……月經於箕則多風，離於畢則多雨”。和刻本『事林廣記』甲集卷一「箕畢風雨圖」。**陰陽**：『史記』卷二七「天官書」“行南北河，以陰陽言，旱水兵喪”張守節正義：“南河三星，北河三星，若月行北河以陰，則水，兵，南河以陽，則旱，喪也”。

【現代日本語譯】

(F)

欽しんで抄録した詔の全文

上天から目をかけ命をくだされた

皇帝^{カアン ジョルリク}の聖旨（おおせ）：禮はその根源を忘れないことを旨とするので，祭祀儀禮の規範書はおそらく神の恵みに報い表彰を施すことに明るいのだろう。爵はその高貴な群臣を統治する手段であり，天子の恩寵は幽隱の人を高官に取りたてることをどうしてなおざりにしようか。ましてや六州の人々に靈妙なはたらきを施しているとなれば，その功績はのち百代までの祭祀を享けてよいものだろう。徽州路の忠烈廟，昭忠廣仁武神英聖王は，生前は物事の兆しだけで誰よりも先に將來をそれと察知し，没後は萬物に仁愛の御心をもって恩澤を恵みたまひ，靈驗は廣く滿ちゆきわたり，遠くとも届かないことはない。箕，畢の二星が掌る大風，多雨は，北河星，南河星がその收斂，弛緩を定めるが，黟縣の河，歙縣の山にあっては，春も秋もその耕作，井戸掘りを恙無く行ってきた。おそらくはかの神の耳目がさとく正しくて眞っ直ぐ且つ一途な者だからで，それだからこそ水害，旱魃，えやみのときには必ず祈禱をしてきたのである。ここに今までの輝かしい稱號を改め，りっぱな手柄をよりひろく照らして，このあらたかな神を恭しく敬うところをその身で體感したいとねがい，かの神の人知れず善行を施す功德を忘れることがないよう望むのである。ああ，じゅうぶんに神が氣にかけ供え物をお受けになり，厚い恩澤を授けてくださるよう，昭忠廣仁武烈靈顯王に改封するのがよからう。責任者は施行せよ。

(2) 解説

至大二年(1309),徽州路總管府は、池州路總管府の判官汪某(十中八九,新安の汪氏一族だろう),歙縣の耆老の王應和等の一團,歙縣の儒學の陳情を受けた。徽州路總管府の構成員は、『忠烈紀實』卷七下「驅蝗祈謝文」からすれば,おそらく郡侯(ダルガ)嘉議大夫萬奴,總管太中大夫李賢翼,同知奉政大夫木八刺^{ムバーラク}⁸⁷⁾,治中奉議大夫八札,判官忠顯校尉百壽,推官承務郎于鵬,經歷承務郎穎域,知事將仕佐郎陳榮等。かれらは念のために歙縣の尹に照會し,陳情書の内容に相違がないか調べさせた。歙縣の役所は,忠烈廟の住持の張永坂が參考資料として提出した唐代の告身,歷代の誥命,碑記の拓本,郊升卿・胡立忠の『忠烈紀實』を逐一チェックした。

ちなみに,廣德路の總管府が至元十八年閏八月,民戸許文彬等三百二十六人による祠山廣惠廟張大帝への加封の陳情書を受け取ったさいには,そのまま江東道宣慰司(大德三年に廢止された)に上申したところ,廟の傳記の有無を確かめ,併せて關連の文書によって彙朝の加封の眞偽を調べ,保證書を書くようにと,いったんつき返された。總管府は,縣司に命じて廣惠廟の住持等が提出した參考資料すなわち竹冊文一道,誥命二十九道,御書一軸,省箭一道,碑記九本,事實文集三冊(『祠山事要指掌集』二冊^{三山周秉秀編集}『廣惠顯應集』一冊^{皇甫誕記})を審査させ,あらためて住持の狀呈文と資料一式の副本を添えて,至元二十一年閏五月江東道宣慰司に再送付し,そこから江淮等處行中書省に“抄連具呈”してもらった。行省は杭州路の儒學に再度審査させたあと,至元二十二年に中書省へ咨文をおくった⁸⁸⁾。

これからすると,忠烈廟の張永坂も狀呈文を書いているにちがいない。どうせ『翰墨全書』の類のマニュアルを使用して書いたことだろうから,ここに「廣惠廟住持羊詵等取勘彙朝詔敕文憑狀」を參照して復元してみるならば,

歙縣忠烈廟 王

今呈:承奉 歙縣行下依奉 總管府指揮:「奉到上司箭付該:照勘忠烈事實、歷代傳記、彙朝加封,合照文憑,保結申來事」。奉此。永坂等照得;本廟舊有彙朝詔敕文

87) 『弘治徽州府志』卷四「郡邑官屬」を信ずるならば,ムバーラクは皇慶年間の任であり,前任の武議大夫の撒里蠻が該當する。

88) 『祠山事要指掌集』卷一「修造廟宇 至元廣德路民戸告乞加祠山封號」,「至元行中書省咨 中書省」。以上の全文は,『祠山志』卷二「請封」にも收録されている。

憑數多、(因經大勢散漫,)今將見存誥敕、冊文、省筭、碑記、事實文集呈解,見到併開具今廟神聖元受歷代國家封號於後。永皈等保結是實,伏乞照驗,乞賜轉申上司照詳施行。須至呈者。

一、今呈

唐封越國公告二道 誥敕五十三道

碑記□□本 事實文集□冊

唐封越國公告

告身一道

武德四年封爲越國公

告身一道

貞觀二年授爲左衛白渠府統軍

[中略]

事實文集□冊

新安忠烈廟神紀實□冊 郝升卿編集

新安忠烈廟神紀實□冊 胡立忠續修

本廟神聖元受 國家封號

[中略]

右謹具

呈

至大二年 月 日呈

といった狀呈文になるうか。

歙縣の報告を受けたうえで、徽州路總管府は、江浙行省に汪王神の改封の申請書類一式をスタッフの保證書を付けて送った。あるいは浙東建康道肅政廉訪司にもいったん書類を送付した可能性もある。文書Cには、末尾にずらりと並んでいたはずの總管府の官員の名とその署名、申請の年月日、宛先の部分が移録されていない。ために、「至大二年申請改封」なる標題はつけられているものの、じっさいのところ、はたしてそれがいつ送付されたかは不明とせざるを得ない。なお、江浙行省は、中書省に咨文を送る前に廣惠廟と同様、江浙儒學提舉司やその管轄下の杭州路學等に審査をさせたと推測される。

しかし、このときの申請は、通らなかった。遅くとも皇慶年間には、中書省に達しているはずだが⁸⁹⁾、改封はなされなかった。ほんらい、至大三年十一月二十三日に發令されること

⁸⁹⁾ 拙稿『『四書章圖』出版始末攷』に挙げた諸例を参照。

になっていたが、事情により至大四年正月五日（公式記録では、武宗カイシャン崩御の三日前にあたるが、おそらくカイシャンは前年冬に既に暗殺され、アユルバルワダ、ダギー黨のクー・デタがすすめられているさなか）に出された「禋祀南郊詔」⁹⁰の條畫において、

一、嶽鎮海濱は已に加封を議し、使を遣わして祭を致す。其れ路、府、州、縣の名山大川、聖帝明王、忠臣烈士の凡そ祀典に在る者は、各事蹟を具して申聞すれば、次第に加封す。常祀は除するの外、主者施行し、嚴として致祭を加えよ。廟宇の損壞は、官が修葺を爲せ。

一、開國以來の、效節功臣は、封ずる所の分邑に、有司は祠を立て、以て時に祭を致すべし⁹¹。

と、はじめて地方神への加封について言及されており、チャンスが到来したはずではあった。祭祀については、歴代カアンの即位や改元の詔に付される條畫の末尾のほうで必ず言及されてきたが、加封について明言したものはなかったのである⁹²。大掛かりな事業を好んだカイシャンは、即位早々の孔子への加封をかわざりとして⁹³、現在の北京の天壇、地壇のもとになる南郊、北郊の祭祀はもとより、曾巽申を大樂署丞に任命し、鹵簿の大典の整備にもとりかかっていた。

仁宗アユルバルワダ、英宗シディバラは、自身の詔の條畫では、路、府、州、縣の名山大川、聖帝明王、忠臣烈士の加封について謳わなかった⁹⁴。成宗テムル以來の儒學の尊重は踏襲していたが、少なくとも『元史』によるかぎり、延祐五年七月に楚の三閭大夫屈原に

90 『至正金陵新志』卷三下“至大四年正月五日，以上年郊祀大赦”，『元史』卷二三「武宗本紀」[至大三年十月朔]，[十一月]“丙申，有事於南郊，尊太祖皇帝配享昊天上帝”，『永樂大典』卷五四五五“太常集禮；至大三年十月三日，大傅左丞相田司徒、醜閭司徒、紐隣參議奏：去年十二月初一日，尙書省奏；南郊配位，從祀北郊方丘，及朝日夕月，奉聖旨「教行者」。臣等議南郊不先祭，北郊難祭。今年十一月冬至日，祭南郊，以成吉思皇帝配，明年春朝日，夏祭北郊，以世祖皇帝配，秋夕月。制可，仍敕有司，合用物品，速爲供具祇備”，『元典章』卷三「聖政二」《需恩有》“至大三年冬十一月二十三日，禋祀南郊詔書節文：可自至大四年正月初五日昧爽以前，已發覺，未發覺，已結正，未結正，罪無輕重，咸赦除之。敢以敕前事相告言者，以其罪罪之”。孫玉鉉に『親祀南郊儀注』の著録があったらしいが現存しない。

91 『元典章』卷三「聖政二」《崇祭祀》“至大四年正月初五日，欽奉祀南郊詔書內一款：「嶽鎮海濱，已議加封，遣使致祭，其路府州縣名山大川，聖帝明王，忠臣烈士，凡在祀典者，各具事蹟申聞，次第加封。除常祀外，主者施行，嚴加致祭，廟宇損壞，官爲修葺」。又一款：「開國以來，效節功臣，所封分邑，有司立祠，以時致祭」。

92 これより先，至大二年七月，正一教の大立者吳全節が集賢院を通じて，饒州の柳侯廟の顯神靈忠烈惠澤王すなわち唐の進士柳敬德への加封を願ひ出て，すぐに宣命を得ている。『清容居士集』卷二五「饒州安仁縣柳侯廟碑」。

93 拙稿「大德十一年「加封孔子制誥」をめぐる諸問題」（『中國——社會と文化』14 1999年）

94 『元典章』卷三「聖政二」《崇祭祀》，『元典章新集至治條例』『國典』參照。

忠節清烈公を、至治二年閏五月に諸葛亮に威烈忠武顯靈仁濟王を加封しただけであった⁹⁵。汪華の改封申請はこの間なんの進展もみせなかった。

カイシャン時代の路線をうけついだしたのは、じつは泰定帝イスン・テムルであった。『刑統賦疏』に引用される『通例』《保功》に、“至治四年正月に欽奉せる詔書の節該”として、“開國以來の、效節功臣は、封ずる所の分邑に、有司は祠を立て、以て時に祭を致すべし”と、カイシャンの「禋祀南郊詔」の條畫とまったく同文が見えており、そのひとつ前の條畫もおそらく同文であったことが推測されるからである。前年九月四日にケルレン河のチンギス・カンの大オールドにて即位したイスン・テムルは、十一月一日にカイシャンの建設した中都に入り、佛事を執り行ったあと、同月十三日に大都へ到着し、諸王、百官の朝賀を受けた。二十五日には、さっそく曲阜に使者を派遣し孔子を祭り、同日遁甲五福神も祭った。十二月には海神天妃の祭祀を執り行わせるべく使者を派遣した。至治四年（1324）正月の詔とは、至治三年十二月の末に發令された改元の詔で、江南には至治四年すなわち泰定元年の正月に届いたものだろう。この聖旨の條畫がとうじ汪王神の加封申請の根據としてとりあげられたにちがいないことは、『忠烈紀實』卷十に收録される、のち至正五年に歙縣の司が忠烈廟に與えた執照の中、住民の汪齋諭等の陳情書が加封の経緯について述べる部分において、同文を引用していることから疑いない⁹⁶【付4・(I)】。

文書Dによれば、徽州路の陳情が、中書省の面々によってカアンに上奏されたのは、泰定二年（1325）四月二十三日のことであった。湖廣行省は洞庭廟神の、江西行省は彭蠡湖の龍王の、江浙行省は汪王神、廣惠廟神の、山東宣慰司は蒙山神の、河東・陝西等轉運使司は鹽池神の、陝西等處行中書省は鳳州神の加封、改封をそれぞれ申請してきていた。中書省は、いったん“神人封諡之法”を任務の一とする禮部⁹⁷と“山川鬼神の祀典”を扱い封贈諡號を掌る太常禮儀院⁹⁸に、各々の來歴を確認、適當な名號の案を提出させた。『宋會

⁹⁵ 『元史』卷二六「仁宗本紀」“〔延祐五年七月戊子〕加封楚三閭大夫屈原爲忠節清烈公”，『元史』卷二八「英宗本紀」“〔至治二年閏五月〕戊戌，封諸葛忠武侯爲威烈忠武顯靈仁濟王”。

⁹⁶ ただし、汪齋諭等の申請は至正元年以降のことであるから、直接にはトゴン・テムルの詔の條畫を引用したものかもしれない。トゴン・テムルはカイシャンの子である。

⁹⁷ 『元史』卷八五「百官志一」“禮部，尙書三員正三品，侍郎二員正四品，郎中二員從五品，員外郎二員從六品。掌天下禮樂、祭祀、朝會、燕享、貢舉之政令。凡儀制損益之文，符印簡冊之信，神人封諡之法，忠孝貞義之褒，送迎聘好之節，文學僧道之事，婚姻繼續之辨，音藝膳供之物，悉以任之”。

⁹⁸ 『元史』卷八八「百官志四」“太常禮儀院，秩正二品。掌大禮樂、祭享宗廟社稷、封贈諡號等事”，『道園學古錄』卷三六「袁州路分宜縣新建三皇廟記」“國家置太常禮儀院，以奉天地祖宗之祭，外則山川鬼神之祀典咸秩焉。其長貳參佐十數人通領之。典故議論，屬諸博士，而郊社宗廟，執禮治樂，器服幣，各有攸司，而審時日庀物數，治文書以達上下，中外分隸職事者，則存ノ

要』、『續宋會要』、『大金儀禮』等が参照されたものと思われる⁹⁹⁾。

氣になるのは、中書左丞相のダウラト・シャー等が“世祖皇帝以來、封名號的不曾題”ということである。厳密に言えば、至元十四年(1274)に回水窩の淵聖廣源王、常山靈濟昭應王、安丘雹泉靈霈侯に對して追封し¹⁰⁰⁾、翌至元十五年に、磁州の神で金朝のときに南嶽のかわりに亞嶽として封じられた崔府君を齊聖廣佑王に封じている¹⁰¹⁾。至元十八年十月には、山東東西道提刑按察司知事の張思誠が益都路を介して上申した結果、伯夷、叔齊にそれぞれ昭義清惠公、崇讓仁惠公が追封され¹⁰²⁾、至元二十一年、二十二年に衛輝路の小清河神、桑乾河神に加封している¹⁰³⁾。とくに、至元二十五年の南海明著天妃への加封は、『元史』卷七六「祭祀志」《名山大川忠臣義士之祠》にも取り上げられ、よく知られている¹⁰⁴⁾。成宗テムルにしても、元貞元年に崔府君の齊聖廣佑王の稱號へさらに「靈惠」の二字を加封し、その夫人にも褒號を與えたほか¹⁰⁵⁾、大德三年二月、解州の鹽池の二神、泉州の海神(南海明著天妃)、浙西鹽官州の海神、吳大夫伍員に加封しているのであり¹⁰⁶⁾、現に山西運城の鹽池

平府史矣。是故干羽舞蹈之容，律呂始終之奏，玉帛品物之節，醪醴牲殺之儀，簋豆鼎俎之實，升降進退之宜，鬼神享格之義，凡從事於斯者，莫不通習而具知焉。故其出爲外有司，以其見聞施諸行事，則有非他官所能及者”。

99) 『栢蒼金石志』卷十一「麗陽廟加封神號碑」“移准太常禮儀院關：檢照得：宋會要元豐三年，大觀二年，紹興二十九年累嘗加封，即係載在祀典，合依既擬加封相應……”。

100) 『元史』卷九「世祖本紀」“[至元十四年七月丁巳]，回水窩淵聖廣源王加封善佑，常山靈濟昭應王加封廣惠，安丘雹泉靈霈侯追封靈霈公”。

101) 『元史』卷十「世祖本紀」“[至元十五年正月己亥]，封磁州神崔府君爲齊聖廣佑王”，『紫山大全集』卷十七「齊聖廣佑王廟碑」，『道家金石略』(陳垣・陳智超・曾慶瑛 文物出版社 1988年 775～776頁)「重修護國西齊王廟記」

102) 『山右石刻叢編』卷二六「封二賢詔」，卷二八「二賢祠加封記」，卷二九「詔封二賢碑陰記」，『馬石田文集』卷八「聖清廟記」。至元十八年十月の發令であるが、『元史』の「世祖本紀」はこれを至元十五年十二月戊申三十日に載せる。あるいは，チンキムとの確執による處理か。『國朝文類』卷十一「追封伯夷叔齊制」から，この詔が閏復の撰であることが判明するが，發令の年月日は載せていない。

103) 『元史』卷十三「世祖本紀」[至元二十一年閏五月]“辛巳，加封衛輝路小清河神曰洪濟威惠王”，[至元二十二年二月丙午]“加封桑乾河神洪濟公爲顯應洪濟公”。

104) 『元史』卷十五「[至元二十五年六月]“癸酉，詔加封南海明著天妃爲廣祐明著天妃”。

105) 『山右石刻叢編』卷二八「加封崔府君詔」，『常山貞石志』卷二四「加封廣佑王聖旨碑」。『嘉靖磁州志』卷三王德淵「崔府君廟記」によれば，平章政事の安祐が加封を成宗テムルに願ひ出たもので，翌元貞二年には“有司欽承以牲牢備物，宣讀詔，聞制誥於廟，三獻禮終，輅置神室，尋奉御寶聖旨，護持禁約，毋或侵褻。廟主提點熙貞大師趙宗貴，提領純和大師梁岳正，因議摹勒貞石金像，蒙古本字於上，漢譯隸字於中，記文於下，植諸殿前，昭神威而侈國賜禮也”という。ただしこのときの褒號は，カイシャン時代以降無視されているようである。

106) 『元史』卷二〇「成宗本紀」“[大德三年二月]壬申[二十日]，加解州鹽池神惠康王曰廣濟，資寶王曰永澤，泉州海神曰護國庇民明著天妃，浙西鹽官州海神曰靈感弘祐公，吳大夫伍員曰忠孝威惠顯聖王”。『吳山伍公廟志』卷一に收録される制誥は，加封の年を大德四年といい，さらに賜號を順祐忠孝威惠顯聖王とする。

神廟には、大徳三年八月付けの敕封二碑が今もなお立っている⁽⁹⁷⁾。

ただ、この文書 D でも言及され、既に例としてあげた祠山廣惠廟は、至元二十二年に張大帝への加封申請が中書省に提出されていたながら（江東道宣慰使朱清の上言をうけて至元三十年四月二十八日にオルジェイがクビライの聖旨を奉じて御香を捧げに詣でた以外には）、そのご全く音沙汰なしだったのであった。現行の明刊本の『祠山事要指掌集』は、『顯應集』、『世家編年』、南宋嘉熙三年（1239）に周秉秀が編纂した『祠山事要指掌集』の三書（至元十二年に兵火で版木が焼失）をもとに、梅應發が元貞元年（1295）増輯、重刊したテキストがまずあり、それがまた大徳六年の廟の火災で焼失、延祐三年（1316）、廣徳路の總管府知事の沈天祐等が度々の靈異を顯彰するために再び重刊したテキストをほぼそのまま使用したもので、明初のデータが少し付け加えられている。延祐三年から大元最末期までのデータは全く追加されていない。『祠山志』は、趙孟頫の疏文が新たに付されているものの、單純にこの『祠山事要指掌集』に明清のデータを加えたものといってよく、したがってやはり延祐三年以降の大元時代の記録は缺けている。いずれにしても、少なくとも至元二十二年から延祐三年までの間に加封が爲されなかったことは、確かである⁽⁹⁸⁾。そもそも元貞元年、延祐三年の刊行自體、加封申請のための資料集づくりという目的、思惑が根底にあっただろう。

また、文書 D によれば、泰定二年四月二十三日の時點では、洞庭湖の神への加封が既に決定してただけで、それ以外の蒙山神祠をはじめとする神々には、褒封の案は太常禮儀院から提出されていたが、まだ詔はくだされていなかった。あらたに申請がなされた幸龍王の名號にいたっては、案すら提出されていなかった。

ところが、『元史』の本紀は、解州の鹽池神の敕封を泰定元年の正月⁽⁹⁹⁾、廣徳路の祠山神張眞君への加封を泰定元年二月のこと⁽¹⁰⁰⁾、とする。

後者については、『至順鎮江志』卷八「神廟・廟・丹徒縣」《張王別廟，舊謂之廣徳王廟》をみると、

開禧後，疊封正佑聖烈昭徳昌福崇仁輔順眞君……泰定二年，易封正佑聖烈普濟昌福崇仁輔順眞君。詔曰：「能禦大災，能捍大患，禮則祠之，日肅時雨，日乂時暘，民之福也。雖神化之機莫測，而顯幽之理不殊。廣徳路祠山廣惠宮，正佑聖烈昭徳昌福崇仁輔順眞君，列職仙班，著靈江右。夙司水衡之職，

(97) 『山右石刻叢編』卷二八「封永澤王敕」，「封廣濟王敕」，『河東鹽池碑匯』（南風化工集團股份有限公司編 山西古籍出版社 2000 年 37～39 頁）

(98) 『巴西集』卷下「重建廣惠廟記」も延祐三年の撰だが、加封には言及しない。

(99) 『元史』卷二九「泰定帝本紀」“〔泰定元年春正月丙辰〕，敕封解州鹽池神曰靈富公”。

(100) 『元史』卷二九「泰定帝本紀」“〔泰定元年二月丁丑二七日〕加封廣徳路祠山神張眞君曰普濟，寧國路廣惠王曰福祐”。

誕昭海漕之靈。廟食於茲者，千五百年。民禱而應者，萬無一失。若稽彝典，庸易徽稱。於戲，道本強名，亶服如綸之命；神無不在，尙宏體物之功。其祇汝封，以庇茲土，可易封正佑聖烈普濟昌福崇仁輔順眞君，主者施行」とあるので、じっさいには、泰定二年の發令，しかも「加封」ではなくて，“昭德”を“普濟”に改めた「易封」であることが判明する。前者についても、『元史』の「泰定帝本紀」を順にみていくと泰定三年六月に解州の鹽池廟に祭祀のための使者を派遣しており⁽¹¹¹⁾，そのご致和元年（1328）四月に，蒙山神，洞庭廟神，唐の柳宗元を祭った羅池廟とともに，改封され靈富公となったことが見えているので，泰定元年の記事は、『元史』の編纂の段階での誤りと考えられる⁽¹¹²⁾。

審議にかけられたのが最も遅い幸龍王については，致和元年六月に加封された⁽¹¹³⁾。そのほか，文書 D にはあげられていなかったが，泰定三年十一月に廬陵江神の加封，泰定四年に建德路の烏龍山神の改封がなされている⁽¹¹⁴⁾。これらもおそらくは泰定二年四月の上奏による結果，であろう。泰定二年十二月に武當山の眞武神に仕える水神，火神にそれぞれ靈濟將軍，靈耀將軍の封號を授與しているのも，あるいは関係があるのかもしれない⁽¹¹⁵⁾。

とにかく，クビライ以來，棚上げにされてきた加封，改封の案件がこのとき一氣にかたづけられたわけである。じゅうらい，泰定帝の大元ウルス治下における文化政策に對する評價は極めて低かっただけに，注目すべき事實であろう。

ただ，不思議なことに，鹽池神廟には現在もなお，多くの大元時代の碑文が残っているにもかかわらず，この泰定年間の鹽池神の改封に言及する碑文，聖旨そのものの碑刻はのこっていない。『成化山西通志』の金石の移録にもみえない。山東費縣の蒙山神祠にも泰定時代の改封を知り得る碑文，記録は一切ない⁽¹¹⁶⁾。洞庭廟，羅池廟，廬陵江神，烏龍山神についても同じである。そして祠山の廣惠廟も『祠山志』が沈黙している以上，明初においてもこの改封は知られていなかったことになる。つまり，文宗トク・テムル，トゴン・テムルの時代の間に忘れられてしまった，もしくは意圖的に消しされてしまった可能性が高い。廣惠廟には，江浙行省から，確實にこの文書 D の一字さげて記される“徽州路申汪

(111) 『元史』卷三〇「泰定帝本紀」“[泰定三年六月] 戊戌，遣使祀解州鹽池神”。

(112) 『元史』卷三〇「泰定帝本紀」“[致和元年四月] 甲寅，改封蒙山神曰嘉惠昭應王，鹽池神曰靈富公，洞庭廟神曰忠惠順利靈濟昭佑王，唐柳州刺史柳宗元曰文惠昭靈公”。

(113) 『元史』卷三〇「泰定帝本紀」“[致和元年六月甲申] 加封幸淵龍神福應昭惠公”。

(114) 『元史』卷三〇「泰定帝本紀」“[三年十一月辛酉] 加封廬陵江神曰顯應”，“[泰定四年十月] 甲辰，改封建德路烏龍山神曰忠顯靈澤普佑孚惠王”。

(115) 『玄天上帝啓聖靈異錄』，『大嶽太和山志』卷一「詔副墨第一」《元詔語》

(116) 『攬古錄』卷十九「蒙山聖旨碑」によれば“蒙古書譯文正書。山東費縣。一。至順元年馬兒年七月二十三日。一。至順四年正月上旬”なる大元時代の直譯體の碑文もあったようだが，現存しない。

王神（加）〔改〕封～右筭付徽州路總管府。准此”の部分が“廣德路申廣惠廟神改封～右筭付廣德路總管府。准此”となっているだけの同文の筭付が送付されていたはずである。くわえて、廣惠廟のみならず、著名な廟があり加封、改封をとりついできた各路に相當數、同様の筭付が送付されている可能性が高い。江浙行省の印の上に書かれた“諸神加封”の標題がそれをものがたる。しかし、ひとつとしてのこっていない。

いっぽう、彭蠡龍王、鳳州土神については、『元史』には言及がない。この文書 D がなければ知りえなかった加封、改封である。そして、じつは、肝心の汪王神についても、泰定三年七月二十一日に江浙行省から徽州路總管府にむけて忠烈廟汪王神の改封をみとめる文書が作成され、徽州路はそれを八月二十日に受け取ったのだが、『元史』の該當箇所、および「泰定帝本紀」全體のどこにもみえない。それは、一體なぜなのか。

ちなみに、ほぼ同じころ徽州路歙縣の程靈先を祭る世忠廟もまた、二通の文書をつづけて受け取っていた⁽¹⁾。

(1)

上天眷命

皇帝聖旨：徽州路歙縣世忠廟神忠烈顯惠靈順善應公程靈先，可特封忠烈顯惠靈順善應王。宜令准此。

泰定三年正月 日

(2)

皇帝聖旨裏：中書省牒：徽州路世忠廟神忠烈顯惠靈順善應公程靈先，

牒奉

敕可追封忠烈王。牒至准

敕，故牒。

泰定四年正月二十四日

中奉大夫中書參知政事史惟良

通奉大夫中書參知政事領中政使馮不花

資善大夫中書左丞朶朶

資德大夫中書右丞許師敬

榮祿大夫中書平章政事伯顏察兒

光祿大夫中書平章政事烏（都伯）〔伯都〕刺

(1) 『程氏貽範集』甲集卷一「忠烈顯惠靈順善王宣命」，『弘治休寧志』卷三一「忠烈王程靈洗敕牒」。程敏政は敕牒を『琴川壺溪譜』から抄寫した。同書では、バクバ字と漢字に行を分けて記されていたという。『篁墩程先生文集』卷三六「書先忠壯公封王宣命後」參照。

銀青榮祿大夫中書平章政事察乃

金紫光祿大夫中書平章政事領宣徽使禿滿迭兒

開府儀同三司錄軍國重事中書左丞相倒刺沙

開府儀同三司上柱國錄軍國重事中書右丞相薊國公塔失帖木兒

『忠烈紀實』には、これらに相當する命令文が收録されていない。

ことの真相は、文書 E の元統二年（1334）——江浙行省の筭付から八年が経過していた——に爲された汪宗寶等の陳情によって、判明する。すなわち江浙行省から泰定三年八月二十日に「昭忠廣仁武烈靈顯王」に改封する聖旨が下りたことを記す筭付が徽州路總管府にとどいたにもかかわらず、そのご宣命すなわち“上天眷命，皇帝聖旨～主者施行”式の雅文聖旨は、ついに忠烈廟に發令されなかったのである。カイシャン時代の至大三年（1310）に加封された近隣の信州路の自鳴山神は、ちゃんと雅文聖旨を得ている。泰定二年四月，忠烈廟と同時に祖上にあげられ改封が決まった祠山廣惠廟も、『至順鎮江志』に全文が移録されるように，その年の内に雅文聖旨を得ていた。おそらく，同時に大量の加封，改封が爲された結果，宣命の作成に翰林院のスタッフが追いつけなかったのだろう。泰定帝の即位の詔がいわゆるモンゴル語の直譯體で書かれ，次の文宗トク・テムルのときの實錄の編纂のときにも，雅文聖旨が作成されていなかったことは，有名な話だが，もたもたしているうちに，天曆の内亂になってしまったというのが真相だろう。各地の廟に加封，改封の筭付が送られたにもかかわらず，じっさいに宣命が降された廟はごくわずかだった（廣惠廟の例からすれば、『元史』の「泰定帝本紀」に記されている廟にはいちおう宣命が送られた，とみるべきか）。そのために，明初にすでにその新たな褒號の記憶が消えていたのである。

トク・テムルの時代にも，天曆の内亂の際，ダウラト・シャーの迎撃にあたってイスン・テムルに憑依，加護したという關羽¹¹⁸をはじめ，大都の城隍神，李冰とその子の二郎神等に加封がなされたが¹¹⁹，至順三年（1332）五月，太常禮儀院博士の王瓚が，この時期，各

(118) 『益都縣圖志』卷二八「重修武安王廟碑並碑陰」“國朝天曆倒刺叛。王使也先帖木率衆擊之。宣言關王附身及平。故我朝亦有顯靈英濟之贈，載於史冊”。

(119) 『元史』卷三二「文宗本紀」“[天曆元年九月庚辰]，加封漢前將軍關侯爲顯靈義勇武安英濟王，遣使祠其廟”，卷三三「文宗本紀」“[天曆二年八月甲寅] 加封大都城隍神爲護國保寧王，夫人爲護國保寧王妃”，卷三四「文宗本紀」“[至順元年正月辛巳] 加封秦蜀郡太守李冰爲聖德廣裕英惠王，其子二郎神爲英烈昭惠靈顯仁祐王”。なお、『江寧金石記』卷七「重建清源廟碑銘」によると，二郎神は，延祐年間に加號，天曆年間に改封され，トゴン・テムルの即位後にさらに「護國」の褒號を加えたことになっている。民國二三年『鄒縣新志』（『歷代鄒縣志十種』中國工人出版社 1995 年 689～690 頁）「文錄」の王思誠「重修護國聖烈昭惠靈顯仁祐王廟記」に見える號がそれであろう。同様の事例は，秦代の石碣を祀った贛雷崗の神いわゆる江東王廟神の場合にも見られ，延祐五年より後，至正年間までに三度易封されているが，『元史』には

地からさまざまな神廟の加封、改封の申請を受けたことから、褒號を亂發しないよう上奏した⁽¹¹⁹⁾。その各地の申請者のなかには、おそらく泰定年間のツケをはらってもらおうとした廟も含まれていたであろう⁽¹²⁰⁾。そうしたわけで事態は一向に進展しなかった。

しびれをきらした汪宗寶等の陳情を受けた徽州路總管府は、ただちに江浙行省に申告したところ、文資の官と肅政廉訪司の保證書が必要であるとして、いったんつき返された。書物の出版、文人の保舉とはほぼ同じ手続きが要求されたのである⁽¹²¹⁾。そこで、文資の官として、とうじ徽州路總管府のダルガで、公務として改元や正月、重陽の節句等の折に部下を率いて汪王廟で祭祀を執り行う機會が多かった鄧釋鑑自らが保證書をしたため、さらに元統二年(1334)十月、徽州路にある江東建康道肅政廉訪司の分司のドルジバルに保證書を依頼し、翌元統三年/後至元元年三月にそれを受け取り、関連の申請書一式をまとめてあらためて江浙行省に送付した。

ところが、そのごもなかなか返事はこなかった。後至元三年(1337)、ダルガは鄧釋鑑からビラに代わった。ビラは、『忠烈紀實』の序文において、泰定三年(1326)の汪王廟の改封を大都で耳にしていたというが、じっさいに徽州にきてみると、いまだに改封の宣命の申請の眞っ只中であつたわけである。後至元五年(1339)まで、忠烈廟の住持慧心等が『忠烈紀實』の編纂、刊行に走りまわっていたのも、ひとつには宣命の獲得のためなのであつた。

そして、至正二年(1342)三月二十五日、徽州路總管府はようやくながい運動の終わりを告げる江浙行省の筭付を手にした。ダルガは、さらにビラから^{シンドククス}明都古思に代わっていた⁽¹²²⁾。

記載がない。『不繫舟漁集』卷一二「江東王廟碑記」、『傳與礪文集』卷三「江東神廟記」、『申齋劉先生文集』卷五「龍泉江東廟記」

(119) 『元史』卷三六「文宗本紀」“[至順三年五月]壬辰、太常博士王瓚言：各處請加封神廟、濫及淫祠。按禮經：以勞定國、以死勤事、能禦大災、能捍大患則祀之。其非祀典之神、今後不許加封。制可”。

(120) あるいは『道園學古錄』卷四八「敕封顯祐廟碑」にみえる至順二年夏、江西行省が申請したという吉安の顯祐廟の加封、『括蒼金石志』卷十一「麗陽廟加封神號碑」にみえる至順三年九月の處州路の麗陽廟の改封——同書卷十二「麗陽祖廟之碑」によれば、申請運動自体は延祐二年に開始されている——等もそのひとつではなかったか。『元史』卷三九「順帝本紀」“[至元三年三月]癸亥、加封晉周處爲英義武惠正應王”、卷四〇「順帝本紀」“[後至元五年四月]乙未、加封孝女曹娥爲慧感靈孝昭順純懿夫人”、“[五月]丙戌、加封瀏陽州道吾山龍神崇惠昭應靈顯廣濟侯”、“[至元六年七月]甲寅、詔封微子爲仁靖公、箕子爲仁獻公、比干加封爲仁顯忠烈公”、“[八月]癸丑、加封漢張飛武義忠顯英烈靈惠助順王”、“[至正元年十二月]加封眞定路滹沱河神爲昭佑靈源侯”、“[至正二年十二月己巳]加封眞定路滹沱河神爲昭佑靈源侯”、“[至正十一年四月乙酉]詔加封河濱神爲靈源神祐弘濟王、仍重建河濱及西海神廟”などに見える諸神の加封、改封も泰定帝の時代にいったん許可されていた可能性がある。

(121) 拙稿『『四書章句』出版始末攷』参照。

(122) 『忠烈紀實』卷七下「至正壬午上元告廟文」によれば、徽州路總管府のスタッフは次のとおり。正議大夫達魯花赤明都古思、朝列大夫同知撒都失里、奉政大夫治中李榮祖、奉議大夫判官塔失帖木兒、承務郎推官張翼、儒林郎經歷張純仁、從仕郎知事張宗元、照磨丁柏。

なお、文書 E は「申請」という標題がつけられているが、じっさいには徽州路總管府が忠烈廟に送付した文書であり、適當ではないだろう。

宣命すなわち F は、撰文用の摘要をもとに、翰林院内でコンペが行われた結果、選ばれたものである。撰者は不明。管見の限り、こんにち残る元人の文集には載っていない。この宣命の日付は、至正元年閏五月某日。『元史』卷四〇「順帝本紀」に

〔至正元年〕閏五月丁丑，改封徽州土神汪華，爲昭忠廣仁武烈靈顯王。

とあるのは、まさにこれである⁽¹²⁴⁾。同じ月，九江府瑞昌縣の白龍泉のほとりにある顯濟廟の改封も行われた⁽¹²⁵⁾。しかし，こちらは『元史』の本紀には掲載されなかった。

『元史』の編纂にあたって，徽州の地からは汪克寛，趙汭等が参加した⁽¹²⁶⁾。汪克寛は，「夥

(124) 『新安汪氏慶元總譜』には，“至正元年閏五月二十九日。先泰定元年改封王號，今至正賜宣命”とある。泰定元年とするのはあきらかに誤りである。

(125) 『金石分編彙目』卷六「九江府・瑞昌縣」“宋封顯濟廟孚澤侯敕 □書。慶元六年十月十七日縣北八里白龍泉側洞内。元改封孚澤福裕仁烈英顯王聖旨 正書。至正元年閏五月 同上處”。

(126) 『進元史表』“於是命翰林學士臣宋濂、待制臣王禕、儒士臣汪克寛、臣胡翰、臣宋禧、臣陶凱、臣陳基、臣趙壘、臣曾魯、臣趙汭、臣張文海、臣徐尊生、臣黃堯、臣傅恕、臣王錡、臣傅著、臣謝微、臣高啓分科修纂。上自太祖下迄寧宗，據十三朝實錄之文，成百餘卷祖完之史。若自元統以後，則其載籍靡存。已遣使旁求，俟續編而上送”，「宋濂目錄後記」“至若順帝之時，史官職廢，皆無實錄可徵，因未得爲完書。上復詔儀曹遣使行天下，其涉於史事者，令郡縣上之。又明年（洪武三年）春二月乙丑開局，至秋七月丁亥書成……凡前書有所未備，頗補完之。其時與編摩者，則臣趙壘、臣朱右、臣貝瓊、臣朱世濂、臣王康、臣王彝、臣張孟兼、臣高遜志、臣李懋、臣李汶、臣張宣、臣張簡、臣杜寅、臣俞寅、臣殷弼，而總其事者，仍臣濂與臣禕焉”。

なお，程敏政が刊行にかかわった汪克寛『經禮補逸』（臺灣國家圖書館藏明弘治間祁門汪氏原刊本）の附録に「修史還鄉關文」と題する文書が掲載されている。

寧國府，〔准太平府關該：〕【承准

應天府牒文：〕承奉

尙書禮部符文：〕欽奉

聖旨：〔置局編修元史〕，已行纂成。洪武二年八月十一日

左丞相宣國公上

表進呈

御覽過，欽奉

聖旨：〔編史儒士一十六名，各與兩表裏，銀三十二兩。除存留外，老病的送還鄉里〕。欽此。欽遵外，數内儒士汪克寛等六名，元係徽州、紹興等府請到儒士。擬合欽依送還鄉里。爲此〕。

省部除將各人元關，號色繳回兵部外，仰欽依

聖旨事意，即便應付船隻遞送還鄉，仍行移前路官司一體應付，遇陸路應付脚力接送，無得失悞遲滯。奉此。當府除已應付外，牒可依上應付，順便船隻遞送還鄉，仍行移前路官司一體應付，如遇陸路一體應付，接送施行，毋得違悞。蒙此，當府除已應付外，關請依上施行。准此。當府除已應付外，合行移關請照驗，煩爲依上應付，順便船隻，接送施行。如遇陸路，應付脚力接送，勿遲滯。須至關者。

右關

徽州府

縣橫岡忠烈廟碑」，「越國公論」をものするなど，忠烈廟に深い關心を寄せていた⁽¹²⁷⁾。趙汴にも「祭婺源汪王廟文」の撰文があった⁽¹²⁸⁾。そのかれらが，「泰定本紀」の三年八月の箇所には，敢えて汪華の改封を記さなかった。『元史』の「順帝本紀」は，周知のごとく據るべき實録が存在しなかったために，各地に儒者を派遣し資料を収集せねばならなかった。各郡縣にも資料を献上させた。汪克寛は，洪武三年の編纂には加わらなかったが，至正元年閏五月の汪華の改封を記すよう，申し送りをしてあったのだろうか。それとも，徽州から献上された資料に據ったのだろうか。いずれにしても，寥々たる順帝の記事の中に，汪華の名が留められたのだから，張永畝をはじめとする徽州のひとびとの長期にわたる運動は，決して無駄ではなかったのである。

お わ り に

至正元年の汪王神の改封ののち，忠烈廟の住持と汪氏一族にとって，次なる目標となったのは，忠烈廟の修繕費の確保を名目とした捨田の税糧の優免であった。至正五年，住民の汪齋諭等は，歙縣の役所に陳情書を提出し，執照を手にいれる【付4・(I)】。いわゆるじゅうらいの徽州文書の概念，研究からいえば，この【付4・(G) (H) (I)】としてあげた三通の文書⁽¹²⁹⁾が一番それに近いだろうが，今回はあえて扱わず，まずその前史をたどってみた。三通の文書については，その具體性，重要性を鑑みて（じつは江南の經理に關してこれほどまでに具體的な事例は，ほとんどのこっておらず，根本資料となるものである），ほかの税糧資料とあわせて別の機會に詳細に分析することとしたい。

〔附記〕 本稿は文部科學省科學研究費補助金（特別研究員奨励金，若手研究 B）による研究成果の一部である。

(127) 『環谷集』卷三，卷八

(128) 『東山存稿』卷五「祭婺源汪王廟文」代總制王克恭奉使汪廣洋作

(129) それぞれ，目錄の卷十「〔宋〕〔元〕 敕免徵廟基稅」，「元各鄉土庶捨田姓名附畝數」，「元申包納稅糧狀」にあたる。なお，忠烈廟および總管府には，ほんらい，『台州金石錄』卷十三「元光遠庵瞻塋田畝步圖形條目」に見られるような，各田土の四至，形狀を示す土地臺帳，魚鱗冊も保管されていたと推測されるが，『忠烈紀實』には收録されていない。

【付4】

【原文】

(G)

「經理田糧」

延祐二年正月欽奉

聖旨：「經理田糧」。自實供報忠烈廟萬壽寺田地山數目于后。

總計民田地山：參拾柒畝貳拾捌步

免糧民田：貳拾參畝貳角玖步

田：壹拾玖畝貳角玖步

孝悌鄉二十都

□田：共玖畝壹角九十一步

忠田：貳畝參拾步

德政鄉九都

夏田：陸畝三角柒步

地山

登盈鄉在城東南隅一段寺廟墓地

貳畝，荒石山貳畝

東至忠順營廨舍

西至路直下至山脚

南至落星石

北至五雷真祠殿

納稅糧民田：壹拾參畝貳角□□□□

登盈鄉一都

忠田：壹畝參拾伍步

夏田：共貳畝二角七十七步

七都，夏田：三角二十三步

德政鄉九都

忠田：共壹畝參角五十一步

夏田：壹畝參拾步

哀繡鄉二十二都

夏田：壹畝貳角伍拾參步

寧仁鄉三十七都

夏田：共貳畝伍步

沙漲田：壹畝參角三拾玖步

【原文】

(H)

黃宣子「富山廟捨田記（泰定三年五月甲子記）」碑陰

住持僧惠心，嗣僧紹初，棄己衣鉢，置到捨入本廟，充常住修造，田園山地：壹拾捌畝壹拾捌步

孝女鄉

諸字等號田山：捌畝參角貳拾伍步 畝口闕
不復別

寧仁鄉

猶字分字田地：共玖畝伍拾參步

士庶捨助田地：陸拾壹畝貳角參拾捌步

舊本有各鄉逐一字號，茲不復述

明德鄉田：壹拾貳畝壹角參拾壹步

王乙提領捨田：壹畝貳角參拾步

余拱之捨田：壹畝拾玖步

吳氏妙德捨田：壹畝貳拾陸步

吳氏妙仙捨田：肆畝貳角貳拾步

邵遇甫捨田：壹畝參角伍拾捌步

朱文廣捨田：壹畝參角伍拾捌步

德政鄉田：壹拾玖畝肆拾壹步半

江壬進士捨田：壹畝參角伍拾伍步

趙提幹捨田：壹畝參拾步

江琇甫捨田：貳畝

吳誠之捨田：貳畝肆拾捌步

汪卯英捨田：壹畝參角

周竹埜捨田：壹畝參角

張仲文捨田：壹畝參角參拾步

周進寶捨田：貳畝

王文進捨田：壹畝伍步

周仁仲捨田：壹畝壹拾參步

方成之捨田：壹畝貳角

呂淳甫捨田：參角貳拾步半，水堀廿步

登盈鄉田：肆畝參角壹拾柒步

江提領捨田：參畝參角伍拾貳步

飯院主捨田：參角貳拾伍步

孝悌鄉田塘：肆畝

汪提舉捨田：參畝參角，又塘：壹角

哀繡鄉田塘：壹拾參畝伍拾肆步半

汪岩壽捨田：參畝貳角肆拾捌步

鮑得朝奉捨田：貳畝伍拾肆步半

鄒氏妙寧捨田：貳角

余儀甫捨田：壹畝

姚秀甫捨田：壹畝

汪繼祖捨田：壹畝貳拾步

周二提領捨田：貳畝壹角參拾柒步

塘：壹角拾伍步

鮑景文捨田：壹畝

寧仁鄉田：捌畝壹拾肆步

徐元六進士捨田：參畝參角肆拾肆步

吳寧之捨田：壹畝貳角

汪七四評事捨田：參角貳拾步

程道錄捨田：壹角壹拾步

張道錄捨田：壹畝貳角

【原文】

(1)

皇帝聖旨裏：徽州路歙縣，據概管住民汪齋諭等連名狀告：「欽奉

詔書內一款節該：『路府州縣名山大川，聖帝明王，忠臣烈士，凡在祀典者，各具事蹟，申聞，次第加封。廟宇損壞，官爲修葺。』欽此。伏覲

土神忠烈廟汪王，自唐迄今七百餘祀，纍朝追封，八字王爵，徽稱極矣。歸附大元，陰相官軍，削平盜寇，祈禳昭着，官民極之以安。本路委官，覈實事蹟，廉訪分司體察申聞。奏奉

聖旨，頒降詞頭

宣命，改封昭忠廣仁武烈靈顯王。神廟奠居，山嶺風雨，損朽不免。今居民捨助田地捌

拾餘畝，歲收租利，修造僅該田稅捌貫餘文。以汪忠烈輸解差稅，似爲勿論。若念土神感格，理宜優免。居民願；於衆戶內，包科稅糧納官，欣然以答神庥。如蒙准告，實慰民情。告乞施行。得此」。行據東南隅里正朱文廣等^等：「照勘；忠烈廟實有諸人捨到田畝條段，稅錢並無影射。保結乞施行。得此」。參詳；敬神以安民，乃古今通典，詢考忠烈廟神典籍，王生於隋，功著於唐，生有盛德，歿顯威靈，祈禳遂通，官民得安，今士庶捨助田地，歲收租利，修葺廟宇，概管居民，自願入於衆戶內，包納稅糧，誠不易得，非難稅糧，官不失額。抑且敬神，有慰民望。依准所告，自至正五年爲始改正，忠烈廟稅糧，於衆戶內，包科納官外，今開田畝條段稅糧，合行出給執照者。

總該田地山塘：柒拾玖畝貳角伍拾陸步，計稅錢捌貫伍佰柒拾柒文伍分參釐。

條段字號，載於碑記。

明德鄉田：壹拾貳畝壹角參拾壹步，稅錢壹貫伍佰參拾參文陸釐。

德政鄉田：壹拾玖畝肆拾壹步半，稅錢壹貫捌佰伍拾伍文壹分參釐。

登盈鄉田：肆畝參角壹拾柒步，稅錢肆佰捌拾壹文柒分貳釐。

孝悌鄉田塘：肆畝，稅錢伍佰壹拾玖文玖分柒釐伍毫。

哀綉鄉田塘：壹拾參畝伍拾肆步半，稅錢壹貫伍佰肆拾貳文壹分貳釐肆毫。

孝女鄉田山：捌畝參角貳拾伍步，稅錢壹貫貳佰玖拾貳文伍釐壹毫。

呼仁鄉田地：壹拾柒畝壹角柒步，稅錢壹貫參佰肆拾捌文肆分柒釐。

右執照付忠烈廟住持僧。准此。

印

印

忠烈廟稅糧

押 押

至正五年七月 日

印

押

司吏高時中等承。